



三重県公報

平成24年3月2日(金)

号外

目次

(番号) (題名) (担当) (頁)

監査委員公表

- | | | | |
|---|---------|--------|----|
| 2 | 監査結果の公表 | (監査委員) | 1 |
| 3 | 同件 | (同) | 94 |

監査委員公表

監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、平成23年11月14日から平成24年2月20日までに実施しました監査について、同月27日に県議会議長、知事、関係各種委員会等に提出した監査結果報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年3月2日

三重県監査委員	植	田	十	志	夫
三重県監査委員	山	本			勝
三重県監査委員	笛	井	健	司	
三重県監査委員	田	中	正	孝	

第1 監査のテーマ及び趣旨・目的

1 監査のテーマ

調査研究業務の委託について

2 監査の趣旨・目的

地方分権の進展により、県の裁量による地域の実情にそった行政サービスの提供が求められており、その指針となる各種行政計画等の策定など、政策立案等の基礎資料を得ることを目的として、外部の専門知識や技術等を有する者に委託して、多種多様な調査研究が行われている。

このような状況の中、調査研究が目的に合致して効率的に実施されているか、課題の抽出やその対策案など、成果の品質が確保され、有効に活用されているか、また、実施にあたっては、経済的に執行されているかも含めて検証し、その問題点や課題を明らかにすることにより、今後の調査研究業務委託の適切かつ効果的な実施に資することを目的とする。

第2 監査の概要

1 監査対象業務及び対象機関

監査対象業務を選定するにあたり、平成20～22年度に県が外部の者に委託して実施した調査研究で、施策の展開や事業実施方法の検討、計画の策定、あるいは現況の実態調査等を目的としたもの(ただし、個別工事にかかる調査や法令で定められている調査等は除く)のうち、本庁で契約を締結し、契約金額が100万円以上のものを対象に、各部局に対し事前調査を実施した結果、157件の委託業務を把握した。

この中から、諸施策や事業の展開を目的とした調査研究、計画策定を目的とした調査研究を中心に、部局間のバランス等を考慮し、別表(次頁)の20件の調査研究業務を監査対象とした。なお、目的が共通するものや複数年度において連続して同じ調査研究を行っているものは、それらを含めて監査対象とした。

また、監査対象機関は、調査研究業務を担当する部局とした。

(別表)

番号	調査研究委託業務名	委託年度	担当部局	契約金額(円)
①	「超高齢化地域」調査研究事業委託	H20	政 策 部	3,780,000
②	中山間地域等における中間支援業務のあり方検討事業に関する委託	H21	政 策 部	9,712,500
③	中山間地域等における中間支援業務のあり方検討事業に関する委託	H22	政 策 部	24,843,000
④	三重県IT利活用の基本方針改正支援業務	H21	政 策 部	5,355,000
⑤	1944年東南海地震災害教訓の抽出に関する研究業務委託	H20	防災危機管理部	2,142,000

番号	調査研究委託業務名	委託年度	担当部局	契約金額(円)
⑥	男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査業務	H21	生活・文化部	7,650,300
⑦	統計調査サポート事業業務	H21	生活・文化部	4,761,750
⑧	資料データ整理事業業務	H22	生活・文化部	4,839,870
⑨	ユニバーサルデザインに関する県民意識の調査及び分析業務委託	H22	健康福祉部	4,200,000
⑩	がんに係る医療資源調査事業	H21	健康福祉部	3,712,407
⑪	がんに係る医療資源調査事業	H22	健康福祉部	6,134,240
⑫	医療機関等看護職員需要調査緊急雇用創出事業業務委託	H21	健康福祉部	2,687,002
⑬	県民の子育ち・子育てに関する意識調査業務委託	H20	健康福祉部	2,730,000
⑭	伊勢湾全域海岸漂着ゴミ等実態調査事業委託業務	H21	環境森林部	75,234,600
⑮	三重県海岸漂着物実態調査委託業務	H22	環境森林部	43,575,000
⑯	「三重の木」の流通等に係る調査業務等委託事業	H20	環境森林部	3,990,000
⑰	漁業・漁村振興調査業務委託	H21	農水商工部	9,796,500
⑱	「資源生産性競争時代を見据えた産業振興調査事業」業務委託	H21	農水商工部	11,630,325
⑲	科学技術イノベーション政策推進調査事業業務委託(その1)	H21	農水商工部	2,751,000
⑳	科学技術イノベーション政策推進調査事業業務委託(その2)	H21	農水商工部	3,108,000

2 監査実施時期

平成23年11月14日から24年2月20日までの間に実施した。

3 監査対象年度

平成20年度から22年度（必要に応じて他の年度も対象とした。）

4 監査実施方法

選定した調査研究業務を担当する部局に対して、事前に事務局職員による予備監査を実施し、その結果をふまえ監査委員による監査を実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 調査研究及び外部委託の必要性
 - ・調査研究の目的が明確に示されているか。
 - ・外部委託は事業遂行に必要か。
- (2) 委託に関する事務手続き
 - ・契約方法や設計価格の積算は適切か。
 - ・契約事務手続きは会計規則等に則り適正に処理されているか。
- (3) 委託の実施方法と成果の状況
 - ・委託の実施方法は適切か。
 - ・成果はその目的や仕様書等に応じ十分な品質が確保されているか。
- (4) 成果の利活用
 - ・成果は施策展開等に活用されているか。
 - ・成果は公表されているか。
 - ・成果は共有されているか。

第3 監査の結果

1 着眼点別の意見及び状況

(1) 調査研究及び外部委託の必要性

〔調査研究の必要性〕

○¹ いずれの調査研究も、計画の策定、施策の展開等を行うための基礎資料等を得ることを目的として実施され、関連する計画、施策、事業等との整合を図るとともに、内容、実施方法等についても検討されており、その必要性は認められた。

今後とも、調査研究の目的を明確にした上で、その必要性について十分吟味し、効率的・効果的な実施に努められたい。

(状況)

調査研究は、さまざまな問題や課題を明確にし、解決していくための手法のひとつであるが、その有効性を高めるためには、事前に目的や趣旨を明らかにし、必要不可欠なものか、さらに、関連する計画、施策や事業等と合致するものかを検討する必要がある。

また、効率性・経済性の確保の観点から、継続して実施する場合には、その必要性について十分に検討を行い、社会情勢の変化に的確に対応できるよう調査研究の内容や方法を見直し、改善を図ることが必要である。

監査の結果、いずれの調査研究も、県政の抱えるさまざまな課題を解決するために実施し、その成果は、計画策定、施策展開等に反映させるものとして必要なものであった。

また、目的や趣旨等を明確にしており、その目的や社会情勢の変化をふまえ、計画や施策等と関連付けて、内容や実施時期等について検討された上で、調査研究が実施されていた。

調査研究の実施頻度については、次のとおりであった。

内 容	件数	該 当 調 査 研 究
(ア) 当該年度限り実施	6 件	①、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳
(イ) 複数年度において連続して実施	9 件	②、③、⑤、⑦、⑧、⑩、⑪、⑭、⑮
(ウ) 間隔をおいて実施	5 件	④、⑥、⑨、⑫、⑬

(イ)、(ウ)については、同様の調査研究を繰り返し行っているが、その理由として、継続的に現状を把握する必要があることや計画の見直しの基礎資料とすること等をあげており、いずれも社会情勢の変化にあわせ、調査研究の内容や実施方法の改善等が行われていた。

¹ 「○」、「●」

枠内の「○」は、監査の結果、引き続き適切な処理を求めるもの。また、「●」は、改善に向けた取組を求めるもの、再度精査を要するものを表す。

〔外部委託の必要性〕

- 県では、外部委託を推進するために「外部委託に係るガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」を、また、契約の透明性や競争性を確保するために「調査委託契約実施要綱（以下、「実施要綱」という。）」を定め運用している。

いずれの調査研究も、ガイドライン及び実施要綱で掲げている外部委託について検討すべき業務として位置づけられているものであった。

しかし、委託の目的が職員の有していない専門知識やノウハウの活用であることを理由に、ガイドラインが示す県が直接実施する場合とのコスト比較を行っていないものが多く見受けられた。

今後は、コスト比較も含めて費用対効果の観点からも、外部委託の必要性について十分な検討が行われるよう、具体的な検討手順等を示すなど、ガイドラインの見直しについて検討されたい。

(状況)

県では、県民へのサービスの質の向上、業務の効率化、責任の明確化を図る観点から、ガイドラインをもとに県が関与すべき業務の外部委託化を推進しているところであり、主な業務の類型として、(ア)アンケート業務等の定型的業務、(イ)公共施設管理・運営業務、(ウ)イベント等企画運営に関する業務、(エ)専門的な知識や技術を要する業務、(オ)高度な知識・技術を要し技術革新が早い業務をあげている。

また、実施要綱では、この要綱を適用する調査業務のひとつに、シンクタンク業務にかかる委託（構想策定等の企画調査業務をいい、工事にともなう設計・測量業務等は除く）を含めており、委託実施の基準として、高度な専門知識・特殊な技術が必要な場合、広範囲なデータの収集・多角的な分析が必要な場合等に委託を行うこととしている。

ガイドラインに示された外部委託にあたっての留意点では、「主として業務の効率化を目的とするのか、民間事業者等の知識、ノウハウ等を活用することによりサービスの質の向上を目的とするのかなど、外部委託の目的を明確にして取り組む」こととしており、さらに、「県が直接実施する場合と外部委託する場合とのコスト比較については、サービスの質の向上を図る観点に留意したうえで、中期的な視点もふまえ、人件費相当額を含めた費用で比較検討を行い、総体として効率性が拡大するか否かについて検証する」ものとしている。

監査の結果、いずれの調査研究の目的もガイドラインや実施要綱にそっており、計画策定に必要な検討資料の作成等を行うため、高度な専門知識、技術やノウハウ等を必要とするもの、広範囲なデータの収集、多角的な分析等を行うものであった。また、業務のスピード化、業務量の変動への対応等も含め、効率性・有効性の観点から検討を行い、外部委託の目的や範囲を明確にしており、概ね適切な内容となっていた。

なお、ほとんどの調査研究においては、委託内容が専門知識や技術を必要とするものであることから、県が直接実施する場合と外部委託する場合とのコストについて比較していなかった。

(2) 委託に関する事務手続き

[契約方法の考え方]

- 監査対象の契約方法については、一般競争入札が6件、特命による随意契約が7件、公募型企画提案コンペによる随意契約が7件であった。その中で、執行伺いに、随意契約の根拠及び具体的な理由が記載されていないものが見受けられたので、三重県会計規則（以下「会計規則」という。）に基づき、適正な執行に努められたい。

なお、特命による随意契約については、業務の遂行に欠かせない唯一若しくは卓越した専門性や能力を有するなどの理由により実施されているが、今後、ガイドラインにもあるとおり、これまでの委託業務を通じて得たノウハウを蓄積することにより、競争入札、企画提案コンペによる契約方法を導入するなど、競争性を高める取組を進められたい。

(状況)

調査研究業務の委託契約の締結にあたっては、実施要綱第4条において、一般競争入札を行うことを原則としており、出納局が策定している「契約事務の手引き」においては、随意契約を選択した場合、その根拠及び具体的な理由を執行伺いに記載することとしている。

また、特命による随意契約については、これまでの委託業務を通じて得たノウハウに基づき、業務内容を整理したうえで仕様書に具体的に反映させることにより、競争入札や企画提案コンペによる契約が可能となるか、個別具体的に検討するなど、可能な限り競争性及び透明性の確保に努める必要がある。

ガイドラインにおいても、競争性・透明性の確保の観点から、「委託先を特定している業務については、可能な限り業務内容の見直しを行った上で、競争性のある方法により委託するものとするが、引き続き、特定の者に委託する場合にあっては、その理由を明確にするなど契約手続きの透明性を確保するものとする。」としている。

監査の結果、公募型企画提案コンペによる随意契約において、次のような不適切な事案があった。

内 容	件数	該当調査研究
執行伺いに随意契約の根拠及び具体的な理由の未記載	1 件	⑯

他の調査研究業務は、一般競争入札、公募型企画提案コンペや特命による随意契約のいずれかの方法で契約され、一般競争入札以外の契約においては、執行伺い等にその契約方法の理由が記載されていた。また、透明性の確保等の観点から、その理由を指名審査会に諮るなどの運用がなされているなど、いずれも会計規則や実施要綱等で定められた契約方法の要件に合致する理由をあげており、概ね適切に処理されていた。

なお、契約方法をみると次のとおりであった。

契 約 方 法	件数	該当調査研究
(ア) 公募型企画提案コンペによる随意契約	7 件	①、②、④、⑬、⑯、⑰、⑲
(イ) 特命による随意契約	7 件	③、⑤、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫
(ウ) 一般競争入札	6 件	⑥、⑨、⑭、⑮、⑯、⑳

(ア) 公募型企画提案コンペによる随意契約

いずれの契約も、企画性・独自性・創造性等が必要な業務等であることから、事業者から出された提案書に基づき、価格だけでなく企画力や業務遂行能力等を含め、総合的な判断により受託事業者を決定している。

(イ) 特命による随意契約

いずれの契約も、業務の遂行に欠かせない唯一若しくは卓越した専門性や能力を有するものを受託事業者として選定している。

(ウ) 一般競争入札

募集段階での仕様書に「過去に同種の契約を締結し、その実績を有すること」を条件とし記載しているものが3件（⑨、⑯、⑰）あった。委託業務の内容や性質（専門性・特殊性）によつては、単に価格競争だけではなく、このような資格要件を契約の条件としたうえで、成果の品質を確保することもひとつの手法と考える。

〔設計価格の積算〕

- 設計価格について、多くのものは国や県の公共事業の積算基準、あるいは類似する業務を参考に積算されていたが、積算根拠が不明確なものなどが見受けられた。

また、調査研究の内容が多様であることもあり、その積算方法も一律ではなかった。

業務の効率性や説明責任の観点より、設計価格の積算基準を定め、調査研究の内容に即して積算を行うことが求められていることから、基準の策定について検討するとともに、積算技術の向上に努められたい。

(状況)

調査研究業務の委託においては、主な積算項目として人件費等の直接経費や諸経費等の間接経費があげられるが、積算根拠を明確にし、合理性や経済性等を十分考慮して積算を適切に行う必要がある。

監査の結果、調査研究の性質上、内容が多種多様であることから、積算の統一基準は定められておらず、その積算方法は一律ではなかった。

積 算 方 法	件数	該当調査研究	備 考
A+B+C1+G1+T	5 件	①、⑤、⑯、⑰、⑲	A=直接人件費、 B=直接経費 C1=諸経費 : A×係数 C2=諸経費 : (A+B)×係数 C3=諸経費 : B×係数 G1=技術管理費 : (A+C1)×係数 G2=技術管理費 : A×係数 G3=技術管理費 : (A+B)×係数 T=消費税及び地方消費税
A+B+C1+G2+T	1 件	⑯	
A+B+C1+G3+T	1 件	④	
A+B+C1+T	3 件	②、③、⑯	
A+B+C2+T	2 件	⑥、⑯	
A+B+C3+T	3 件	⑨、⑯、⑰	
A+B+T	5 件	⑦、⑧、⑩、⑪、⑫	

また、設計単価も、公共事業の積算基準や過去に実施した類似の契約を参考にするなどしており、その根拠等は一律ではなかった。

積算根拠や参考としているもの	件数	該当調査研究
(ア) 公共事業や予算要求の基準単価	2 件	⑦、⑯
(イ) 過去の国や県で実施した同種の契約	7 件	⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯
(ウ) (ア)と(イ)の単価等を併用	11 件	①、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑭、⑮、 ⑯

次に、積算項目の内訳について、共通的に積算される人件費と諸経費をみると、

[人件費の計上]

- ・20 件中 19 件が人件費を積算項目としており、その単価は、調査研究の専門性や特殊性に応じて、日額で最大 54,100 円、最少 7,550 円であった。
- ・残る 1 件(⑯)は、一部の人件費が「調査基礎経費一式」として計上されており、その積算根拠が不明確であった。

[諸経費の計上]

- ・諸経費を計上しているすべての委託契約において、対象経費に諸経費率を乗じて算出しているが、対象経費は、直接人件費に直接経費を加算しているものなど、さまざまであった。
- ・諸経費率については、10%から 120%まで幅広い率で算出されており、中には未計上のものもあった。なお、直接経費の中に諸経費も含めて計上している可能性があり、一概に不適切とは言えないが、積算根拠をより明確にして、説明責任を果たす必要がある。

さらに、アンケート調査を実施しているものは 12 件あったが、関連する切手代等の通信運搬費の算出方法も一律ではなく、その状況は次のとおりであった。

[計上した経費の種類]

経費の種類	件数	該当調査研究
直接経費として計上	8 件	①、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑯
間接経費として計上	4 件	②、③、⑯、⑰

[回収時の経費の算出方法]

また、直接経費として計上しているもの 8 件については、アンケート調査票の回収時の経費の算出方法にも違いが見受けられた。

算 出 方 法	件数	該当調査研究
返信先を県とし料金受取人払いにより算出	2 件	⑥、⑨
回収率を考慮して算出	4 件	⑩、⑪、⑫、⑯
調査手法が未確定のため、仮置で算出	1 件	①
目標回収率を定めているものの、発送数と同数で算出	1 件	⑯

その他、設計価格の積算時に、算出方法や設計単価の引用に関する誤り等がある事案が見受けられた。

内 容	件数	該当調査研究
設計単価の引用誤り	1 件	⑥
算出、積算根拠及び設計単価引用誤り	2 件	⑭、⑮

なお、調査研究業務を委託する場合の積算基準を定めている自治体もあることから、それらを参考に基準を策定し、適切な運用を行うことが望ましい。

〔契約事務手続き〕

- 契約事務手続きにおいて、執行伺い決裁後の出納局の事前検査を受けなかったもの、契約書に定めた期限内に委託料の支払いや完成検査を実施していないものなど、不適切な事案が多数見受けられた。

今後は、契約事務も含めた会計事務全般についての研修の充実、ミスが起こりやすいものについて職員への周知等とともに、内部のチェック体制を強化し、適正な執行に努められたい。

(状況)

監査の結果、会計規則等の基準に反し、次のような不適切な事案が見受けられた。

(ア) 計画・契約締結時

内 容	件数	該当調査研究
執行伺いに支払い方法の未記載	2 件	⑤、⑧
執行伺い決裁後の出納局事前検査の未受検	6 件	②、⑥、⑩、⑪、⑫、⑯
予定価格の未設定、予定価格調書の未作成	2 件	④、⑯
契約書等に支払い方法や個人情報保護等の事項が未記載	1 件	⑤
契約書等に支払い方法や概算払い金額の未記載	1 件	⑧
改正前の基準による個人情報取扱特記事項を記載	1 件	⑮

個人情報の保護等、機密性の保持が必要な業務を外部委託する場合は、その取り扱いについてあらかじめ契約書等に明記し、受託事業者にも重要性を認識させ、管理責任の所在を明確にしておく必要があり、ガイドラインにおいても留意事項として示されている。

(イ) 契約変更時

内 容	件数	該当調査研究
契約変更手続きの未実施	1 件	⑬
支出負担行為整理日の誤り	1 件	⑭

(ウ) 完成・支払い時

内 容	件数	該当調査研究
精算時に概算払精算書の未添付	1 件	③
実績報告書の提出遅延	1 件	⑫
完成検査の実施方法、時期等の不備	4 件	⑤、⑥、⑦、⑨
支払いや完成検査の履行期限内未完了	6 件	⑨、⑫、⑯、⑰、⑲、⑳

(3) 委託の実施方法と成果の状況

〔委託の実施方法〕

[十分な調整と業務管理]

- 委託の実施にあたって、事前調整や仕様書による指示が的確に行われていれば、契約変更等を行う必要のないものが見受けられた。

今後は、委託業務の内容や実施方法、目標とする成果の品質や作業工程等について、事前に十分な検討を行うとともに、状況に応じた適切な進捗管理に努められたい。

[アンケート調査の円滑な実施]

- アンケート調査を実施しているもののうち、回収率が低調なものが見受けられた。

今後は、あらかじめ仕様書等で目標回収率や回収率向上のための対策等を定め、その進捗状況を把握するとともに、必要があれば改善策を講じるなどして、幅広い意見等を反映した調査研究の成果が得られるよう取り組まれたい。

[再委託]

- 受託事業者が業務の一部を別の事業者に再委託(部分下請)しているものがあったが、契約書にそって承認されていた。

今後とも、再委託の可能性がある場合は、分割契約を検討するとともに、やむを得ない場合は、責任の所在を明確にするため、契約書等に県の承認を得るなど必要な事項を定め、進捗状況を適切に把握するよう努められたい。

(状況)

調査研究業務の委託の実施にあたっては、効率性や有効性の確保の観点から、業務内容や実施方法、目標とする成果の品質、実施時期、再委託の可能性等について、あらかじめ検討を行うとともに、契約書や仕様書等にその内容を具体的に明記することが重要である。

さらに、業務の進捗状況や課題を定期的に把握し、目的とする成果が得られるよう適切な業務管理に努める必要がある。

また、再委託については、責任の所在の明確化や進捗管理の適正化等の観点から、契約書等に原則として再委託を禁止する旨を記載し、やむを得ない場合のみ、書面で県の承認を得るように明記する必要がある。特に、特命による随意契約においては、契約の性質及び目的等から唯一の受託事業者として契約を行っていることから、再委託の承認等については、慎重に判断する必要がある。

監査の結果、多くの調査研究業務で概ね適切な業務管理がされていたが、成果の品質等に影響を与えるほどではないものの、効率性の観点から、契約内容や進捗管理等でより慎重を期して、精度を高めることが望ましいものとして、次のような事案が見受けられた。

[十分な調整と業務管理]

実施方法について、事前に手法等について十分検討する必要があるもの、受託事業者との事前調整や仕様書による指示を的確に行う必要があるものがあった。

内 容	件数	該当調査研究
事前の検討が不十分なことによる調査方法の変更	1 件	⑯
事前の調整が不十分なことによる調査期間の延長	1 件	⑰
仕様書による指示内容(報告期限)の不明瞭	1 件	⑲

[アンケート調査の円滑な実施]

アンケート調査票の回収率が低く、仕様書等で目標回収率や回収率向上のための具体的な対策等を定めるなど記載事項の充実を図るとともに、業務の進捗状況を十分把握し、指導監督を行う必要があるものがあった。

内 容	件数	該当調査研究
回収率が低調で、目標回収率や回収率向上のための対策等を仕様書等で未設定 [県内業者 33.4%、県外業者 10.6%]	1 件	⑲

一方、アンケート調査票の回収率向上に向け、工夫を行っている事例として次のようなものがあった。

工 夫 例	件数	該当調査研究
仕様書に目標回収率を記載	1 件	⑯
督促状兼礼状の送付をして、回収率 ² を向上	3 件	⑥、⑨、⑲
アンケート用紙のレイアウトや文字の大きさに配慮し、挿絵を用いるなど、説明文や回答用紙を工夫	1 件	⑨
普及啓発の内容も含めて実施	1 件	⑨

[再委託]

再委託は、一般競争入札で契約された調査研究業務において、1 件(⑰)あった。

これは、全体事業費の約 1 割の事業費で、業務本体に付随する漁船操業及び印刷業務が再委託されたものであるが、契約書に基づく協議や県の承認を得た後に実施されていた。

² 「回収率」

⑥[回収率 51.2%]、⑨[同 52.2%]、⑲[同 57.2%]

〔成果の状況〕

- いずれの調査研究も、仕様書等に記載された要件等を満たしており、必要な品質が確保されていたが、データの集計方法の工夫や、関係者への事前の周知を十分に行うことにより、さらに品質の高い成果が得られたと思われる事案も見受けられた。

今後は、充実した成果が得られるよう調査研究の計画段階から十分な検討を行うとともに、受託事業者や関係機関等に対し必要な指示や協議等を行うよう努められたい。

(状況)

調査研究の成果について、必要な品質を確保するためには、調査結果や分析結果が報告書に具体的に反映されているか、方向性や内容に改善の必要がある場合は修正させるなど、今後の施策展開等に活用しやすい内容となるよう適切な措置を講じる必要がある。

監査の結果、いずれの調査研究も、仕様書等に記載された要件等を満たしており、その目的を達成する上で必要な品質となっていた。

しかし、今後、同様の調査研究を行う場合には、より品質の高い成果を得るために、工夫や改善することが望ましい事案については、次のとおりであった。

内 容	件数	該当調査研究
事前に、調査研究の趣旨、内容や推進体制等を関係者に十分周知し、事業の具体的展開を図ることが望ましいもの	2 件	②、③
データの集計方法等について、検討することが望ましいもの	1 件	⑫

(4) 成果の利活用

〔成果の活用〕

- 多くの調査研究は、成果を活用し計画の策定や施策の展開等を行っていたが、所期の目的である施策への反映等に向け検討中のものもあることから、引き続き、所要の調整を行い、成果を早期に活用されたい。

また、今後、社会情勢の変化等により、新たな課題等も生じることから、必要に応じて追加調査を実施するなど、継続して情報の収集や検討等を行い、成果の効果的な活用に向けて取り組まれたい。

(状況)

調査研究は、その成果・結果をもとに、従来の取組に対する評価や検証の実施、政策課題の抽出、新たな創案や改善案の検討を行うなど、計画等の策定や施策・事業の展開などの政策形成に有効活用することによって、はじめて効果を発揮するものである。また、その過程において、職員の政策立案能力等の向上につながることも期待できる。

監査の結果、いずれの調査研究の成果も、計画等の策定や事業等の立案に向け、さまざまな過程で有効に活用されていたが、所期の目的である施策への反映等にいたっていないものもあった。

成果の利活用の状況は次のとおりであった。

内 容	件数	該当調査研究
計画や方針等の策定を行ったもの	4 件	④、⑥、⑨、⑬
施策や事業等の立案を行ったもの	6 件	⑤、⑦、⑧、⑩、⑪、⑯
平成 23 年度中を目途に、計画等の策定を進めているもの	3 件	⑭、⑮、⑰
継続的な調査等を実施して、具体的な事業の展開が望まれるもの	4 件	①、②、③、⑫
検討会等での議論を進め、具体的な方針の策定や事業の展開が望まれるもの	3 件	⑯、⑲、⑳

〔成果の公表〕

- 調査研究の成果について、個人情報等を含むことを理由に公表していないもの 7 件を除き、県のホームページで公表しているものは 5 件あったが、公表はしているものの、提供方法や内容が不十分なものが 5 件、公表していないものが 3 件見受けられた。

今後は、個人情報の保護等に十分配慮しつつ、広く県民が活用できるよう、県の情報提供媒体等を活用して、積極的に公表・情報共有を進めることが望まれる。

このため、「三重県情報公開条例の解釈及び運用」において、公表を目的として作成された以外の成果についても、情報提供をより積極的に行うよう位置づけるとともに、その趣旨等について、職員への周知に努められたい。

(状況)

「三重県情報公開条例」第 41 条において、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう情報提供に関する施策の推進に努めるものとされており、調査研究の成果として得られた情報は、県の政策立案だけではなく、県民や地域でも活用されるよう、個人情報や企業情報等、保護が必要な情報を除き、可能な限り積極的に公表することが望ましい。

監査の結果、県民への成果の公表の状況は、次のとおりであった。

内 容	件数	該当調査研究
ホームページで公表しているもの	5 件	④、⑥、⑨、⑭、⑮
個人情報等を含むことから、公表していないもの	7 件	⑩、⑪、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳
成果の一部は公表しているが、すべての成果をとりまとめた形式では公表していないもの	1 件	⑤
ホームページで公表していないもの	2 件	⑦、⑧
指定機関のホームページでは公表しているが、県のホームページで公表していないもの	1 件	⑫
概要のみホームページで公表しているもの	1 件	⑬
県民に有益な情報が含まれるものの、公表していないもの	3 件	①、②、③

なお、調査研究の成果に関する情報提供については、「三重県情報公開条例」の運用を定めた「三重県情報公開条例の解釈及び運用」において、「調査報告書等で公表を目的として作成され

たもの」は公表をすることとしているが、それ以外にも、県民に有益な情報もあることから、積極的な運用を行うことが望ましい。

〔成果の共有〕

- 多くの調査研究では、その成果について関係機関と共有されていたが、一部、関係機関への周知が不十分なものが見受けられた。

また、関係機関との情報共有がなされているものについても、所管部局と密接に関連する部局との情報共有にとどまっていた。

今後、各部局に蓄積されている成果や得られたノウハウ等をより有効に活用できるよう、全庁的に把握・共有できる仕組みの構築について検討されたい。

(状況)

これまでに実施された調査研究の成果や検証・評価に関する情報は、担当部局だけでなく、全庁的に共有して、今後の調査研究の質の向上やより効果的な事業の実施に向けての参考資料とする必要がある。

監査の結果、多くの調査研究では、報告書等の成果を関係機関へ配布するなどにより、情報の共有を行っていたが、今後は、府内電子掲示板に専用のメニューを設けて整理するなどの仕組みの構築により、さらに、全庁的な共有を図っていくことが望ましい。

なお、成果の共有について、検討すべきものは次のとおりであった。

内 容	件数	該当調査研究
関係機関等への周知が不十分	1 件	⑬

また、成果の検証・評価については、調査研究の目的や実施方法、実施範囲等に相異があることから、各部局が独自に実施しており、その結果は県政報告書等により事務事業レベルで公表していた。

しかし、個々の調査研究に関する情報については、全庁的に体系付けて整理し共有されていないことから、類似の関連調査等の情報が、事前に把握されていないものが見受けられた。

内 容	件数	該当調査研究
契約締結後に他部局の関連調査を把握し、調査方法を再調整	1 件	⑬

2 まとめ

今回の監査は、事前調査で把握した157件の調査研究の中から、計画の策定や施策・事業の展開を目的として行われた20件を対象として実施したところである。

監査対象とした調査研究においては、その目的の達成に向けて、概ね必要な成果等を得ていたが、外部委託の必要性の検討方法、委託契約の方法、成果の有効活用等に関し、一層留意する必要があるもののほか、設計価格の積算等が不適切なものなどが見受けられた。

今後は、監査において述べた意見に留意し、状況の変化に的確に対応して、経済性、効率性、有効性の観点から不断の改善等に努めるとともに、目的の達成に向けて、最適な調査研究の実施や利活用を図られたい。

また、こうした改善等が全庁的・継続的になされるよう、「外部委託に係るガイドライン」の見直しや積算基準の策定といった制度面の改善を図るとともに、成果の共有や積極的な情報提供がなされるような仕組みづくりについても検討されたい。

最後に、厳しい財政状況の中、行政サービスの質の向上や業務の効率化を進める観点から、外部の有する専門知識や技術力を最大限活用し、その成果を計画や施策の展開等に確実に結びつけて諸課題を解決することにより、県民ニーズに即した効果的な県政運営がなされるよう期待するものである。

第4 監査対象業務の状況

1	監査対象業務の概要	18
2	委託業務別の意見及び状況	
(参考)	「委託業務別の意見及び状況」の各ページの見方	23
①	「超高齢化地域」調査研究事業委託 (H20)	25
②	中山間地域等における中間支援業務のあり方検討事業に関する委託 (H21)	29
③	中山間地域等における中間支援業務のあり方検討事業に関する委託 (H22)	29
④	三重県 IT 利活用の基本方針改正支援業務 (H21)	33
⑤	1944 年東南海地震災害教訓の抽出に関する研究業務委託 (H20)	36
⑥	男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査業務 (H21)	40
⑦	統計調査サポート事業業務 (H21)	43
⑧	資料データ整理事業業務 (H22)	43
⑨	ユニバーサルデザインに関する県民意識の調査及び分析業務委託 (H22)	46
⑩	がんに係る医療資源調査事業 (H21)	49
⑪	がんに係る医療資源調査事業 (H22)	49
⑫	医療機関等看護職員需要調査緊急雇用創出事業業務委託 (H21)	52
⑬	県民の子育ち・子育てに関する意識調査業務委託 (H20)	55
⑭	伊勢湾全域海岸漂着ゴミ等実態調査事業委託業務 (H21)	59
⑮	三重県海岸漂着物実態調査委託業務 (H22)	59
⑯	「三重の木」の流通等に係る調査業務等委託事業 (H20)	63
⑰	漁業・漁村振興調査業務委託 (H21)	66
⑱	「資源生産性競争時代を見据えた産業振興調査事業」業務委託 (H21)	69
⑲	科学技術イノベーション政策推進調査事業業務委託 (その 1) (H21)	72
⑳	科学技術イノベーション政策推進調査事業業務委託 (その 2) (H21)	72

1 監査対象業務の概要

(1) 部局別・年度別の状況

各所管部局から事前調査票により報告された調査研究業務のうち、監査対象としたものは、20件で、契約金額は総額で232,633千円である。

部局別にみると、委託件数の多い順では、健康福祉部5件、政策部4件、農水商工部4件となっており、これらで全体の65.0%を占めている。

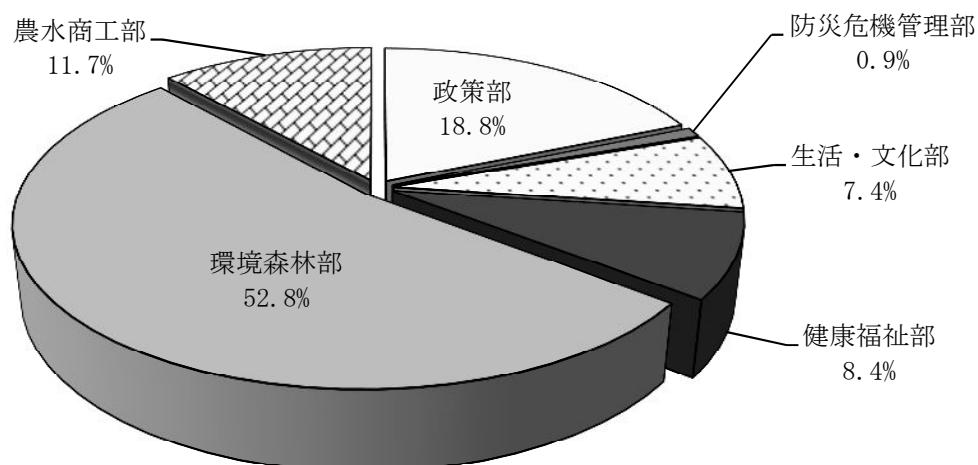
また、契約金額の多い順では、環境森林部122,800千円、政策部43,691千円、農水商工部27,286千円となっており、これらで全体の83.3%を占めている。

(A) 部局別・年度別 委託件数及び契約金額の状況 (単位:件、千円)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		合計	
	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額
政 策 部	1	3,780	2	15,068	1	24,843	4	43,691
防災危機管理部	1	2,142	0	0	0	0	1	2,142
生活・文化部	0	0	2	12,412	1	4,840	3	17,252
健康福祉部	1	2,730	2	6,399	2	10,334	5	19,464
環境森林部	1	3,990	1	75,235	1	43,575	3	122,800
農水商工部	0	0	4	27,286	0	0	4	27,286
合 計	4	12,642	11	136,399	5	83,592	20	232,633

※ 契約金額は、最終契約金額を計上した。

部局別契約金額の割合



(2) 調査研究業務の目的

委託した調査研究業務を目的別にみると、いずれも、「今後の政策形成立案」と「現況実態調査」を目的としており、あわせて、「県民ニーズ・意向調査」を目的としているものが5件、25.0% (①、④、⑥、⑨、⑫)、「研究開発」を目的としているものが3件、15.0% (⑤、⑯、⑰)である。

(B) 調査研究業務の目的 (複数回答含む) (単位: 件, %)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合 計	
	件 数	件 数	件 数	件 数	割 合
今後の政策形成立案	4	11	5	20	100.0
現況実態調査	4	11	5	20	100.0
県民ニーズ・意向調査	1	3	1	5	25.0
研究開発	1	2	0	3	15.0
合 計	10	27	11	48	—

※ 複数回答を含むため、合計件数は契約総件数20件と一致しない。

(3) 外部委託の理由

外部に委託した理由を多い順にみると、いずれも「専門性・特殊性」を理由としており、あわせて「人的体制」を理由としているものが8件、40.0% (④、⑤、⑨、⑩、⑪、⑫、⑯、⑰)、「緊急性」を理由としているものが5件、25.0% (②、③、⑭、⑮、⑯)、「経費節減」を理由としているものが1件、5.0% (⑫) となっている。

(C) 外部委託の理由 (複数回答含む) (単位: 件, %)

	件 数	割 合
専門性・特殊性	20	100.0
緊急性	5	25.0
人的体制	8	40.0
経費節減	1	5.0

(4) 予算措置の状況

予算措置の状況を多い順にみると、当初予算に計上しているものが18件、90.0%、補正予算に計上しているものが2件、10.0% (⑩、⑯) となっている。

(D) 予算措置の状況 (単位: 件, %)

	件 数	割 合
当初予算に計上	18	90.0
補正予算に計上	2	10.0
合 計	20	100.0

(5) 契約期間の状況

いずれも、単年度で契約がされており、複数年度にわたる契約はない。

(6) 契約実施頻度の状況

契約の実施頻度の状況を多い順にみると、当該年度限りで委託契約を行っているものは6件、30.0%(①、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳)、複数年度において連続して実施しているものは9件、45.0%(②、③、⑤、⑦、⑧、⑩、⑪、⑭、⑮)、間隔をおいて実施しているものが5件、25.0%(④、⑥、⑨、⑫、⑬)である。

(E) 契約実施頻度の状況

(単位：件, %)

	件 数	割 合
当 該 年 度 限 り	6	30.0
複数年度において連続して実施	9	45.0
間 隔 を お い て 実 施	5	25.0
合 計	20	100.0

(7) 契約方法の状況

契約方法の状況を多い順にみると、特命による随意契約(③、⑤、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫)と公募型企画提案コンペによる随意契約(①、②、④、⑬、⑯、⑰、⑱)がいずれも7件、35.0%、一般競争入札(⑥、⑨、⑭、⑮、⑲、⑳)は6件、30.0%である。

(F) 契約方法の状況

(単位：件, %)

	件 数	割 合
一 般 競 争 入 札	6	30.0
特 命 に よ る 随 意 契 約	7	35.0
公募型企画提案コンペによる随意契約	7	35.0
合 計	20	100.0

なお、特命による随意契約7件の理由をみると、業務の遂行に専門性等が必要で、前年度の受託事業者が引き続き継続的に実施することが経済的・効率的に有効なものが1件(③)、業務の遂行に専門性等が必要で、その者の個人の資質及び能力に係るものが1件(⑤)、その業務を着実に遂行する能力を有する唯一の機関であるものが5件(⑦、⑧、⑩、⑪、⑫)となっている。

(8) 契約先の状況

契約先の状況を多い順にみると、民間コンサルタントへの委託が14件、70.0%(①、②、③、④、⑥、⑨、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳)、学術研究機関(⑤、⑩、⑪)及び県指定機関・関係団体(⑦、⑧、⑫)への委託がそれぞれ3件、15.0%となっている。

(G) 契約先の状況 (単位: 件, %)

	件 数	割 合
学 術 研 究 機 関	3	15.0
民 間 コンサルタント	14	70.0
県指定機関・関係団体等	3	15.0
合 計	20	—

(9) 財源の状況

県単独事業として実施しているものが7件、35.0%((1)、(4)、(5)、(13)、(16)、(17)、(20))、その他が13件、65.0%となっている。

なお、その他のものは三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金((6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(14)、(18)、(19))や三重県ふるさと雇用再生特別基金((2)、(3))、三重県グリーンニューディール基金((15))によるものである。

(H) 財源の状況 (単位: 件, %)

	件 数	割 合
県 单 独 事 業	7	35.0
そ の 他	13	65.0
合 計	20	100.0

(10) 契約方法別の平均入札者数及び平均落札率の状況

契約方法別に平均落札率を高い順にみると、特命による随意契約が99.5%、公募型企画提案コンペによる随意契約が97.5%、一般競争入札による契約が84.7%となっている。

(I) 契約方法別の平均入札者数及び平均落札率の状況 (単位: 者, %, 件)

	平均入札者数	平均落札率	件 数
一 般 競 争 入 札	2.5	84.7	6
特 命 に よ る 随 意 契 約	1	99.5	7
公募型企画提案コンペによる随意契約	4.8	97.5	7

※いずれも当初契約時。

(11) 再委託の状況

調査研究業務の一部を再委託していたものが1件、5%((14))あった。

なお、本体契約は一般競争入札により行っており、再委託の内容は、調査の一部と報告書の印刷業務である。

(12) 成果の公表状況

成果の公表状況をみると、刊行物で公表しているものが7件、35.0%（⑤、⑥、⑦、⑧、⑬、⑭、⑮）、ホームページで公表しているものが7件、35.0%（④、⑥、⑨、⑫、⑬、⑭、⑮）、関係機関等で配布しているものが2件、10.0%（⑭、⑮）、公表していないものが10件、50.0%（①、②、③、⑩、⑪、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳）となっていた。

なお、公表していない主な理由は、個人情報等を含むことや政策形成や事業等の検討を行うための基礎資料であることであった。

(J) 成果の公表状況（複数回答含む） (単位：件, %)

	件 数	割 合
刊 行 物	7	35.0
ホ ー ム ペ ー ジ	7	35.0
関係機関等で配布	2	10.0
公 表 し て い な い	10	50.0

また、調査研究業務の目的別に成果の公表方法をみると、「県民ニーズ・意向調査」を目的としているものは、他と比較して、ホームページでの公表をしている割合が高かった。

(K) 委託の目的別・成果の公表方法の割合（複数回答含む） (単位：%)

	刊行物	ホームページ	関係機関等で配布	公表していない
今後の政策形成立案	35.0	35.0	10.0	50.0
現況実態調査	35.0	35.0	10.0	50.0
県民ニーズ・意向調査	20.0	80.0	0.0	20.0
研究開発	33.3	0.0	0.0	66.7

(13) 成果の利活用の状況

いずれの調査研究業務もその目的や趣旨にそって成果が活用されている。

2 委託業務別の意見及び状況

(参考) 「委託業務別の意見及び状況」の各ページの見方

I 委託業務の概要

委託業務名	整理番号 ○○○○○業務		
担当部・室	○○○○部 ○○○○室	実施年度	平成○○年度
調査研究の目的	担当部室より提出された監査提出調書等に基づき、		
委託の内容	当該委託業務の目的、外部委託の理由、委託期間、契約方法、設計金額、予定価格、契約金額等を記述しています。		
外部委託の理由			
委託期間	平成 年 月 日～ 年 月 日		
契約方法(*1) (応募者数)	○○○○契約 (○○者)		
受託事業者	株式会社○○○○○	契約金額に変更があった場合は、変更後の金額を「→」の次に記載しています。	
設計金額(*2)	当初○○○, ○○○円		
予定価格(*3)	当初○○○, ○○○円		
契約金額	当初○○○, ○○○円→変更後△△△, △△△円		

*1 契約方法には、一般競争入札、随意契約(公募型企画提案コンペ・特命)などがあります。

*2 設計金額は、人件費や諸経費など委託に必要と見込まれる費用を積算した金額で、予定価格の基礎として、仕様に基づいて、標準的な算出方法で計算される金額です。

*3 予定価格は、県が契約を締結する場合に予め作成する契約金額の基準(上限)とする価格です。

II 各視点における監査の結果

1 調査研究及び外部委託の必要性

(調査研究の必要性)

○○○○○○○○○○○○○○…

(外部委託の必要性)

○○○○○○○○○○○○○○…

調査研究の目的、趣旨を明確にして、内容や実施時期等が検討され、効果的・効率的になっているか、また、外部委託が必要な理由などについての監査結果を記述しています。

2 委託に関する事務手続き

(契約方法の考え方)

○○○○○○○○○○○○○○…

県の「会計規則」等に照らし、契約方法、設計価格の積算や事務手続きが適正に行われているかなど、委託に関する事務手続きについての監査結果を記述しています。

(設計価格の積算)

○○○○○○○○○○○○○○…

なお、「●」は速やかに是正、改善を求める事項、「○」は改善または改善についての検討を求める事項、「◎」は優良事例と思われる事項を記述しています。

(契約事務手続き)

○○○○○○○○○○○○○○…

意 見

- △△△△△△…
- △△△△△△…

3 委託の実施方法と成果の状況

(委託の実施方法)

○○○○^a○○○○○○○○…

(成果の状況)

○○○○○○○○○○○○○…

委託の実施方法や、成果について必要な品質が確保されているかなどの監査結果を記述しています。

なお、「●」は速やかに是正、改善を求める事項、「○」は改善または改善についての検討を求める事項、「◎」は優良事例と思われる事項を記述しています。

意 見

- ◎△△△△△△…
- △△△△△△…
- △△△△△△…

4 成果の利活用

(成果の活用状況)

○○○○^b○○○○○○○○…

(成果の公表・共有)

○○○○○○○○○○○○…

調査研究の目的が、調査結果を活用して達成されているかなど、活用や公表の状況についての監査結果を記述しています。

なお、「●」は速やかに是正、改善を求める事項、「○」は改善または改善についての検討を求める事項を記述しています。

a □□□□□ : □□□□□…

b □□□□□ : □□□□□…

脚注を使い、本文中の専門的な用語等についての説明を記述しています。

I 委託業務の概要

委託業務名	① 「超高齢化地域」調査研究事業委託		
担当部・室	政策部 企画室	実施年度	平成 20 年度
調査研究の目的	人口が減少し、コミュニティ機能が衰退しつつある中山間地域等における「超高齢化地域」 ^a の今後のあり方について調査研究し、施策の展開や市町をはじめとする多様な主体の具体的な取組の参考にする。		
委託の内容	(1) 「超高齢化地域」に関する実態調査(基礎調査、アンケート調査、ヒアリング調査) (2) 全国自治体や地域における「超高齢化地域」への対応施策や取組事例の収集 (3) 「超高齢化地域」のあり方に関する検討会の開催、必要資料の作成 (4) 国への提言、県・市町等の検討の内容をまとめた報告書の作成		
外部委託の理由	当該調査研究は、「超高齢化地域」に関する資料の収集・整理、地域の現状を把握するための調査や対応策の検討を行うことから、高い専門知識やノウハウに基づく広範囲なデータの収集と多角的な分析を行う必要があり、外部委託を行うことが効率的・効果的である。		
委託期間	平成 20 年 4 月 23 日～21 年 3 月 27 日		
契約方法(応募者数)	公募型企画提案コンペによる随意契約 (12 者)		
受託事業者	株式会社百五経済研究所		
設計金額	3,801,327 円		
予定価格	3,800,000 円		
契約金額	3,780,000 円		

II 各視点における監査の結果

1 調査研究及び外部委託の必要性

(調査研究の必要性)

「人口減少社会の到来」に対応するため、平成 19 年度に市町と協働で県内 13 地域を対象に人口減少が地域社会に与える影響について調査を行い、その結果、「超高齢化地域」に該当する地域〈農山村(3 地域)、漁村(1 地域)〉では、生活サービスの欠如、コミュニティ活動の限界や農林業の担い手不足と農地・森林等の荒廃等が著しいことが明らかとなった。

そこで、より詳細な地域の実態や意向を把握するとともに、全国の「超高齢化地域」の取組事例等を調査し、「超高齢化地域」のあり方に関する検討会を行って、今後の対策方針を検討し、「県民しあわせプラン第二次戦略計画」等に反映させるために実施したものであり、概ね適切な内容となっていた。

なお、当該調査研究は、すべての住民を対象として包括的に「超高齢化地域」を活性化することを目的としており、これまでの分野別に実施された地域づくりに関する調査研究とは対象や趣旨・目的等が異なることから、「県と市町の新しい関係づくり協議会」で、新たに「超高齢化地

a 『中山間地域等における「超高齢化地域」』

当該調査研究において、中山間地域(過疎、山村振興、特定農山村、農林統計区分上の山間・中間農業地域)及び準過疎、辺地の指定地域から、市街地、住居専用地域及びこれに準じる地域を除いた地域を対象としている。また、超高齢化地域とは、「高齢化率」(総人口に占める65歳以上人口の割合)が50%を超える地域と定義している。

域のあり方検討部会^bを設置して、県内の市町や関係部局等と情報共有、連携や調整を行なながら調査研究が進められていた。

(外部委託の必要性)

「I 委託業務の概要」の外部委託の理由に記載したとおり、地域の実態や意向を的確に捉えて、高度な分析等を行う必要があることから、外部事業者に委託して実施することが有効かつ効率的であるとしており、概ね適切な内容となっていた。

なお、上記の理由により、県が直接実施することが困難であるとして、「外部委託に係るガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」で外部委託にあたっての留意点として示されている人件費相当額を含めた費用で、県が直接実施する場合と外部委託する場合のコスト比較を厳密に行っていなかった。

2 委託に関する事務手続き

(契約方法の考え方)

広範囲なデータの収集と多角的な分析を行う必要があるため、価格面だけでなく、企画力、専門性及びノウハウ等を含めて総合的に評価する公募型企画提案コンペを実施しており、「三重県会計規則（以下、「会計規則」という。）」や「調査委託契約実施要綱（以下、「実施要綱」という。）」で定めた契約方法の要件に合致するもので、概ね適正な内容となっていた。

(設計価格の積算)

委託契約の予定価格を定める基礎となる設計価格については、県で実施した過去の契約や仕様（県土整備部の調査設計業務委託）を参考にしている。

また、人件費については、県の「調査設計業務設計単価表」における技術者単価を用いるなど、想定する委託業務の内容等に照らし、直接人件費、直接経費及び間接経費が積算されていた。

なお、積算項目のうち、アンケート調査票の回収経費については、調査を進める中で、その目的に必要な調査対象者や数を決定するなどの理由から、調査票の発送数と同じ部数に基づき算出されていた。

(契約事務手続き)

会計規則等の基準に基づき、概ね適正に処理されていた。

^b 「超高齢化地域のあり方検討部会」

県と市町の役割分担の明確化や行政サービスの向上等を図ることを目的とする「県と市町の新しい関係づくり協議会」の下部組織として、「超高齢化地域」のあり方を検討するために設置した組織である。

事務局は、政策部企画室で、構成は、10市町、県（政策部企画室、市町行財政室、地域づくり支援室、「美し国おこし・三重」推進室、東紀州対策室、農水商工部農山漁村室、担い手室）、学識者2名からなる。

3 委託の実施方法と成果の状況

(委託の実施方法)

関係部局や市町から、地域づくりに関する課題や現在の取組等を聴き取り、委託業務の内容や実施方法、品質、調査期間、実施時期、再委託の可能性等について検討を行うとともに、契約書や仕様書等にその内容を具体的に明記していた。

加えて、委託業務に、検討会の開催（「超高齢化地域のあり方検討部会」が兼ねている。）を含め、検討会で出された意見について受託事業者と協議し、仕様書に基づき各種調査や事例収集がなされるよう指導監督を行っていた。

(成果の状況)

「超高齢化地域」のあるべき姿について、今後の具体的な対応方向〈(ア) コミュニティの再生、(イ) 移住、二地域居住、交流の促進、(ウ) 地域経済の振興・公共空間の活用、(エ) 生活の利便性が確保され安全、安心に暮らせる地域社会の形成、(オ) 推進体制の構築〉を定め、全国の先進事例等を参考に想定できる施策をまとめた。

また、施策の推進にあたっては、県だけでなく市町や地域など、多様な主体で担うこととしており、役割分担、実施時期や負担割合の検討など具体的な施策の展開に向けた検討資料としても、概ね必要な内容となっていた。

4 成果の利活用

(成果の活用状況)

当該調査研究の成果は、今後の具体的な取組を進めるため、平成21年度から3か年で県内に3つのモデル地域を設定し、地域、市町、大学等の参画を得て、「②・③中山間地域等における中間支援業務のあり方検討事業」の中で活用している。

また、「超高齢化地域のあり方検討部会」において情報を共有して、地域づくりや過疎対策等の参考として各々の取組に生かしている。

さらに、調査研究対象の「超高齢化地域」で、南部地域^cに存する地域を対象に、これまでの取組をふまえた総合的・横断的な事業を、「みえ県民力ビジョン・行動計画(案)」において、施策「南部地域の活性化」及び選択・集中プログラム「南部地域活性化プログラム」に位置づけ、若者の働く場の確保、定住や集客交流等の一層の促進を図る予定である。

(成果の公表・共有)

成果については、県議会の常任委員会で報告を行い、関係市町には報告書を配布しているが、県ホームページなどを利用した公表にはいたっていない。

c 「南部地域」

伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

意 見

- 今後も、継続的に調査を行い、部局横断的な組織のもと、地域住民、市町、NPO や大学等多様な主体と連携・協力し、当該調査研究の成果に基づくモデル事業で得たノウハウや課題解決策を活用し、他地域への展開も含め、超高齢化地域対策に取り組まれたい。
- 成果の内容は、全国の先進事例や具体的な施策の方向性をまとめているものであり、他地域への波及効果を考慮し、個人情報等の公表に支障のある部分を除き、より広く県民への公表をすることが望ましい。

I 委託業務の概要

委託業務名	② 中山間地域等における中間支援業務のあり方検討事業に関する委託 ③ 中山間地域等における中間支援業務のあり方検討事業に関する委託		
担当部・室	政策部 企画室	実施年度	②平成 21 年度 ③平成 22 年度
調査研究の目的	<p>平成 20 年度に実施した『①「超高齢化地域」調査研究事業委託』により整理した対応方向をふまえ、21 年度から 3 か年で県内に 3 モデル地域を設定し課題を明らかにするとともに、地域住民、市町、県等の多様な主体により課題解決に向けた取組を行うことにより、中間支援業務及び組織形態のあり方等の検討を行う。</p> <p>その他、今後の施策展開や市町をはじめとする多様な主体の具体的な取組の参考とし活用する。</p>		
委託の内容	(1) モデル地域に関する実態調査(基礎調査、アンケートやヒアリング調査等に基づく地域課題の抽出) (2) 課題解決に向けた、全国自治体や地域における対応施策及び取組事例の収集整理 (3) 多様な主体が参画した検討会の開催及び具体的な取組の展開の支援 (4) 中山間地域等における地域づくりに関する中間支援業務や組織のあり方の検討 (5) (1)～(4)の結果について業務報告書を作成		
外部委託の理由	<p>当該調査研究は、中山間地域等の地理的条件が不利な地域に関する資料の収集・整理、地域の現状を把握するための調査、対応策の検討を行うことから、高度な専門知識やノウハウに基づく広範囲なデータの収集と多角的な分析を行う必要があり、外部委託を行うことが効率的・効果的である。</p>		
委託期間	② 平成 21 年 7 月 23 日～22 年 3 月 31 日	③ 平成 22 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日	
契約方法(応募者数)	② 公募型企画提案コンペによる随意契約 (2 者)	③ 特命による随意契約 (1 者)	
受託事業者	② 株式会社日本開発研究所三重	③ 株式会社日本開発研究所三重	
設計金額	② 12,340,461 円	③ 24,855,612 円	
予定価格	② 12,340,000 円	③ 24,855,000 円	
契約金額	② 9,712,500 円	③ 24,843,000 円	

II 各視点における監査の結果

1 調査研究及び外部委託の必要性

(調査研究の必要性)

当該調査研究は、平成 20 年度に実施した『①「超高齢化地域」調査研究事業委託』の結果もふまえ、21 年度から 3 か年で県内に 3 モデル地域を選定し、市町、県、大学等が参画したさまざまな取組を通じて、中間支援業務や組織形態のあり方及び県・市町の体制整備等の検討を行い、県の施策展開や市町をはじめとする多様な主体の取組の参考にするものであり、また、前年度の取組実績等を評価して調査研究を進めていることから、概ね適切な内容となっていた。

なお、当該調査研究は、モデル地域のすべての住民を対象にあらゆる分野から活性化することを目的としたものであるが、地域づくりに関する調査研究は、対象や目的は異なるものの、従来から県関係部局でもなされている。

そのようなことから、必要に応じ、地域づくりに関連する関係部局と情報共有を図るとともに、連携・調整して調査研究が進められていた。

(外部委託の必要性)

「I 委託業務の概要」の外部委託の理由に記載したとおり、地域の実態や意向を的確に捉えて、高度な分析等を行う必要があることから、外部事業者に委託して実施することが有効かつ効率的であるとしており、概ね適切な内容となっていた。

なお、上記の理由により、県が直接実施することが困難であるとして、ガイドラインで外部委託にあたっての留意点として示されている人件費相当額を含めた費用で、県が直接実施する場合と外部委託する場合のコスト比較を厳密に行っていなかった。

2 委託に関する事務手続き

(契約方法の考え方)

②の委託業務については、「I 委託業務の概要」の外部委託の理由に記載したとおり、広範囲なデータの収集と多角的な分析を行う必要があるため、価格面だけでなく、企画力や専門性及びノウハウ等を含めて総合的に評価する公募型企画提案コンペを実施している。また、③の委託業務については、業務の遂行に専門性等が必要で、前年度の受託事業者が引き続き実施することが経済的・効率的であるとして特命による随意契約で契約がなされている。

いずれも会計規則や実施要綱で定めた契約方法の要件に合致するもので、概ね適正な内容となっていた。

(設計価格の積算)

委託契約の予定価格を定める基礎となる設計価格については、県で実施した過去の契約や仕様(県土整備部の調査設計業務委託)を参考にしている。

また、人件費の積算にあたっては、県の「調査設計業務設計単価表」における技術者単価を使用し、想定する委託業務の内容等に照らし、直接人件費、直接経費及び間接経費が積算されていた。

なお、積算項目のうち、アンケート調査票の回収時に要する経費については、調査を進める中で、その目的に必要な調査対象者や数を決定するなどの理由から、間接経費に含めて計上されていた。

(契約事務手続き)

会計規則等の基準に照らし、以下のとおり不適切な事案が見受けられた。

- ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 [根拠：会計規則第121条] (②)
- ・ 概算払精算書が提出されていなかった。 [根拠：会計規則第49条・50条] (③)

意 見

- 契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

3 委託の実施方法と成果の状況

(委託の実施方法)

『①「超高齢化地域」調査研究事業委託』の調査研究の成果をもとに、県で選定したモデル地域を対象に、調査研究の内容や実施方法、品質、調査期間、実施時期、再委託の可能性等について検討を行うとともに、契約書や仕様書等にその内容を具体的に明記していた。

加えて、委託業務に、県や市町、学識者等をはじめ各団体が参画した検討会の開催を含め、検討会で出された意見について受託事業者と協議し、モデル地域において具体的な取組の支援がなされるよう指導監督を行っていた。

また、アンケート調査を実施する際にも、地域の代表者への説明を行い、回答の協力を求めていた。

(成果の状況)

当該調査研究は、「市町の推進体制」や「地域の取組意欲」等をもとに平成21年度に2地域、22年度に1地域をモデル地域として選定し、県、市町、大学等の多様な主体が参画し、(ア)地域の課題の抽出、地域住民の気運醸成、(イ)具体的な取組の展開、(ウ)地域での継続的な推進体制の構築を進めるものである。

[モデル地域選定の経緯]

(ア) 市町説明会開催(21年度：21年7月1日、22年度：22年3月2日)

- ・①『「超高齢化地域」調査研究事業委託』の調査研究結果の説明やモデル地域の募集等

(イ) モデル地域の選定

- ・3名の外部有識者によるモデル地域選定委員会により選定
- ・21年度委員会(開催日：21年7月31日) 4地域の応募
- ・22年度委員会(開催日：22年3月24日) 1地域の応募

しかし、21年度から実施している尾鷲市早田地域では、Iターンの漁業者が定着するなどの取組の成果があらわれつつあるものの、他の2地域(21年度から実施している多気町車川地域、22年度から実施している紀宝町浅里地域)については、所期の目標達成にはいたっていない。23年度もこの業務を継続していることから、今後も町や地域との調整が必要な状況となっている。

意 見

- これまでのモデル事業の取組をふまえ、今後、他地域への波及効果を高めるためには、所期の目標が達成できるよう関係機関や受託事業者との連携を密に取り組むとともに、今後、同様のモデル事業を他地域で実施する際には、募集段階から市町や地域等の推進主体に対し、事業の趣旨、内容、目標年度、推進体制等を十分周知し進められたい。

4 成果の利活用

(成果の活用状況)

当該調査研究の成果は、受託事業者より平成22年3月、23年3月に提出を受け、現在3年目の事業を進めているところである。

さらに、今後、南部地域を対象に、これまでの取組をふまえた総合的・横断的な事業を、「みえ県民力ビジョン・行動計画(案)」において、施策「南部地域の活性化」及び選択・集中プログラムにおける「南部活性化プログラム」に位置づけ、若者の働く場の確保、定住や集客交流等の一層の促進を図る予定である。

また、このプログラムを『①「超高齢化地域」調査研究事業委託』や当該調査研究で、「超高齢化地域」に対する取組において重要と認識した2つの視点〈(ア)「自立し、行動する視点」(あらゆる世代の地域住民が地域課題を把握し、地域資源を生かした取組を主体的に行うこと) や(イ)「みんなで取り組む視点」(地域住民、市町、県、大学等さまざまな主体が連携して地域資源の発掘、磨き上げ、情報発信などを通じて地域社会を支えるしくみを構築すること)〉により進めていくこととしている。

(成果の公表・共有)

成果については、県や市町の企画、地域づくり、過疎対策や農山漁村振興関係の担当者向け説明会の中で、過疎対策等の取組の参考として報告書を配布し説明を行っているが、県ホームページ等を利用した公表にはいたっていない。

意 見

- 今後も、継続的に対象地域の調査を行い、実態を把握するとともに、部局横断的な組織のもと、地域住民、市町、NPOや大学等多様な主体と連携協力し、当該調査研究の成果で得たノウハウや課題解決策を活用し他地域への展開に向け取り組まれたい。(再掲)
- 成果の内容は、モデル地域の住民の話し合いを通じて、地域の課題解決に向け取組を行うものであり、このような取組を他の地域に展開するためには、個人情報等の公表に支障のある部分を除き、より広く県民への公表をすることが望ましい。

I 委託業務の概要

委託業務名	④ 三重県IT利活用の基本方針改正支援業務		
担当部・室	政策部 情報政策室	実施年度	平成21年度
調査研究の目的	「三重県IT利活用の基本方針(平成17年度)(以下、「基本方針」という。)」は、概ね3か年を見通して策定されたが、策定から3年以上経過したことから、その間の情勢の変化を考慮し、必要な部分の見直しを行う。		
委託の内容	(1) 現行基本方針の自己評価に対する外部検証 (2) 国、他自治体や民間の情報収集及び分析 (3) IT技術動向の把握及び検証作業、情報収集結果をもとに方向性の提案 (4) 方向性に基づく資料の作成 (5) (1)～(4)による県の「基本方針」改正業務の支援		
外部委託の理由	基本方針の改正のとりまとめは、社会情勢や情報技術についての幅広い情報収集、高い専門性やノウハウに基づく分析が必要であり、そのような能力・技能を内部で調達することは難しく、外部のコンサルタントに委託する方が効率的である。		
委託期間	平成21年12月10日～22年3月26日		
契約方法 (応募者数)	公募型企画提案コンペによる随意契約 (4者)		
受託事業者	アクセンチュア株式会社		
設計金額	5,386,500円		
予定価格	5,386,500円		
契約金額	5,355,000円		

II 各視点における監査の結果

1 調査研究及び外部委託の必要性

(調査研究の必要性)

「基本方針」は、平成17年6月から概ね3年間を見越して作成し、19年度に見直し時期を迎えたが、政策部内での検討の結果、当面はそのまま延長適用することとした。

しかし、その後のITに関する社会情勢や技術の変化は大きく、基本方針の中に実情にそぐわない記述等も見られ始めたことから、延長していた方針の改正を行うこととなった。

改正にあたっては、より効率的な行政運営や費用対効果・利便性に配慮した行政サービスの維持・拡充を基本に検討を進めることとし、外部の高い専門性や知識等を活用して、現行の基本方針の自己評価に対する外部検証、IT技術の動向等の情報収集と分析及び今後の県の進むべき方向性等の提案など策定支援を得ることを目的に十分な検討を行った上で調査研究を実施しており、概ね適切な内容となっていた。

(外部委託の必要性)

「I 委託業務の概要」の外部委託の理由に記載したとおり、社会情勢や情報技術についての高い専門性が必要であり、部内で実施方法等について検討を行い、内部のみで実施するよりは、必要な時期(約3か月)に限定して外部へ委託する方が、効率面やコスト面でも優位であるとしており、概ね適切な内容となっていた。

2 委託に関する事務手続き

(契約方法の考え方)

基本方針の策定手法は多岐にわたることから、契約にあたっては単に価格面だけでなく、応募者の企画力や高度な専門性及び知識等を含めて総合的に評価する必要があり、公募型企画提案コンペを実施していた。会計規則や実施要綱で定めた契約方法の要件に合致するもので、概ね適正な内容となっていた。

(設計価格の積算)

委託契約の予定価格を定める基礎となる設計価格については、過去のIT関連の調査事業及び県の「調査設計業務設計単価表」や積算手法を参考に、想定する委託業務の内容等に照らし、直接人件費、直接経費及び間接経費が積算されており、概ね適切な内容となっていた。

(契約事務手続き)

会計規則等の基準に照らし、以下のとおり不適切な事案が見受けられた。

- ・予定価格は設定されていたものの、予定価格調書が作成されていなかった。

[根拠：会計規則第65条]

意 見

- 契約事務手続き上、不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

3 委託の実施方法と成果の状況

(委託の実施方法)

当該調査研究は「三重県IT利活用の基本方針改正版(以下、基本方針改正版という。)」を作成するための支援業務であることから、遅滞なく業務を遂行するため、仕様書でその目的や具体的な委託内容を明示するとともに、作業工程・手順等を委託業務実施計画書に定めている。

また、実施期間中は受託事業者と概ね週1～2回の頻度で打ち合わせを行うなど、進捗状況を把握するとともに、必要に応じて調整や修正等を行うなど、円滑な業務の遂行に努めており、概ね適切な内容となっていた。

(成果の状況)

契約書及びその仕様書等に基づき、従来の基本方針に基づく県の情報化に関する自己評価の検証を行うとともに、国内外の情報化の動向や県が進むべき方向性を探るため、内外のITに関する情報の調査・分析を行い、「基本方針改正版」の原案及び補足説明資料等を作成しており、クラウドコンピューティング^dやスマートフォン等の情報端末及び省電力機器にかかる新しいIT技

^d 「クラウドコンピューティング」

インターネットへ接続する環境のもと、表計算、ワープロ、電子メール等のアプリケーションソフト、大規模データの保管、企業の顧客管理業務まで、さまざまなサービスを利用する方法。「クラウド(雲)」とは、コンピューターネットワークのイメージ図において、インターネットを雲として表すことに由来し、平成18年頃から仮想化技術等を用いたより包括的な概念を表す言葉として使われるようになった。

術の動向や活用方法、包括的なITガバナンス^e（統制）に関する推進等の調査研究の成果が報告書にまとめられて、提出されていた。

また、上記のとおり、受託事業者との調整等を頻繁に行つたこともあり、基本方針の改正にかかる手続きも円滑に進み、必要な品質が確保されており、概ね適切な内容となっていた。

4 成果の利活用

(成果の活用状況)

当該調査研究の成果である改正案は、有識者懇談会やパブリックコメントを実施して、広く意見を聴取したうえで、県の「IT利活用推進本部^f（部長会議）」で「基本方針改正版」として承認を受けた。また、「基本方針改正版」の運用にあたっては、「IT利活用推進本部」を軸に、「情報システム審査委員会」、「IT利活用推進本部室長会議」や「情報セキュリティ対策室長会議」等による「三重県IT利活用推進組織体系^g」で、全庁的な統制（システム化企画、仕様書等の作成支援、予算化や入札契約等にかかる審査等）を行っている。

なお、当該調査研究で提案され、「基本方針改正版」に採択された取組事例として、「情報システム評価制度」の導入・運用がある。これは、従来の方針では行政運営における情報化のプロセス（PDCA）のうち、計画（Plan）や実行（Do）への関与だけであったものを「基本方針改正版」では評価（Check）や改善（Action）の部分を含めるなど支援の幅を広げ、包括的にITガバナンス（統制）を進めるものであり、平成23年度から試行を開始し、24年度からの「情報システム評価制度」の本格実施に向けて着実に取組を進めている。

(成果の公表・共有)

「基本方針改正版」として承認された後、平成22年4月に各部局へ文書で配布するとともに、県ホームページでも公表している。また、県内市町に対しても、同年5月の「三重県電子自治体推進連絡協議会」で説明を行い、周知等に努めている。

^e 「ITガバナンス」

「企業が競争優位性の構築を目的としてIT戦略の策定及び実行をコントロールし、あるべき方向へと導く組織能力」と経済産業省は定義している。

^f 「IT利活用推進本部」

IT（情報通信技術）を安全安心にかつ効果的に利活用することで、本県の行政運営の効率化を進めるとともに、県民サービスの向上や地域の情報化を推進するための意思決定機関をいう。

構成員は知事、副知事、知事部局の部長・理事・局長、会計管理者兼出納局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長からなり、本部長は知事となっている。

^g 「三重県IT利活用推進組織体系」

IT利活用推進本部の決定事項を推進するための組織体系をいう。

IT利活用推進本部のもとに、室長会議（各部局等の総務担当室長）、情報システム審査委員会、情報セキュリティ対策室長会議等を置く。

I 委託業務の概要

委託業務名	⑤ 1944年東南海地震災害教訓の抽出に関する研究業務委託		
担当部・室	防災危機管理部 地震対策室	実施年度	平成20年度
調査研究の目的	1944年12月に発生した東南海地震は、三重県に甚大な被害をもたらしたが、戦時中の情報統制下において発生したこともあり、地震の全容が明らかにされているとは言い難い状況にある。このため、同地震の被災者から体験談を聴き取り、被害の状況をわかりやすく絵画で描くことによって、防災教育の教材に活用するなど、今後の地震防災意識の向上や将来の災害対応の参考とする。		
委託の内容	(1) 1944年東南海地震の際に津波被害を受けた地域を対象に、同地震の体験者から当時の体験談を聴取 (2) 地震体験談の要約、整理及び地震発生後の時系列にそった災害に関する知見や教訓を抽出 (3) (1)(2)の調査をもとにした、イラストや電子媒体によるデータベースの作成		
外部委託の理由	当該調査研究は、地震体験者からの聴取調査を実施することから、被災当時の心理状況を理解しながら、聴き取りを行うことが重要であり、人間の心理に関する専門知識（社会心理学的な観点からのアプローチ）と地震・津波のメカニズムに関する専門知識が必要となる。		
委託期間	平成20年5月28日～21年3月23日		
契約方法(応募者数)	特命による随意契約 (1者)		
受託事業者	国立大学法人名古屋大学		
設計金額	2,142,210円		
予定価格	2,142,210円		
契約金額	2,142,000円		

II 各視点における監査の結果

1 調査研究及び外部委託の必要性

(調査研究の必要性)

東海地震、東南海・南海地震の発生が懸念されている中で、防災知識の普及や防災意識の向上を図り、「自助」「共助」の取組を進めることが大きな課題となっている。

大規模な地震や津波等の災害は、発生する回数が極めて少ないとから、住民自らが体験したことのない「地震像」や「津波像」を的確にイメージすることは困難であるため、過去の地震や津波に関する体験談を収集し、そこから得られる災害教訓等を後世に伝えていく取組が必要となっていた。

しかし、1944年12月に発生した東南海地震は、本県に甚大な被害をもたらし、地震防災対策を進めていく上で参考、教訓となりうる重大な地震の一つであるが、県レベルでは地震の全容が明らかにされているとは言い難い状況にあり、かつ被災体験者の高齢化が進んでいる状況にあつた。

こうした中、当該調査研究は、平成18年度から20年度までの3か年実施され、従来の震災記録とは異なり、地震の被災者から体験談を聴き取り、被害の状況を絵画で描くことにより、わか

りやすい防災教育の教材として活用するなど、今後の地震防災意識の向上や将来の災害対応の参考とすることを目的としており、概ね適切な内容となっていた。

なお、担当室では調査研究を進めるうえで、生活・文化部の県史編さん事業において、東南海地震について調査されていることを把握し、被災者の体験談に関して内容は重複しないことを確認している。

(外部委託の必要性)

「I 委託業務の概要」の外部委託の理由に記載したとおり、被災当時の心理状況を理解しながら、聴き取りを行うことが重要であり、人間の心理に関する専門知識と地震・津波のメカニズムに関する専門知識が併せて必要となるため、内部で必要な人員を確保することは難しく、外部に委託することで有効性が確保できるとしており、概ね適切な内容となっていた。

なお、委託業務の内容が、上記のとおり2種類の専門知識を併せて必要とするものであることから、県が直接実施することが困難であるとして、ガイドラインで外部委託にあたっての留意点として示されている人件費相当額を含めた費用で、県が直接実施する場合とのコスト比較は厳密に行っていなかった。

2 委託に関する事務手続き

(契約方法の考え方)

契約にあたっては単に価格面だけでなく、委託内容が人間の心理に関する専門知識と地震・津波のメカニズムに関する専門知識を併せて必要とするものであることから、特命による随意契約により契約しており、会計規則や実施要綱で定めた契約方法の要件に合致するもので、概ね適正な内容となっていた。

(設計価格の積算)

委託契約の予定価格を定める基礎となる設計価格については、過去に県で実施した同種の契約における積算や、県の「調査設計業務設計単価表」における技術者単価を参考に、想定する委託業務の内容等に照らし、直接人件費、直接経費及び間接経費が積算されていた。

(契約事務手続き)

会計規則等の基準に照らし、以下のとおり不適切な事案が見受けられた。

- 執行伺い及び契約伺いに前金払による支払いについて記載されていなかった。

[根拠：「契約事務の手引き」第3章]

- 契約書に、前金払による支払い及び個人情報の保護について記載されていなかった。

[根拠：会計規則第76条]

- 完成認定書に、委託業務の完成年月日が記載されていなかった。[根拠：会計規則第85条]

意 見

- 契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

3 委託の実施方法と成果の状況

(委託の実施方法)

調査対象及び聴取内容が調査研究の目的等に合致するよう、聴取対象者の選定にあたっては、県が事前に調査地域の市町の協力を得て候補者を定め、「現在の年齢」、「被災時の住所と地震発生時の居場所」、「被災時の職業・学年」、「家屋の被害」、「家族の身体的被害」等のパイロット調査を実施したうえで決定しており、聴取の際には県職員も立ち会っていた。その他、委託期間の全般にわたり、受託事業者や関係市町等と協議するなど指導監督に努めて調査が進められており、概ね適切な内容となっていた。

(成果の状況)

当該調査研究の成果は、仕様書どおりイラスト等の媒体を介して、わかりやすく体験談の聴取結果を要約・整理し作成されていた。今後も、各地区における体験談の整理・編集を行ったうえで、よりわかりやすい形態で災害教訓をまとめ、防災教材の作成などを進めることとしている。

なお、委託事業の評価を直接的に行ってはいないが、目的達成度については、重点事業の成果指標をもとに判断し、有効性については、成果を活用した防災授業や、出前トーク等での受講者の理解度等により判断していた。

4 成果の利活用

(成果の活用状況)

成果の一部については、翌年度に作成した「みえの防災活動事例集」に掲載し、市町、商工団体等の関係機関へ配布するとともに、防災イベントで展示するパネル資料として活用するなど、広く県民への周知を図っていた。また、平成20、21年度には、よりわかりやすい防災教材を作成するため、体験談を聴取した中から3名を抽出し、ビデオ教材を作成していた。

さらに、災害教訓の普及、浸透に向けて、22年1月には、県教育委員会と連携し、尾鷲市内の小学校で成果を活用した防災授業を実施したほか、外部からの申込による県の防災対策をテーマとした出前トークや講演会を行った際の資料・教材としても活用している。

今後も「三重県防災対策推進条例」をふまえ、自然災害全般にわたる減災を進めるため、市町と協働して「自助」「共助」を軸とした、地域における自主的な防災活動の活性化を図ることとしており、その一環として、成果をより一層活用し、防災知識の普及を進めていく必要がある。

(成果の公表・共有)

平成20年度をはじめ、各年度の成果の一部については、翌年度に作成した「みえの防災活動事例集」に掲載し、市町、商工団体等の関係機関へ配布するとともに、当該事例集を県ホームページへ掲載している。

しかし、18年度から20年度に実施された当該調査研究の個々の成果をすべてとりまとめた形式では公表されていなかったことから、23年3月の東日本大震災の発生により、県民の防災意識が高まっている中、23年度中には、これらをとりまとめた「体験談記録集」を作成するとともに、その内容を県ホームページで公表する予定である。

意 見

- 自然災害に対する減災対策として、引き続き、市町と協働して「自助」「共助」を軸に地域における自主的な防災活動の活性化を図るため、当該調査研究の成果をより一層活用し、防災知識や意識の普及・啓発を進めていく必要がある。このため、平成18年度から20年度の3か年の調査研究のすべての成果をとりまとめた「体験談記録集」の作成や公表を早期に実施できるよう取組を進められたい。

I 委託業務の概要

委託業務名	⑥ 男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査業務		
担当部・室	生活・文化部 男女共同参画・NPO室	実施年度	平成21年度
調査研究の目的	「第2次三重県男女共同参画基本計画(平成23年3月) (以下、「第2次基本計画」という。)」策定に係る基礎資料とするため、男女共同参画に関する県民の意識や生活状況を調査、把握するとともに、県民の意識の推移と生活状況の変化を明らかにするための基礎調査を行う。		
委託の内容	男女共同参画に関する県民の意識及び生活状況の調査		
外部委託の理由	当該調査研究は、単なるアンケート調査の発送、回収、集計のみではなく、クロス・属性別集計分析を行うほか、過去に実施した意識調査結果とあわせた時系列分析を行う必要があることから、統計分析にノウハウを有する外部事業者を活用して実施することが効率的である。		
委託期間	平成21年7月13日～21年12月25日		
契約方法(応募者数)	一般競争入札 (6者)		
受託事業者	株式会社日本出版		
設計金額	12,287,100円		
予定価格	12,287,100円		
契約金額	7,650,300円		

II 各視点における監査の結果

1 調査研究及び外部委託の必要性

(調査研究の必要性)

県では、「三重県男女共同参画推進条例」に基づき、平成14年度から22年度までを計画期間とする「三重県男女共同参画基本計画」を策定し、また、同計画を着実に推進するため、3次にわたる実施計画を策定して男女共同参画施策を進めてきた。その間、男女共同参画に関する県民の意識や生活状況は大きく変化しており、これらの変化を着実に第2次基本計画へ反映させる必要があった。

当該調査研究は、男女共同参画に関する県民の意識や生活状況の実態推移を把握することにより、第2次基本計画策定の基礎資料を得ることを目的として、同計画の策定日程と調整したうえで、当該調査研究の時期や期間等を定めており、概ね適切な内容となっていた。

なお、調査項目の中には、健康福祉部が所管するDV(ドメスティック・バイオレンス)に関する事項が含まれるため、担当室は、調査に先立ち同様の調査を実施していないことを健康福祉部に確認したうえで、当該調査を実施しており、概ね適切に処理されていた。

(外部委託の必要性)

「I 委託業務の概要」の外部委託の理由に記載したとおり、アンケート結果のクロス・属性別集計分析を行うほか、過去に実施した意識調査結果とあわせた時系列分析を行う必要があることから、統計分析にノウハウを有する外部事業者に委託して実施することが効率的であるとしており、概ね適切な内容となっていた。

なお、委託業務の内容が統計分析に関する専門知識やノウハウを必要とするものであり、県が直接実施することが困難であるとして、ガイドラインで外部委託にあたっての留意点として示されている人件費相当額を含めた費用で、県が直接実施する場合と外部委託する場合のコスト比較を厳密に行っていなかった。

2 委託に関する事務手続き

(契約方法の考え方)

一般競争入札により幅広く受託事業者を募集していることから、会計規則や実施要綱で定めた契約方法の要件に合致するものであり、概ね適正な内容となっていた。

委託契約の予定価格を定める基礎となる設計価格については、県の「調査設計業務設計単価表」における委託業務の技術者単価を用いるとともに、補助員については平成21年度当初予算要求基準単価を用いて、想定する委託業務の内容等に照らし、直接人件費、直接経費及び間接経費が積算されていた。

しかし、設計価格の積算にあたり、県の「調査設計業務設計単価表」から適用している設計単価が直近のものではなく、過去の単価表によるものであったので、今後適正な事務処理に努める必要がある。

なお、アンケート調査票の回収時に要する経費については、委託経費に含めず、調査票の返信先を県とし、料金受取人払いとすることにより、経費節減に努めていた。

(契約事務手続き)

会計規則等の基準に照らし、以下のとおり不適切な事案が見受けられた。

- ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 [根拠：会計規則第121条]
- ・ 契約履行の確認を行う検査員が契約の発注担当者と同一人であったので、契約発注担当者とは異なる職員が検査を行うことが望ましい。 [根拠：会計規則第85条]

意 見

- 設計価格の積算時に、単価引用に係る誤りが見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
- 契約事務手続き上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

3 委託の実施方法と成果の状況

(委託の実施方法)

アンケート調査の対象の抽出に際しては、県内を9つの地域に区分し、原則として住民基本台帳からの無作為抽出で行っているが、母集団の小さい地域の結果が全体結果に反映しすぎることがないよう、全体標本数を地域ごとの住民基本台帳登録者数の大きさに比例して抽出とともに、年齢構成や男女構成に偏りがないよう配慮して抽出されていた。

また、調査への協力のお礼と、未回収の場合の督促を兼ねたハガキを送付するなどアンケート調査の回収率を高める工夫を行った結果、有効回収率は51.2%となり、前回調査時(52.3%)と同様の回収率を確保しているほか、状況報告など必要な打ち合わせが隨時行われていた。

(成果の状況)

当該調査研究の成果は仕様書に記載された内容どおりに提出されており、成果の内容も内閣府の全国調査に比べ、「固定的な性別役割分担意識が根強い」、「女性の職業へのかかわり方についての意識が異なる」など、本県の特徴が出ているほか、過去の調査を時系列で整理した結果、県民意識の変化の状況が明らかになるなど、「第2次基本計画」策定の基礎資料として、概ね必要な内容となっていた。

意 見

- ◎ アンケート調査票の回収率向上を図るための工夫を行い、調査の円滑な実施に努めていた。

4 成果の利活用

(成果の活用状況)

当該調査研究の成果をもとに、男女共同参画審議会や男女共同参画推進会議等で市町や県民等からの意見もふまえ、施策の展開について検討を行っているほか、全庁的な男女共同参画に関する取組にも活用されている。

また、成果は、健康福祉部で、DVに関する部分を施策の参考として活用しているほか、各市町では、基本計画策定等の参考資料として、三重労働局では行政資料としても活用されている。

さらに、「平成21年度男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査概要版」を作成し、関係機関等に配布するとともに、さまざまなイベントや22年度に行った「第2次三重県男女共同参画基本計画中間案についての県民の皆さん 의견を聴く会」において配布し、普及啓発が行われている。

こうした気運醸成のもと、当該調査研究の主目的であった「第2次基本計画」を23年3月に策定している。調査研究結果では、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、また男女の賃金等の格差やM字カーブに関する問題も解消されるにいたっておらず、家事・子育て・介護の多くを女性が担っている状況がみられたことから、働く場、家庭、地域それぞれにおいて男女共同参画が進むよう引き続き取組を進めていくことが課題とされた。

このため、「第2次基本計画」では、「家庭・地域における男女共同参画の推進」を基本施策の柱の一つとして位置づけるとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や企業等における男女共同参画の推進に関する記述を多く盛り込んでいる。

今後も、「第2次基本計画」に基づく実施計画を早急に策定し、男女共同参画審議会からの提言もふまえたうえで、全庁的な取組を推進していくとともに、市町における基本計画策定支援を進めていくこととしている。

(成果の公表・共有)

当該調査研究の成果は、府内各部局、男女共同参画審議会委員、各市町等へ配布するとともに、県ホームページでも公表している。

I 委託業務の概要

委託業務名	(7) 統計調査サポート事業業務 (8) 資料データ整理事業業務		
担当部・室	生活・文化部 男女共同参画・NPO室	実施年度	(7)平成 21 年度 (8)平成 22 年度
調査研究の目的	「第2次三重県男女共同参画基本計画（平成23年3月）（以下、「第2次基本計画」という。）」を策定するにあたり、女性の参画加速やワーク・ライフ・バランスの推進等の課題解決のために、施策の参考となる統計、資料を早急に収集、整理、把握する。		
委託の内容	(1) 男女共同参画の状況を示す統計やデータ等の県、男女別、市町別等の区分に基づく収集 (2) 女性チャレンジ支援の取組を進めるため、男女共同参画センターでの取材・記録しているものをはじめ、県内のチャレンジロールモデル ^h を紹介した記事等の収集、整理、及びデータベースの作成 (3) 県内市町における各種調査結果の収集・整理 (4) (1)、(2)、(3)を整理した報告書の作成		
外部委託の理由	当該調査研究は、「男女共同参画推進条例（以下、条例といふ。）」の趣旨及び県の男女共同参画施策の内容を十分に理解したうえで、全県を対象とした資料を選別、選定する技量と企画力、ネットワーク力が必要なことから外部委託により実施することが、経済的、効率的である。		
委託期間	(7) 平成21年4月1日～22年3月31日	(8) 平成22年4月1日～23年3月31日	
契約方法 (応募者数)	(7) 特命による随意契約 (1者)	(8) 特命による随意契約 (1者)	
受託事業者	(7) 財団法人三重県文化振興事業団	(8) 財団法人三重県文化振興事業団	
設計金額	(7) 4,762,000円	(8) 4,840,000円	
予定価格	(7) 4,761,888円	(8) 4,840,000円	
契約金額	(7) 4,761,750円	(8) 4,839,870円	

II 各視点における監査の結果

1 調査研究及び外部委託の必要性

（調査研究の必要性）

当該調査研究は、社会のさまざまな分野における女性の参画等の取組を加速度的に進めるため、男女共同参画に関する状況を示す統計資料の収集、整理、調査を行うことを目的として平成21～23年度の3か年継続で実施されており、「第2次基本計画」の策定の基礎資料とするものである。

また、今後、条例制定後の10年間を振り返り、その成果を検証するとともに、各地域において見えてきたさまざまな課題の解決に向け、具体的なアクションを起こす必要があり、そのための資料として活用するため、今回データ等の収集・整理を行うこととした。

さらに、基本計画等の策定が進んでいない市町においても、これらのデータは計画策定の参考となり得るものであり、概ね適切な内容となっていた。

^h 「チャレンジロールモデル」

一人一人が具体的に自分にあったチャレンジをイメージし、選択できるようにするための身近なモデルをいう。（出展 内閣府ホームページ「男女共同参画関係用語」）

(外部委託の必要性)

「I 委託業務の概要」の外部委託の理由に記載したとおり、当該調査研究は、県の男女共同参画施策の内容を十分に理解したうえで、関係する資料を選別、選定する技量と企画力、関係機関とのネットワーク力が必要であることから、内部で必要な人員の確保が難しく、外部に委託することにより効率的に実施できるとしており、概ね適切な内容となっていた。

なお、委託業務の内容が、上記のとおりノウハウやネットワークを必要とするものであることから、県が直接実施することが困難であるとして、ガイドラインで外部委託にあたっての留意点として示されている人件費相当額を含めた費用で、県が直接実施する場合と外部委託する場合のコスト比較を厳密に行っていなかった。

2 委託に関する事務手続き**(契約方法の考え方)**

特命による随意契約により契約を締結しているが、受託事業者は、県内の市町や関係団体と連携・協働しながら男女共同参画の推進に努めてきた男女共同参画センターの指定管理者であり、「条例」の趣旨及び県の男女共同参画施策の内容を十分に理解したうえで、必要な資料を選別、選定する技量と関係機関とのネットワークを有しており、会計規則や実施要綱で定めた契約方法の要件に合致するもので、概ね適正な内容となっていた。

(設計価格の積算)

委託契約の予定価格を定める基礎となる設計価格については、予算要求基準単価等を参考に、想定する委託業務の内容等に照らし、直接人件費及び直接経費が積算されていた。

(契約事務手続き)

会計規則等の基準に照らし、以下のとおり不適切な事案が見受けられた。

- ・執行伺い及び契約伺いに概算払について記載されていなかった。

[根拠：「契約事務の手引き」第3章、会計規則第76条] [根拠:] (8)

- ・契約書に概算払金額が明記されておらず、別途起案による決裁も受けていなかった。

[根拠：会計規則第49条・50条] (8)

- ・業務完了前に完成認定を行い、支払を行っていた。

[根拠：会計規則第85条] (7)

意 見

- 契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

3 委託の実施方法と成果の状況**(委託の実施方法)**

進捗状況に関する指導監督については、中間実績報告書を書面で提出させるなど、隨時必要な確認が行われていた。

(成果の状況)

当該調査研究の成果は、仕様書どおりに作成されており、さらに仕様書には明記されていなかったが、チャレンジロールモデルや統計データ等を市町別に整理するとともに、県が今後活用する方向を想定した形で整理がなされるなど、概ね必要な品質となっていた。

4 成果の利活用

(成果の活用状況)

当該調査研究の成果については、「⑦統計調査サポート事業業務」及び「⑧資料データ整理事業業務」とも10月に中間報告を、3月に最終報告を受けている。

前者は、「第2次基本計画」策定の参考資料としたほか、後者のうち、市町における意識調査結果や推進状況に関するデータや資料は、市町からの基本計画策定等に係る照会に対し県が助言、情報提供等を行う際に活用されている。

(成果の公表・共有)

現時点で両調査によって取得・整理したデータの一部をもとにパンフレット(統計でみる「三重の男女共同参画」)を作成し、関係機関、県民に配布しているものの、県ホームページ等での公表にはいたっていない。

今後、取得・整理したデータをとりまとめ、三重県版男女共同参画統計データブックを作成するとともに、県ホームページでの公表を予定しているところであるが、公表を行う際には、データをわかりやすく明確に、また市町等が活用しやすいよう整理したうえで公表し、今後の施策推進において効果的に活用されるよう努める必要がある。

意 見

- 今後、当該調査研究の成果の公表を行う際には、データをわかりやすく市町等が活用しやすいよう整理したうえで公表し、収集したデータが今後の施策推進において効果的に活用されるよう努められたい。

I 委託業務の概要

委託業務名	⑨ ユニバーサルデザインに関する県民意識の調査及び分析業務委託		
担当部・室	健康福祉部 健康福祉総務室	実施年度	平成22年度
調査研究の目的	ユニバーサルデザインに関する県民意識等について、経年変化や性別、年齢別等で調査・分析を行い、「第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(平成23年4月)（以下、「第2次推進計画」という。）」策定及び同計画に基づく「ユニバーサルデザインのまちづくり」を推進するための施策の基礎資料を得る。		
委託の内容	(1) 20歳以上の県民を対象としたユニバーサルデザインに関する意識等のアンケート調査の実施 (2) (1)の結果の集計、分析及び報告書の作成		
外部委託の理由	当該調査研究は、調査票の質問の仕方やレイアウト等を工夫することにより、回収率を高めるとともに、ユニバーサルデザインの普及啓発につなげる必要があることから、高度な専門知識やノウハウを活用し行うことが有効である。また、広範囲なデータの収集と多角的な分析を行う必要があり、外部委託を行うことが人的体制からも効率的である。		
委託期間	平成22年6月7日～22年12月13日		
契約方法 (応募者数)	一般競争入札 (1者)		
受託事業者	株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 三重研究所		
設計金額	4,301,850円		
予定価格	4,301,850円		
契約金額	4,200,000円		

II 各視点における監査の結果

1 調査研究及び外部委託の必要性

(調査研究の必要性)

「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(以下「条例」という。)」に基づき、平成19年度から22年度までを計画期間とする「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(以下「第1次推進計画」という。)」が策定され、同計画に基づくさまざまな取組が進められてきたところである。

当該調査研究は、「第1次推進計画」に基づく取組の成果について検証を行い、「第2次推進計画」の策定や関連施策の基礎資料を得ることを目的としていることから、概ね適切な内容となっていた。

(外部委託の必要性)

「I 委託業務の概要」の外部委託の理由に記載したとおり、外部事業者に委託して実施することが有効かつ効率的であるとしており、概ね適切な内容となっていた。

なお、委託業務の内容が専門的な見地から助言を受けて実施することが有効との判断から、ガイドラインで外部委託にあたっての留意点として示されている人件費相当額を含めた費用で、県が直接実施する場合と外部委託する場合のコスト比較を行っていなかった。

2 委託に関する事務手続き

(契約方法の考え方)

一般競争入札により幅広く受託事業者を募集するとともに、「過去に同種の契約を締結し、その実績を有すること」を条件として記載することにより成果の品質の確保をしており、会計規則や実施要綱で定めた契約方法の要件に合致するもので、概ね適正な内容となっていた。

(設計価格の積算)

委託契約の予定価格を定める基礎となる設計価格については、県の「調査設計業務設計単価表」を参考としているほか、県で過去に実施した同種の契約と内容や難易度等について比較検討し、直接人件費、直接経費及び間接経費が積算されていた。

なお、アンケート調査票の回収時の経費については、委託経費に含めず、調査票の返信先を県とし料金受取人払いとすることにより、適切な積算に努めていた。

(契約事務手続き)

会計規則等の基準に照らし、以下のとおり不適切な事案が見受けられた。

- ・ 完成検査が契約書に基づく履行期限内に行われていなかった。
- ・ 契約履行の確認を行う検査員が契約の発注者と同一人であったので、契約発注担当者とは異なる職員が検査を行うことが望ましい。 [根拠：会計規則第85条]

意 見

- 契約手続き上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

3 委託の実施方法と成果の状況

(委託の実施方法)

「第1次推進計画」策定の際に同様のアンケート調査が行われていたが、今回の調査実施にあたっては、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会ⁱにおいて前回調査と対比させた上で、新たに確認や改善すべき事項等が協議され、より有効な調査となるよう検討が行われた。

特に、調査票の回収率を高めるための項目（回収期限直前に調査対象者全員へ督促状兼礼状を送付すること）のほか、県が作成した調査票の原案に対し、専門的見地から助言すること等を仕様書に明記し、絵や写真の挿入、文字の大きさ、レイアウト、設問項目数に配慮し、調査の精度を高めるよう工夫しており、概ね適切に処理されていた。

なお、設問ごとにユニバーサルデザインの意義や必要性等について理解できるよう、普及啓発も兼ねた内容の調査票を作成し調査を行った結果、有効回収率は52.2%（前回の回収率は39.6%）を確保している。

ⁱ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、条例第9条に基づき設置される協議会で、学識経験者や障がい者等で構成されている。

(成果の状況)

ユニバーサルデザインに関する県民意識等について、仕様書で定められた内容どおりにまとめられ、当該調査の目的である「第2次推進計画」策定や今後の施策の検討のための基礎資料として、概ね必要な内容となっていた。

意 見

- ◎ アンケート調査を実施するにあたり、調査票の回収率向上を図るための工夫や普及啓発も兼ねた分かりやすい調査票とするなどの工夫により、調査の円滑な実施を図っている。

4 成果の利活用

(成果の利活用)

当該調査研究の結果、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく上で、県民が特に大切と考えていることは、人にやさしくする気持ちを育む教育であることが明らかとなった。

これをふまえ、「第2次推進計画」の中で、重点的に取り組む項目に、次世代を担う子どもたちを中心とした意識の啓発を掲げ、学校等と連携し、出前講座やユニバーサルデザインのまちづくり賞^j等を通じて、子どもたちへの学習機会を提供しているほか、教職員に対しても、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、授業で実践できるよう、県・市町教育委員会と連携しながら研修等に取り組んでいるところである。

また、その他の「第2次推進計画」であげたさまざまな取組についても、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進本部^kにおいて、同計画の進捗状況や全庁的に取り組むべき課題について協議するなど、関係部局と連携し推進している。

ユニバーサルデザインのまちづくりのあるべき姿を実現するにあたっては、市町、社会福祉協議会、学校、地域の団体や企業等が主体となっていく必要があり、今後これら主体間のネットワークづくりや意識づくりに取り組んでいくとしている。

(成果の公表・共有)

当該調査研究の成果については、冊子等での配布は行われていないが、県ホームページに報告書(全編)及び「第2次推進計画」を掲載し、他部局、関係機関や県民に対して広く公表している。

また、市町の担当者会議やユニバーサルデザインに関する取組を行っている地域の団体等との意見交換会の際にも情報共有が行われている。

j 「ユニバーサルデザインのまちづくり賞」

ユニバーサルデザインの考え方を理解し、積極的に取り組んだ施設や活動、また将来を担う小学生や中学生のアイデアやポスターを表彰し、優れた取組を広く普及させることを目的としており、小中学生を対象としたUDのたまご(アイデア)部門やポスター部門がある。

k 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進本部」

ユニバーサルデザインのまちづくりについて、総合的な取組を推進するために設置されており、健康福祉部長を本部長とし、県庁内各部局長等で構成されている。

I 委託業務の概要

委託業務名	⑩ がんに係る医療資源調査事業 ⑪ がんに係る医療資源調査事業		
担当部・室	健康福祉部 健康づくり室	実施年度	⑩平成21年度 ⑪平成22年度
調査研究の目的	がん患者が「がん診療連携拠点病院 ¹ 」等で手術等の専門的な治療を行った後に、在宅医療や地域の医療機関で行う診療の計画を定めた「地域連携クリティカルパス ² 」の運用を進めるには、各地域の医療機関の受け入れ情報の把握が必要であることから、医療資源等のデータベースを構築する。		
委託の内容	(1) がん診療を実施している県内の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設を対象とした医療資源等のがん患者の受け入れ情報の調査及び取りまとめとデータベース化 (2) 医療関係者向け情報にかかる調査結果について、閲覧を医療関係者に制限するセキュリティーを確保の上、ホームページで公開		
外部委託の理由	当該調査研究は、県内全域の医療機関を対象として実施することから、内部には県内におけるがん治療の状況や病院と病院の連携(病病連携)、病院と診療所の連携(病診連携)等についてのノウハウではなく、地域連携クリティカルパスの運用や医療の現場で必要なニーズを熟知しているなど専門性と知識を有した外部の受託事業者に委託することが効率的である。		
委託期間	⑩ 平成21年9月1日～22年3月31日	⑪ 平成22年4月1日～23年3月31日	
契約方法(応募者数)	⑩ 特命による随意契約 (1者)	⑪ 特命による随意契約 (1者)	
受託事業者	⑩ 国立大学法人三重大学医学部附属病院	⑪ 国立大学法人三重大学医学部附属病院	
設計金額	⑩ 3,712,514円	⑪ 当初：7,534,240円	
予定価格	⑩ 3,712,514円	⑪ 当初：7,534,240円	
契約金額	⑩ 3,712,407円	⑪ 当初：7,534,240円 → 変更後 6,134,240円	

II 各視点における監査の結果

1 調査研究及び外部委託の必要性

(調査研究の必要性)

在宅医療を担う「在宅療養支援診療所等」については、厚生労働省東海北陸厚生局への届出で診療所等の概要は把握されているが、実際の診療内容や在宅医療に対応できる医療資源等が十分に把握されていないといった課題があったことから、県として、がん診療に関する「病病連携」や「病診連携」を推進して、各医療機関の受け入れ情報の把握等を行うことを目的として、当該調査研究を実施することが必要となった。

¹ 「がん診療連携拠点病院」

「がん対策基本法」に基づき、2次医療圏の医療機関の連携の中心となり、治療の地域格差の是正を図り、地域全体で質の高いがん対策を行う拠点病院。全国351病院が拠点病院として厚生労働省により指定されている。

² 「地域連携クリティカルパス」

患者が発症した「急性期」から集中的なリハビリ等を実施する「回復期」、生活機能維持のためのリハビリをする「維持期」まで、切れ目のない治療を受けるための診療計画表。患者の病状や障がいの内容、日常生活評価等を医師やリハビリスタッフ、看護師らが書き込み、転院先等に渡す。中核病院から開業医、介護施設を含む幅広い医療機関の「共通言語」となる。

また、平成24年度に策定する次期「がん対策戦略プラン」において、在宅医療の推進は重要な課題としており、その推進を図るため、県として実態把握に努める必要もあるなど、概ね適切な内容となっていた。

(外部委託の必要性)

「I 委託業務の概要」の外部委託の理由に記載したとおり、がん治療に関する専門性が必要であり、内部で実施することは難しく、また、費用についても、大半を占める調査員単価を県の業務補助員単価に抑えるなど、経済性及び効率性の観点から検証を行っており、概ね適切な内容となっていた。

2 委託事務手続き

(契約方法の考え方)

当該調査研究の目的である、がん治療における「病病連携」や「病診連携」を進めるには、唯一、県単位のがん診療連携拠点病院に指定されている受託事業者が現場の状況や今後の円滑な連携に向けて必要なデータの選択等、必要とする高度の専門性を有しており、会計規則や実施要綱で定めた契約方法の要件に合致するもので、概ね適正な内容となっていた。

(設計価格の積算)

委託契約の予定価格を定める基礎となる設計価格については、業務補助職員単価など予算要求基準単価等で、直接人件費及び直接経費が積算されていた。

また、積算項目のうち、アンケート調査票の回収経費は、想定される回収部数に基づき算出することにより、概ね適切な内容となっていた。

(契約事務手続き)

会計規則等の基準に照らし、以下のとおり不適正な事案が見受けられた。

- ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。[根拠：会計規則第121条] (⑩、⑪)

意 見

- 契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

3 委託の実施方法と成果の状況

(委託法の実施方法)

現行の「三重県がん対策戦略プラン改訂版」では、平成24年度までに、がん患者の術後治療等について、在宅医療や地域の医療機関で行う診療の計画を立てる「地域連携クリティカルパス」の運用を目指しており、着実に当該調査研究を実施し、実質的な成果を上げるために、調査の実施前から医療関係者等で構成する「医療資源調査ワーキンググループ」を設立し、専門家による調査手法の検討や必要な指導を継続的に受けるなど、調査研究の円滑な実施に努めていた。

(成果の状況)

前記のとおり、「医療資源調査ワーキンググループ」からの指導や助言に加え、当該データベースを実際に利用する医療機関関係者に対してアンケートを実施するとともに、データベース利用者の視点でも調査研究内容の改良等を行うなど、当該調査研究の成果は、その目的である病病連携や病診連携を促し、「地域連携クリティカルパス」を推進する上で、概ね必要な品質となっていた。

4 成果の利活用

(成果の活用状況)

精神単科を除く県内医療機関、調剤薬局、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、訪問看護ステーション等のすべて(2,239 施設)を対象に実施した当該調査研究により得られたデータを基にデータベースを構築することで、各医療機関等が有する医療資源等の状況について医療関係者間で情報共有を図っていた。

共有された情報をもとに、病病連携や病診連携が促され、平成23年度から県内全てのがん診療拠点病院(計画策定時は5病院、現在は6病院)で、「地域連携クリティカルパス」の策定が行われ、「三重県がん対策戦略プラン改訂版」で定めた目標年(24年度)に向けた運用が計画どおり進められている。

(成果の公表・共有)

当該調査研究の成果は、在宅医療を検討する上で、患者にとっても重要な資料であることから、「三重医療安心ネットⁿ」とも連携して、医療機関の所在地等を地図情報に加えるなど、提供可能なデータの有効な活用についても検討を進めている。さらに、各地区医師会からの要請等により、集約データを活用して、がん以外の疾病にも対応した地域におけるデータベースを構築するなどの副次的効果も生まれている。

ⁿ 「三重医療安心ネット」

三重県内の複数の医療機関で、個人情報の保護(患者から同意等)を講じた上で、インターネット回線を用い医療情報を共有するシステム。薬の処方、血液検査の結果、レントゲンやCT(コンピューター断層撮影装置)等の画像情報とレポート等が、異なる医療機関間で共有されている。

I 委託業務の概要

委託業務名	⑫ 医療機関等看護職員需要調査緊急雇用創出事業業務委託		
担当部・室	健康福祉部 医療政策室	実施年度	平成 21 年度
調査研究の目的	看護職員の離職が多く、復職が進まないことから、県内の病院における看護職員の需要状況や雇用の実態等を把握し、人材育成、離職防止及び復職の支援策を検討するための基礎データを取得する。		
委託の内容	県内の病院(106か所)を調査対象とした、看護職員の募集・就業・離職者数、人材確保対策、育成支援等の状況を把握するための調査項目の検討、調整、アンケートの実施、回収データ集計、分析及び報告書の作成		
外部委託の理由	当該調査研究は、看護職員の就労状況を把握し、離職等の要因分析や人材確保対策等の支援策の効果測定を行うことから、看護の現場を熟知しており、専門的な見地から情報収集や分析等を行える外部の事業者に委託して実施することで、円滑で効率的な調査が実施できる。		
委託期間	平成 21 年 6 月 15 日～21 年 12 月 14 日		
契約方法 (応募者数)	特命による随意契約 (1 者)		
受託事業者	社団法人三重県看護協会		
設計金額	当初：2,951,880 円		
予定価格	当初：2,951,565 円		
契約金額	当初：2,844,038 円 → 変更後 2,687,002 円		

II 各視点における監査の結果

1 調査研究及び外部委託の必要性

(調査研究の必要性)

厚生労働省が所管する看護職員需給見通し策定のための実態調査が 5 年毎に行われているが、前回(平成 17 年度)の看護職員需給見通し策定以降に、「7 対 1 入院基本料」^oの導入、多様な勤務形態の導入促進などといった国の医療政策の転換等が行われ、県内でも医療機関における看護職員の実数と需要数との間にさらなる乖離が生じてきていると考えられた。さらに、県内の看護職員の確保状況は全国に比べると低位となっており、現状の施策の妥当性や今後の事業展開を検討する上で、県内病院における看護職員の現状把握を行うことを目的に実施されたものであり、概ね適切な内容となっていた。

(外部委託の必要性)

「I 委託業務の概要」の外部委託の理由に記載したとおり、当該調査により看護職員の就労状況を的確に把握するには、看護職場の現状を熟知し、専門的な見地から情報収集や分析等を行う

o 「7 対 1 入院基本料」

入院基本料は、病院が患者を入院させた際、病院に支払われる「診療報酬」の名称で、「7 対 1」、「10 対 1」、「13 対 1」、「15 対 1」は患者に対する看護職員の配置を示し、たとえば「7 対 1」は 1 日 24 時間を平均して患者 7 人に対し 1 人の看護職員が勤務していることをいう。

必要があることから、外部に委託することで効率的な調査が期待できるとして実施したもので、概ね適切な内容となっていた。

なお、上記の理由により県が直接実施することは困難なものとして、ガイドラインで外部委託にあたっての留意点として示されている人件費相当額を含めた費用で、県が直接実施する場合と外部委託する場合のコスト比較を行っていなかった。

2 委託に関する事務手続き

(契約方法の考え方)

受託事業者は、県内で唯一「都道府県ナースセンター」に指定され、看護職員の就労を支援するとともに、看護職員の意向調査結果を隨時把握しており、調査項目の検討や結果の分析に関して、これまでに蓄積された看護職員関係調査のノウハウに基づき、円滑で効率的な調査の実施が可能であるとしており、会計規則や実施要綱で定めた契約方法の要件に合致するもので、概ね適正な内容となっていた。

(設計価格の積算)

委託契約の予定価格を定める基礎となる設計価格については、業務補助職員単価など予算要求基準単価等で、直接人件費及び直接経費が積算されていた。

また、積算項目のうち、アンケート調査票の回収経費は、想定される回収部数に基づき算出することにより、適切な積算に努めていた。

(契約事務手続き)

会計規則等の基準に照らして、以下のとおり不適切な事案が見受けられた。

- ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 [根拠：会計規則第121条]
- ・実績報告書の提出が遅滞していた。 [根拠：会計規則第83条]
- ・委託料の支払いが、契約書に規定する期限より遅滞していた。

意 見

- 契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

3 委託の実施方法と成果の状況

(委託の実施方法)

調査研究の実施にあたっては、県職員も参画して、調査項目の選定や実施方法等の検討を行い、県病院協会や県医師会等の関係機関に対しても調査実施前に調査の趣旨やアンケート内容等を説明して、理解を得た上で実施しており、必要な諸調整を行っていた。

④ 「都道府県ナースセンター」

未就業看護師等の就業促進に必要な事業、看護業務等のPR事業及び訪問看護に従事する者の資質の向上など訪問看護の実施に必要な支援事業を行う組織で、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき知事が指定する。三重県では唯一三重県看護協会が指定されている。

こうした取組もあって、アンケートの回収率も83.0%となっており、その後の集計・分析等においても、継続して受託事業者と連絡調整を行うなど、円滑な調査研究の実施に努めていた。

(成果の状況)

県内の病院における看護職員の需要状況や雇用の実態等が把握されており、調査研究の目的に照らし、基礎データとして必要な品質となっていた。

しかしながら、調査内容において、例えば「多様な勤務形態の導入状況」や「看護職員の確保・定着のための取組」について、看護職員の退職者数等とクロス集計を行ったならば、「どのような勤務形態や対策等を講じることにより、退職者が少なくなっているのか。」などを分析することが可能となり、今後の施策検討の際に活用しやすくなることから、集計方法の工夫が望まれる。

意 見

- 当該調査研究の成果を今後の施策検討の際に活用しやすくなるよう、集計方法等を検討することが望ましい。

4 成果の利活用

(成果の活用状況)

当該調査研究では、病院での看護職員の必要数や欠員数など、看護職員の需要状況や雇用の実態等の現状把握ができたが、単年度での調査研究では、現状把握に留まってしまうことから、当該調査研究の成果を基に、類似する国の調査等を参考とするほか、必要があれば追加調査を行うなど、経年変化をとらえて、展開中の施策・事業の効果の検証や新たな施策・事業等について、引き続き検討することが望ましい。

(成果の公表・共有)

当該調査研究の成果は、「三重県ナースセンター」に指定されている県看護協会の情報提供媒体で公表しているほか、結果報告書を県内病院、医師会、病院協会等の関係機関に配付していたが、県の情報提供媒体での公表にいたっていない。

意 見

- 当該調査研究の結果及び類似調査による経年変化を確認するなど、展開中の施策や事業の効果の検証や新たな施策・事業について、継続して検討していくことが望ましい。
- 当該調査研究の成果を県看護協会の情報提供媒体で公開しているほか、報告書を関係機関に配付しているものの、県の情報提供媒体も活用して、広く情報提供を行うことが望ましい。

I 委託業務の概要

委託業務名	(13) 県民の子育ち・子育てに関する意識調査業務委託		
担当部・室	健康福祉部 こども未来室	実施年度	平成 20 年度
調査研究の目的	「第二期三重県次世代育成支援行動計画(以下、「第二期行動計画」という。)」(平成 22 年度～26 年度)の策定に向けた基礎資料とともに、今後 5 年間の子どもに関する政策の検討材料を収集するため、県民の子育ち・子育てに関する意識調査を実施する。		
委託の内容	(1) 20 歳以上の県民を対象とした子育ち・子育てに関する意識、地域の子育て支援体制の実態、行政への支援ニーズ等についてのアンケート調査 (2) 県内の子どもを対象とした、自己肯定感、権利意識の認識状況や地域での活動状況等についての調査 (3) (1)、(2)及び「三重県次世代育成支援行動計画(以下、「第一期行動計画」という。)」の実態分析や課題の抽出を行い、要因分析等の考察を行った実績報告書を作成		
外部委託の理由	当該調査研究は、県内在住の 5,000 人を無作為に抽出し、子育ち・子育てについての意識や地域の支援体制の実態、行政への支援ニーズ等に関する調査を実施し、さらに、課題の抽出や要因分析等高度な専門知識やノウハウに基づく広範囲なデータの収集と多角的な分析を行う必要があり、外部委託により実施することが効率的・効果的である。		
委託期間	平成 20 年 12 月 11 日～21 年 3 月 31 日		
契約方法(応募者数)	公募型企画提案コンペによる随意契約 (3 者)		
受託事業者	株式会社日本開発研究所三重		
設計金額	3,001,845 円		
予定価格	3,000,000 円		
契約金額	2,730,000 円		

II 各視点における監査の結果

1 調査研究及び外部委託の必要性

(調査研究の必要性)

「第二期行動計画」の策定に向けた基礎資料とともに、今後 5 年間の次世代育成支援策の参考資料として実施するものであり、主な内容としては、平成 16 年度に策定した「第一期行動計画」の実態分析及び課題の抽出、15 年度に実施した調査研究の結果や社会情勢の変化もふまえて、県民の子育ち・子育てに関する意識調査を実施するものであり、概ね適切な内容となっていた。

(外部委託の必要性)

「I 委託業務の概要」の外部委託の理由に記載したとおり、調査票の検討や結果の分析等について高度な専門知識やノウハウが必要であり、外部へ委託する方が効率的・効果的であることから、概ね適切な内容となっていた。

上記の理由により、県が直接実施することが困難であるとして、ガイドラインで外部委託にあたっての留意点としてあげた人件費相当額を含めた費用で、県が直接実施する場合と外部委託する場合のコスト比較を厳密に行っていなかった。

2 委託に関する事務手続き

(契約方法の考え方)

調査内容や方法等は多岐にわたることから、契約にあたっては単に価格面だけでなく、応募者の企画力、専門性等を含めて総合的に評価する必要があり、公募型企画提案コンペを実施していた。会計規則や実施要綱で定めた契約方法の要件に合致するもので、概ね適正な内容となっていた。

(設計価格の積算)

委託契約の予定価格を定める基礎となる設計価格については、所管室で実施した同種の契約を参考に、想定する委託業務の内容等に照らし、直接人件費、直接経費及び間接経費が積算されていた。

しかし、積算項目のうち、アンケート調査票の回収経費については、回収率を考慮せずに、調査票の発送数と同数で算出していた。

また、調査基礎経費については、一部の人件費も含めて一括で計上されており、その積算根拠が明確となっていなかった。

- ・調査基礎経費 a : 基礎調査票作成、単純集計、クロス集計、人口推計、必要サービス量の算定=一式 500,000 円(2,000 人分)
- ・調査基礎経費 b : 単純集計、クロス集計=一式 100,000 円(2,000 人分)

(契約事務手続き)

会計規則等の基準に照らし、以下のとおり不適切な事案が見受けられた。

- ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 [根拠: 会計規則第121条]
- ・当初、県が学校を通じて小学5年生から高校3年生を対象(2,000件)に別途実施する「子どもの意識調査」のデータ入力・集計・分析を委託業務の一つとしていた。

契約締結後、受託事業者と意識調査項目等の検討を行い、国等で実施された調査の情報収集とその活用について考え方の整理を依頼した。その結果、文部科学省の「全国学力・学習状況調査」のデータの活用が可能であることが判明し、県教育委員会と調整の上、そのデータを活用し、集計や分析を行った。

これは、当初契約時の委託項目等を変更しているものであり、契約金額には変更はないものの、会計規則に基づく変更契約の手続きが行われていなかった。 [根拠: 会計規則第 79 条]

意 見

- 設計価格の一部に積算根拠が不明確なものがあったほか、アンケート回収率に応じた積算がなされていないものがあったので、今後、説明責任や経費節減の観点から積算精度の向上に努められたい。
- 契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

3 委託の実施方法と成果の状況

(委託の実施方法)

前回の調査研究の結果や社会情勢の変化もふまえ、委託業務の内容や実施方法、品質、調査期間、実施時期、再委託の可能性等について検討を行うとともに、契約書や仕様書等にその内容を具体的に明記していた。

加えて、仕様書に基づき、受託事業者と協議を重ねるなど業務の円滑な実施に向け適切な指導監督を行い、アンケート調査の実施についても、仕様書に調査票の回収目標(40%)を定めるとともに、督促はがきの郵送等を実施する旨も記載するなど、回収率の向上に努めており、その結果、57.2%の回収率を確保していた。

しかし、「2委託に関する事務手続き」(契約事務手続き)に記載したとおり、事前の検討が十分でなく、調査方法の変更がなされていた。

(成果の状況)

成果は、子どもの意識や県民の子育ち・子育てに関する意識を、性別、年齢別、職業別、居住地別(中心市街地・郊外住宅地・農業地域・漁業地域・中山間地域)に、把握・分析し、携帯電話やインターネット利用増加、違法薬物等の有害な情報の氾濫等へのあらたな課題を明らかにするなど、「第二期行動計画」や今後の施策の検討のための基礎資料となるものであり、目的に照らし、概ね必要な内容となっていた。

意 見

- ◎ アンケート調査を実施するにあたり、仕様書に調査票の回収目標と督促はがきの郵送等を実施する旨を記載し、調査票の回収率向上を図っている。
- 関連調査の確認が十分でなく、契約締結後に調査方法を変更しているものがあったので、今後は、事前に調査方法の検討を適切に行い、委託業務の効率的な実施に努められたい。(再掲)

4 成果の利活用

(成果の活用状況)

当該調査研究の成果は、「第二期行動計画」の策定の基礎資料として活用しており、明らかとなった新たな課題や社会環境の変化に対応すべく、子育ちをささえる視点及びとぎれのない支援の視点により、福祉的アプローチと社会的アプローチの両面からのさまざまな取組^qを計画に盛り込んでいる。

また、計画の策定以外にも、関連事業や施策の展開を進めていく参考資料として活用しており、担当室で報告書等の閲覧が可能な状況にしている。

なお、東日本大震災等、社会経済情勢の変化や就労形態の多様化に伴い、これまで以上に休日保育や放課後対策等のニーズが発生している。

^q 「福祉的アプローチと社会的アプローチの両面からのさまざまな取組」

(ア)多様な子育てニーズへの対応、(イ)安全で安心して妊娠・出産できる体制づくり、(ウ)子どもが育つ環境づくり、(エ)青少年の自立に向けた支援、(オ)社会的な養護・支援を必要とする子ども・家庭への支援、(カ)仕事と生活の調和に向けた取組の促進

そこで、平成23年度は、新たに「特別保育等に係る実態調査・分析事業」を実施し、特別保育にかかる市町の実施体制、保護者のニーズ等を把握するとともに、放課後児童クラブに関する調査では、将来、その利用が見込まれる保護者に対するニーズ等を明らかにし、本県の特別保育等の推進に向けた取組及び国の制度に対し建設的な提言を行っていく予定である。

(成果の公表・共有)

当該調査研究の成果の概要は、「第二期行動計画」の参考資料として、市町や児童相談所等の関係機関への配布や県ホームページで掲載している。

しかし、成果である調査結果報告書について、県民への公表及び関係機関との情報共有がされていなかった。

意 見

- 結果報告書には、子育てに関する意識等について詳細な分析がなされており、関係機関や県民等に広く活用できる内容であることから、関係機関へ周知するとともに、県ホームページへ掲載を行うなど一層積極的に公表することが望ましい。

I 委託業務の概要

委託業務名	(14) 伊勢湾全域海岸漂着ゴミ等実態調査事業委託業務 (15) 三重県海岸漂着物実態調査委託業務		
担当部・室	環境森林部 水質改善室	実施年度	(14) 平成 21 年度 (15) 平成 22 年度
調査研究の目的	鳥羽市の離島部等において海岸漂着ごみが地域で深刻な問題となっていることから、調査研究により県内の海岸漂着物等の実態を把握し、地域計画策定の基礎資料とすることで、重点区域や対策の内容を検討し、海岸漂着物の処理推進及び発生抑制を図る。		
委託の内容	海岸クリーンアップ調査、河川ゴミ実態調査、海底ゴミ実態調査（平成 21 年度のみ実施）、海岸漂着物の概況調査（22 年度のみ実施）、及び報告書等の作成（21 年度は秋・冬期に、22 年度は春・夏期に調査を実施。）		
外部委託の理由	当該調査研究は、海岸漂着物等の実態調査を実施し、専門的な見地から効果的な回収・処理方法、発生抑制等の対策について検討するものである。 また、年間を通じて漂着状況を把握する必要があるとともに、調査地域が、伊勢湾内の 14 海岸、同湾内に流入する主要な 21 河川、さらに 22 年度の海岸漂着物概況調査は県内 93 地点、と広範囲に渡ることから、人的体制からも県で行うより効率的である。		
委託期間	(14) 平成 21 年 10 月 27 日～22 年 3 月 19 日	(15) 平成 22 年 4 月 15 日～23 年 3 月 25 日	
契約方法 (応募者数)	(14) 一般競争入札 (2 者)	(15) 一般競争入札 (4 者)	
受託事業者	(14) 株式会社三菱アナリティック四日市支店	(15) 株式会社創建環境エンジニアーズ	
設計金額	(14) 当初：75,327,000 円 → 変更後：82,311,600 円	(15) 72,137,100 円	
予定価格	(14) 当初：75,327,000 円	(15) 72,137,100 円	
契約金額	(14) 当初：68,250,000 円 → 変更後：75,234,600 円	(15) 43,575,000 円	

II 各視点における監査の結果

1 調査研究及び外部委託の必要性

（調査研究の必要性）

海岸漂着物の処理推進や発生抑制などの対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 21 年 7 月に公布・施行された「海岸漂着物処理推進法」に基づき「三重県海岸漂着物対策推進計画（案）（以下「地域計画」という。）」の策定が行われることとなった。

海岸漂着物の量は、回収・処理など対策の必要性を判断する際の基本的事項であり、地域ごとの差異が「地域計画」の重点海岸選定において重要となる。そのため、当該調査研究により、県内の海岸漂着物等の実態を把握し、結果を地域計画における重点区域や対策の内容の検討に用いる基礎資料とすることを目的として実施されたものであり、概ね適切な内容となっていた。

（外部委託の必要性）

「I 委託業務の概要」の外部委託の理由に記載したとおり、当該調査研究の内容は、海岸漂着物等の実態調査を実施し、効果的な回収・処理方法、発生抑制等の対策について検討することを目的としていることから、高度な専門知識やノウハウが必要となる。また、実態調査は長期かつ広範囲にわたり、効率性や有効性の観点から外部委託されたもので、概ね適切な内容となっていた。

なお、上記の理由により、県が直接実施することが困難であるとして、ガイドラインで外部委託にあたっての留意点としてあげた人件費相当額を含めた費用で、県が直接実施する場合と外部委託する場合のコスト比較を行っていなかった。

2 委託に関する事務手続き

(契約方法の考え方)

一般競争入札（WTO 特定調達^r非該当）により幅広く受託事業者を募集していることから、会計規則や実施要綱で定めた契約方法の要件に合致するものであり、概ね適正な内容となっていた。

(設計価格の積算)

(ア) 平成 21 年度と 22 年度の委託業務の内容や方法には共通点が多いにもかかわらず、設計価格における間接経費について、21 年度は、県土整備部の河川等維持業務委託に係る一般管理費率の積算基準を参考に調整した率で諸経費の算出を行い、22 年度は、同部の「積算基準（調査・測量・計画・設計編）」に基づき諸経費及び技術管理費が算出されていた。しかし、それぞれの積算基準が異なる理由は明確となっていなかった。

また、21 年度の増額変更については、通例、当初契約時の落札率を反映する形で積算がなされているものもあるが、その反映方法が明確となっていなかった。

(イ) 設計価格の積算において、以下の誤りが見受けられた。

- ・ 職種別の人件費を合計する際に計算誤りがあった。（⑯：21 年度当初契約積算時）
- ・ 「3 区域×4 人×10 日」を根拠として 120 人日分の人件費を積算したが、設計書には積算根拠を「3 人×40 日」と記述していた。（⑯：21 年度変更契約積算時）
- ・ 設計書添付の単価表から測量主任技師の人件費単価を引用する際に、誤って主任技師の単価を引用していた。（⑰：22 年度契約積算時）

(契約事務手続き)

会計規則等の基準に照らし、以下のとおり不適切な事案が見受けられた。

- ・ 契約変更に伴う支出負担行為変更日を誤って処理していた。[根拠：会計規則第 30 条] (⑯)
- ・ 改正前の「三重県個人情報取扱事務委託基準」に基づき契約を締結していた。

[根拠：会計規則第 76 条] (⑰)

- ・ 完成検査が、契約書に基づく履行期限内に行われていなかった。（⑰）

意 見

- 設計価格の積算時に、計算や積算根拠記述、単価引用に係る誤りが見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
また、積算基準等を選択した根拠や変更契約時の積算方法が不明確なものがあったので、より一層明確となる資料の作成を行うことが望ましい。
- 契約事務手続き上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

^r 「WTO 特定調達」

政府調達協定に基づき、予定価格が一定額(平成20、21年度は3,500万円)以上の調達を行う場合に、外企の参入を認めること。本県では、国や他県の状況をふまえ、海岸漂着物等の環境に関する調査及び計画策定に係る業務委託は、WTO 特定調達案件には該当しないものとしている。

3 委託の実施方法と成果の状況

(委託の実施方法)

平成 21 年度の調査研究の一部である海底ゴミ調査では、県内 3 漁業協同組合において漁船操業が実施されたが、調査研究の事業計画段階からの関係者との連絡調整が不十分であったことにより、12 月から翌年 2 月は天候不順のため調査船を出港できる日が限られること、1 回のゴミ回収量が少ないことが契約後に明らかとなつたため、当該調査期間（日数）を延長するなどの契約変更が行われていた。

また、全体事業費の約 1 割の事業費で、業務本体に付随する漁船操業及び印刷業務が再委託されていたが、契約書に基づく協議や県の承認を得た後に実施されていた。

調査にあたっては、仕様書や国が実施した関連調査のマニュアルに基づき同一の方法を用いて実施することで、調査区域や実施時期が異なる場合でも、調査結果の均質性を確保していた。

さらに、進捗状況の把握については、職員が現地調査に同行する機会などを通じて適宜行われたが、受託事業者が各年度で異なっていたことから、特に、22 年度調査においては、21 年度調査と同じ調査項目について、手順の確認や調査結果の水準を確保するために頻繁に打ち合わせが実施されたほか、毎月末の進捗状況等についても適宜報告を受けていた。

その他、県内市町等に対して当該調査研究の実施過程で回収した海岸漂着ごみの処理等の協力を依頼したり、関係行政機関連絡調整会議を開催するなど、相互の連携や調整による効果的・効率的な実施にも努めていた。

(成果の状況)

実態調査の結果、熊野灘に比して伊勢湾内に海岸漂着物が多く漂着しており、特に鳥羽市奈佐の浜が圧倒的であること、また、海岸漂着物の内訳としては流木・灌木等の自然系の漂着物がすべての地区で 80% 以上の高い比率となっていることなどが明らかとなつた。

報告書は、海岸漂着物の種類、量、分布状況等各調査項目の実態を把握したうえで、効果的な回収・処理方法等の検討結果がまとめられており、目的や仕様に照らし必要な内容となっていた。

意 見

- 事業計画段階から関係者との連絡調整を十分行うことで、円滑な事業の進行を図られたい。

4 成果の利活用

(成果の活用状況)

当該調査研究により把握した県内の海岸漂着物の量及び質の実態をふまえ、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための「地域計画」を策定するため、県は、平成 22 年 10 月に国（国土交通省、環境省）、県、市町、NPO、漁業協同組合、森林組合、民間団体等関係機関で構成する「三重県海岸漂着物対策推進協議会」を設置した。23 年度中の「地域計画」策定に向けて、重点区域の設定、発生抑制対策、普及啓発及び環境教育、関係者の役割分担と相互協力について検討を進めているところである。

特に、「地域計画」には、河川を経由して地域外から流入する海岸漂着物への対応や海岸漂着物等の発生抑制に向けての連携・協力が重要であることから、愛知県・岐阜県・名古屋市等、関

係自治体との意見交換等により、伊勢湾再生推進会議等を活用して推進するとともに、必要に応じて広域的な連携による発生抑制対策を行うことを盛り込むこととしている。

また、「みえ県民力ビジョン・行動計画（案）」でも、海岸域で河川を経由し流入したゴミが大量に漂着し、砂浜等の景観の悪化や漁業や生態系への影響が懸念されているとして、課題の解決に向け、県民・民間団体・企業等による、森、川、海のつながりを意識した流域圏でのネットワークづくりや、環境保全活動の拡大・活性化が求められているとしている。

（成果の公表・共有）

平成21年度は海岸漂着物調査報告書（概要版）を作成するとともに、22年度は21年度結果と合わせて総括した調査のあらましを作成し、これらを市町、他県、国の関係機関等に配布したほか、地域機関の窓口でも配架し、県ホームページでも公表している。

さらに、県民の海岸漂着物対策に対する关心や理解を深めるためパネルの作成もしており、環境関係イベントでの展示などの普及啓発に活用している。

意 見

- 当該調査研究の成果を活用して、策定中の「三重県海岸漂着物対策推進計画（案）」に、具体的で実効性の高い対策を盛り込むとともに、伊勢湾に流入する流域全体で海岸漂着物の処理の推進及び発生抑制対策を講じる必要があることから、県内だけでなく国や他県等の関係自治体など多様な主体と情報を共有し、協力体制を構築して環境保全活動をさらに活性化されたい。

I 委託業務の概要

委託業務名	(16) 「三重の木」の流通等に係る調査業務等委託事業		
担当部・室	環境森林部 森林・林業経営室	実施年度	平成20年度
調査研究の目的	「三重の木」の利用拡大を図るため、「三重の木」の県外での利用実態や顧客評価等に関する調査分析等を行い、新たな利用拡大策を確立する。		
委託の内容	(1) 「三重の木」認証材の関東市場における評価分析を行うための関東地方における認証材の流通状況、木材流通業者や工務店等住宅建築業者を対象とした顧客ニーズ等の調査 (2) 「三重の木」認証材の既存流通システムにおける問題点の検証、及び必要な改善点の把握と今後実施すべき方策の検討 (3) 建築基準法における「4号建築物の特例 ^s 」廃止と「住宅瑕疵担保履行法 ^t 」の導入による木材業者への影響の検証と対策の検討		
外部委託の理由	当該調査研究は、「三重の木」認証材の関東市場における評価・分析等の調査を実施するにあたり、木材産業に関する専門的な知識とともに、県内だけでなく関東地方の住宅建築業者を対象とするアンケート調査やインタビュー調査が広範囲にわたり人的体制の確保も必要であることから、外部委託を実施することが効率的である。		
委託期間	平成20年7月15日～21年3月17日		
契約方法(応募者数)	公募型企画提案コンペによる随意契約 (4者)		
受託事業者	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社		
設計金額	4,165,350円		
予定価格	未設定		
契約金額	3,990,000円		

II 各視点における監査の結果

1 調査研究及び外部委託の必要性

(調査研究の必要性)

「三重の木」認証材の利用促進を図る取組の一つとして、平成17年度から「三重の木」認証材を使用した住宅を建築した建築主に対し、一定額の補助を行ってきたことにより、県内事業者には「三重の木」認証制度がほぼ浸透したものの、県外事業者や一般消費者の認知度は低い状況である。

当該調査研究は、県外における「三重の木」認証材の利用実態や顧客評価及び消費動向等に関する調査分析等を行い、新たな利用拡大策を確立することを目的として実施されたものであり、概ね適切な内容となっていた。

^s 「4号建築物特例」

木造2階建住宅等、「建築基準法」第6条第1項第4号に掲げる建築物については、建築士が設計・工事監理を行った場合に構造耐力等に関する規定の審査を行わないという確認・検査の特例。この特例が適用された建売住宅において不適切な設計が行われ、多くの住宅で構造強度不足が明らかになる事案が発生したことをふまえ、今後、この特例の見直しが予定されている。

^t 「住宅瑕疵担保履行法」

新築住宅を供給する事業者に対して、瑕疵の補修等が確実に行われるよう、保険や供託を義務付ける法律。

(外部委託の必要性)

「I 委託業務の概要」の外部委託の理由に記載したとおり、木材産業に関する専門知識とともに、県内だけでなく関東地方の住宅建築業者を対象とするアンケート調査やインタビュー調査が広範囲にわたり、人的体制の確保も必要であることから、有効性や効率性の観点から検討がなされており、概ね適切な内容となっていた。

なお、委託業務の内容が専門知識やノウハウを必要とするものであり、県が直接実施することが困難として、ガイドラインで外部委託にあたっての留意点としてあげた人件費相当額を含めた費用で、県が直接実施する場合と外部委託する場合のコスト比較を厳密に行っていなかった。

2 委託に関する事務手続き

(契約方法の考え方)

当該調査研究は、「三重の木」認証材の県外での利用実態や顧客評価及び消費動向に関する調査方法や分析手法が多岐にわたるため、契約にあたっては単に価格面だけでなく、応募者の知識、専門性や企画力等を総合的に評価する必要があることから、公募型企画提案コンペによる随意契約を実施していた。会計規則や実施要綱で定めた契約方法の要件に合致するもので、概ね適正な内容となっていた。

(設計価格の積算)

委託契約の予定価格を定める基礎となる設計価格については、過去に県で実施した同種の調査研究委託や県の「調査設計業務設計単価表」、国の公共事業関係に関する積算基準を参考に、想定する委託業務の内容等に照らし、直接人件費、直接経費及び間接経費が積算されていた。

なお、アンケート調査票の回収経費については、調査を進める中で、その目的に必要である調査対象者や数を決定するなどの理由から、間接経費に含めて計上されていた。

(契約事務手続き)

会計規則等の基準に照らし、以下のとおり不適切な事案が見受けられた。

- ・執行伺いに随意契約の根拠及び理由が記載されていなかった。

[根拠：「契約事務の手引き」第3章]

- ・予定価格の設定及び予定価格調書の作成が行われていなかった。[根拠：会計規則第65条]

意 見

- 契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

3 委託の実施方法と成果の状況

(委託の実施方法)

当該調査研究を実施するにあたっては、受託事業者との打ち合わせなどを通じて、必要に応じ進捗状況の把握が行われた。しかしながら、受託事業者と協議のうえ調整した作業工程よりも、仕様書に定める報告期限が早期に設定されていた。

また、県内の製材工場に対する調査業務に際して、県木材協同組合連合会から当該工場に関する情報提供が行われるなど、関係機関との連携も行いながら、目的や仕様書にそった調査研究が実施されていたものの、アンケート調査に関しては、関東地方の事業者対象分の回収率が10.6%（発送2,451件中回収261件）、県内事業者対象分の回収率が33.4%（木材流通業者：発送101件中回収33件、製材業者：発送279件中回収94件）と低調な結果となっていた。

（成果の状況）

調査結果報告書では、各調査項目に係る調査データに基づく考察、取組方針及び具体的な施策案、また県の木材産業振興に対する調査対象者の要望が示され、これらをとりまとめて、今後の県内の木材産業振興に関する4つの重点的な取組（尾鷲ヒノキ材の存続に関する取組、製材品の品質管理に関する取組、市場ニーズを製材業者自らが把握する取組、製材業者間連携の取組）の提案がなされており、目的に照らし概ね必要な内容となっていた。

意 見

- 受託事業者と協議のうえ調整した作業工程よりも、仕様書に定める報告期限が早期に設定されていたことから、仕様書の作成時に十分検討を行い、指示内容を的確に示すことで、円滑な調査研究の実施に努められたい。
- アンケート調査の回収率が低調となっていることから、回収目標を仕様書等で定め、指導監督を行うなど、回収率を高める対策を講じることが望ましい。

4 成果の利活用

（成果の活用状況）

当該調査研究の成果は、平成22年度の「三重の木を使おう」推進事業のメニューのひとつである大規模住宅建築等展示会への出展支援事業を創設する際の、現状分析や関東地方のニーズ把握に活用していた。また、23年度から、木材関係者で構成される「『三重の木』認証制度の見直し検討会」が開催され、当該調査研究から得た、三重の木の品質・規格の信頼性の確保・向上、コストの削減やサービスの向上といった、認証材の需要拡大に資する方法等を活用し、市場ニーズに応え得る認証制度となるよう、見直しが進められている。

23年度に改定予定の「三重の森林づくり基本計画改定版(案)」でも、基本方針「林業の持続的発展」の基本施策「県産材の利用の促進」における具体的な施策として、当該調査研究の成果をふまえ、木材加工の高付加価値化や、市場ニーズに的確に対応できる品質・性能の確かな製品の供給の必要性が盛り込まれている。

しかし、低迷する住宅着工数の影響を受け、重点事業の数値目標である三重の木認証材の製材工場からの出荷量は、21、22年度とも目標値を達成できなかつたことから、当該調査研究の成果もふまえ、市場のニーズに対応した品質や性能の明確な製材品の生産の拡大、関東地方等の大消費地でのPR強化、公共建築分野等の新たな販路開拓などにより、三重の木の需要拡大を図ることとしている。

（成果の公表・共有）

当該調査研究は、「三重の木を使おう」推進事業の施策や事業展開に資するために実施されたものであるため内部資料として取り扱われており、部内や各地域機関のみに報告書を配布し情報共有を図っている。

I 委託業務の概要

委託業務名	(17) 漁業・漁村振興調査業務委託		
担当部・室	農水商工部 水産経営室	実施年度	平成21年度
調査研究の目的	県における海域別の漁業・漁村の現状や活力低下の原因を調査して、今後の活性化を図る上での課題と方向性を洗い出すとともに、これらの漁村地域からモデル地区を選定し、新たな水産業の運営方法や新たな価値の付加方法等の具体的なモデル事業を策定する。これらを取りまとめて、今後の水産振興施策の展開方向を提案する。		
委託の内容	漁業・漁村の概要調査、課題解決に向けた対応事例の収集、具体的な事業の検討の実施、及び水産振興施策の展開方向の提案を含めた報告書の作成		
外部委託の理由	<p>当該調査研究は、調査、課題と今後の方針性の洗い出し、モデル事業の策定、さらに、それらを取りまとめた今後の県の水産振興施策の展開方向の提案に際して、水産分野に限らず、経営や地域づくり等の視点や手法を取り入れるため、専門性が必要である。</p> <p>また、幅広い資料収集や調査、多角的な分析、検討を実施するために、人的体制も必要であり、外部委託が効率的である。</p>		
委託期間	平成21年10月23日～22年3月26日		
契約方法(応募者数)	公募型企画提案コンペによる随意契約 (4者)		
受託事業者	財団法人日本システム開発研究所		
設計金額	9,801,000円		
予定価格	9,801,000円		
契約金額	9,796,500円		

II 各視点における監査の結果

1 調査研究及び外部委託の必要性

(調査研究の必要性)

平成21年度に大規模な合併漁協が発足するなど県水産業を取り巻く状況が転機を迎える中で、今後の水産行政の政策展開に資するべく、漁業・漁村の現状や活力低下の原因についての調査、調査により明らかになった地域ごとの特性と活性化を図る上での課題や想定される方向性の整理、課題解決に向けた具体的なモデル事業の策定、という過程を通じ、新たな水産振興施策の展開方向についての提案を導くことを目的に調査研究を実施しており、概ね適切な内容となっていた。

(外部委託の必要性)

「I 委託業務の概要」に記載の外部委託の理由に記載したとおり、当該調査研究は、水産分野に限らず、経営や地域づくり等の視点や手法を取り入れるため、専門性が必要であり、また、幅広い資料収集や調査、多角的な分析、検討を実施するためには人的体制も必要であるため、有効性や効率性の観点から検討がなされており、概ね適切な内容となっていた。

しかし、今回の委託内容の主目的が、経営や地域づくり等に関する外部の専門性を活用するものであることから、ガイドラインで外部委託にあたっての留意点としてあげられている、人件費

相当額を含めた費用に係る、県が直接実施する場合と外部委託する場合のコスト比較を厳密には行っていなかった。

2 委託契約に関する事務手続き

(契約方法の考え方)

当該調査研究における、漁業・漁村の現状や活力低下の原因についての調査方法やモデル事業の内容は、単に価格競争ではなく、多様な提案を求ることとし、公募型企画提案コンペによる随意契約を実施していた。会計規則や実施要綱で定めた契約方法の要件に合致するもので、概ね適正な内容となっていた。

(設計価格の積算)

委託契約の予定価格を定める基礎となる設計価格については、委託業務に要する人日数は、作業工程ごとに必要数を想定し積算しており、人件費単価は県の「調査設計業務設計単価表」を用いている。また、旅費は予算要求基準単価を、間接諸経費及び技術諸経費は水産関係の工事積算基準を参考にするなど、想定する委託業務の内容等に照らし、直接人件費、直接経費及び間接経費を算出し積算されていた。

なお、アンケート調査票の回収時に関する経費については、調査を進める中で、その目的に必要である具体的な調査対象者や数を決定するなどの理由から、間接経費に含め計上されていた。

(契約事務手続き)

会計規則等の基準に照らし、以下のとおり不適切な事案が見受けられた。

- ・完成検査が、契約書に基づく履行期限内に行われていなかった。

意 見

- 契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

3 委託の実施方法と成果の状況

(委託の実施方法)

当該調査研究においては、県内を3海域(伊勢湾海域・鳥羽志摩海域・熊野灘海域)に分け、まず、漁業・漁村の概要調査として、資料調査やアンケート・ヒアリングによる現地調査、地域課題の抽出と今後の方向性の検討が行われた。

この地域課題の解決に向け、県内外の優良取組事例を収集し、モデル事業の内容検討及び実際に導入する場合の具体的な方法やスケジュールなどの実施計画の策定が行われていた。

仕様書には、これらの実施に際しての留意事項が具体的に明記されているとともに、毎月1回程度の受託事業者との打ち合わせ時や、必要に応じ職員が現地調査に同行する機会など通じ、適宜進捗状況の確認が行われており、目的に照らし、アンケートやヒアリング、モデル地区の選定などが合理的に実施されていた。

なお、調査研究の実施に際し、県漁業協同組合連合会に対して調査研究の趣旨説明や協力依頼を行っており、各漁協等漁業関係者の協力を得て、効果的・効率的な実施にも努められていた。

(成果の状況)

上記の概要調査やモデル事業の検討の結果を基に、水産振興に関する主要テーマごとに開催した有識者懇談会の意見や県の総合計画「県民しあわせプラン」に示された水産業施策の考え方もふまえ、新たな施策の展開方向として、生産力向上と所得(付加価値)の向上という2つの観点から計7つの重点施策(「地域営漁」の発想に基づく漁場利用・漁業経営の再編、漁商工連携の促進等)の提案がなされており、目的や仕様に照らし概ね必要な内容となっていた。

4 成果の利活用

(成果の活用状況)

当該調査研究の成果もふまえ、平成22年度から「三重県水産業・漁村振興指針(仮称)」の策定が行われている。指針案では、「三重県水産業・漁村の役割と現状」、「三重県水産業・漁村のめざす姿」等を示しているが、施策の基本的な展開方向として、「水産業・漁村のマネジメント体制の確立」、「高い付加価値を生み出す水産業の確立」、「地域資源を生かした漁村の活力向上」、「自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築」を挙げている。

しかし、当該指針の上位計画である総合計画「みえ県民力ビジョン(案)」との必要な整合性を図るなど、現在、指針案の一部見直しを行っている。

(成果の公表・共有)

当該調査研究報告書は、施策形成や今後の水産行政の参考資料とすることを前提に作成されているため、関係職員に限った共有とされている。

意 見

- 当該調査研究の成果も活用して、「みえ県民力ビジョン(案)」等の上位計画にも留意し、必要な調整を行いながら、「三重県水産業・漁村振興指針(仮称)」の策定を進め、新たな水産振興施策の展開を図られたい。

I 委託業務の概要

委託業務名	(18) 「資源生産性競争時代を見据えた産業振興調査事業」業務委託		
担当部・室	農水商工部 産業集積室	実施年度	平成21年度
調査研究の目的	大企業等に蓄積されている省エネルギー技術・新エネルギー技術・代替材料技術等、環境負荷低減に資する技術やノウハウを県内中小企業等に移転することにより、地域中小企業等の技術力を高めていくため、大企業等の技術シーズ ^u 及び中小企業等のニーズを調査し、データベース化を行うとともに、県の産業政策の方向性を探ることを目的とする。		
委託の内容	(1) 文献調査や企業訪問を通じて、大企業等に蓄積されている技術シーズ及び中小企業等のニーズ調査 (2) (1)の調査をもとにした報告書やデータベースの作成		
外部委託の理由	当該調査研究は、文献調査や多数の企業を訪問しヒアリングを実施して、国内外の企業・研究機関・大学等における技術動向等の幅広い資料収集や調査、専門的・多角的な分析等を行う必要があり、人的体制からも外部委託が効率的である。		
委託期間	平成21年4月24日～22年1月19日		
契約方法(応募者数)	公募型企画提案コンペによる随意契約 (1者)		
受託事業者	株式会社日本能率協会総合研究所 中部事務所		
設計金額	11,735,000円		
予定価格	11,735,000円		
契約金額	11,630,325円		

II 各視点における監査の結果

1 調査研究及び外部委託の必要性

(調査研究の必要性)

大企業等に蓄積されている省エネルギー技術等の資源生産性競争時代を見据えた先端技術やノウハウを県内中小企業等に移転することにより、中小企業等の技術力を高めていく必要があるため、大企業等の技術シーズ及び中小企業等のニーズを調査し、データベース化や県の産業政策の方向性を探ることを目的として当該調査研究が実施されており、概ね適切な内容となっていた。

(外部委託の必要性)

「I 委託業務の概要」の外部委託の理由に記載したとおり、幅広い技術動向等の資料収集や調査、専門的・多角的な分析等を行う必要があり、内部で必要な人員を確保することは難しく、外部に委託することで効率的な実施が可能となり、概ね適切な内容となっていた。

なお、上記の理由により、県が直接実施することが困難なものとして、ガイドラインで外部委託にあたっての留意点としてあげた人件費相当額を含めた費用で、県が直接実施する場合と外部委託する場合のコスト比較を行っていなかった。

^u 「シーズ」

企業等が有する新技术のこと。成熟市場においては消費者が自身の持つニーズに気づいていない場合があるので、シーズをベースにした新製品を提示することで潜在的なニーズが掘り起こされることもある。

2 委託に関する事務手続き

(契約方法の考え方)

「I 委託業務の概要」の外部委託の理由のとおり、幅広い技術動向等の資料収集や調査、専門的・多角的な分析等を行う必要があることから、契約にあたっては単に価格面だけでなく、応募者の専門性及び知識等を含めて総合的に評価する必要があり、公募型企画提案コンペを実施していた。会計規則や実施要綱で定めた契約方法の要件に合致するもので、概ね適正な内容となっていた。

(設計価格の積算)

予定価格を定める基礎となる設計価格については、過去に県で実施した産業関連調査等の契約や予算要求基準単価等を参考に、想定する委託業務の内容等に照らし、直接人件費、直接経費及び間接経費を算出し積算されていた。

また、積算項目のうち、調査にかかる経費については、企業訪問の他、電話による聴き取りを行うなど経費の節減に努め、間接経費での対応としていた。

(契約事務手続き)

会計規則等の基準に照らし、概ね適正に処理されていた。

3 委託の実施方法と成果の状況

(委託の実施方法)

調査の実施については、県内企業を対象に1,000社以上に聴き取り調査を行ったが、回答の中にはニーズやシーズを現在のところ有していない企業も多いことから、受託事業者との打ち合わせを密にして、調査対象を拡大するなど訪問可能な企業の確保に努め、504社を訪問して情報収集を行った。技術シーズの導入活用に関する情報は、中小企業も含め、省エネ関連が321社、エネルギーの利用技術関連が93社、見える化技術関連が258社から得られ、優良事例も多く、先方の都合で訪問が出来なかった66社についても電話での聴き取り等を行い、データベースに必要な基礎情報の確保を行っている。

(成果の状況)

契約書及びその仕様書等に基づき、企業訪問、聴き取り等による企業情報の掘り起こしを行い、県内企業の環境・エネルギー関連分野の技術やノウハウに関する情報を収集しており、それを基に産業政策の方向性に対する提案についても、(ア)補助金制度に関する説明・情報発信、(イ)サービスサイジングの推進、(ウ)新エネルギー発電電力買取制度の構築、(エ)情報提供施策、(オ)シーズとニーズのマッチング支援、(カ)ワンストップサービスの提供、(キ)共同開発の支援の7つの施策提言等がされていた。環境負荷低減に資する技術力向上を妨げる阻害要因の排除やインセンティブについて具体的な提案がなされており、目的に照らし概ね必要な内容となっていた。

4 成果の利活用

(成果の活用状況)

当該調査研究の成果は、平成22年7月に設置された「三重県グリーン・イノベーション研究会^v」等で活用されており、低炭素社会^wの視点による産業施策について、次年度以降を見据えた具体的な検討が行われた。

加えて、23年3月の東日本大震災の発生を契機にエネルギー政策の転換が求められており、同年6月補正予算に、新たにクリーンエネルギーバー構想検討調査事業^xを計上し、当該調査研究で把握したシーズ・ニーズを基に、県内企業のポテンシャルを生かした新エネルギー・省エネルギー技術に関わる技術開発の促進支援策やそれらを総合的に組み合わせたモデル的な取組支援策等を検討し、県内企業による環境・エネルギー関連分野の新たな製品・サービスへの事業展開を促進するための基盤整備に向けた具体的な取組方向の調査を実施している。

なお、「クリーンエネルギーバー構想」は、地域から日本経済を支え、牽引していく新しい産業振興戦略を策定するための「みえ産業振興戦略」検討会議の方向性に合わせ、実現のための道筋と手法(プラン)を検討することとしている。

(成果の公表・共有)

当該調査研究の調査対象とした各企業のシーズやニーズは企業情報であり、公開することで企業活動に影響を及ぼす可能性があることから、利用を関係職員に限定して報告書の配布及びネットワークサーバーによる情報共有を図っている。

ただし、産業振興を牽引していくような優良な事例等については、所有企業の了解を得た上で、公開等を行うこととしている。

意 見

- 「クリーンエネルギーバー構想」の検討を進めていく中で、当該調査研究をはじめとする、既存の調査研究の成果を有効活用しながら、環境・エネルギー制約の克服等を目的とした低炭素社会の視点により、本県の産業施策が推進されるよう取り組まれたい。

v 「三重県グリーン・イノベーション研究会」

本県産業の持続的な発展に向け、本県における低炭素社会を見据えた産業政策の検討を行うための部局横断的プロジェクトである。

構成員は、農水商工部関係各室・工業研究所、政策部、総務部、防災危機管理部、生活・文化部、健康福祉部、環境森林部、県土整備部、企業庁、教育委員会事務局からなる。

w 「低炭素社会」

温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。

x 「クリーンエネルギーバー構想検討調査事業」

県内の産業界が蓄積してきた強み(環境保全技術やエネルギー利用の効率化、新エネルギーの創造・蓄積・利用方法に関する技術、ノウハウ、人材等)を活かすことにより、県内企業が新たな成長分野である環境・エネルギー関連の市場獲得に参入できるよう、県としても県内企業の競争力強化に向けた環境整備を行う必要があるため実施している。

I 委託業務の概要

委託業務名	(19) 科学技術イノベーション政策推進調査事業業務委託(その1) (20) 科学技術イノベーション政策推進調査事業業務委託(その2)		
担当部・室	農水商工部 科学技術・地域資源室	実施年度	(19)平成21年度 (20)平成21年度
調査研究の目的	三重県の科学技術振興を図るため、10年後の三重県を想定しつつ、公設試験研究機関(以下、「県研究所」という)、県内の研究機関、大学等高等教育機関や産学官連携のあり方に関する基礎調査を行う。		
委託の内容	(1) 県研究所の顧客に対するアンケート調査及び文献調査 (2) 県内の研究機関及び高等教育機関へのヒアリング調査 (3) 有識者による県研究所の評価 (4) 10年後の県研究所の顧客像と地域資源の状況推定 (5) 県研究所ごとに取り組むべき有効技術要素・新分野を抽出 (6) (1)～(5)の結果をもとに、10年後の県内研究機関等を中心とした連携状況等の姿を想定し、報告書(中間・最終)を作成		
外部委託の理由	当該調査研究は、科学技術振興、イノベーション創出、最新の学際分野領域に関する都道府県政令市レベルから国、グローバルレベルにいたる情報や知見及び保健、環境、工業、農業、畜産業、漁業分野における科学技術動向に関する幅広い情報や知見が必要である。 また、アンケート調査、文献調査及びそのとりまとめ等を実施するには人的体制を必要とし、外部委託が効率的である。		
委託期間	(19) 平成21年5月1日～21年11月30日	(20) 平成21年5月1日～22年3月19日	
契約方法(応募者数)	(19) 一般競争入札 (1者)	(20) 一般競争入札 (1者)	
受託事業者	(19) 株式会社三重ティーエルオー	(20) 株式会社三重ティーエルオー	
設計金額	(19) 2,800,000円	(20) 3,137,000円	
予定価格	(19) 2,800,000円	(20) 3,137,000円	
契約金額	(19) 2,751,000円	(20) 3,108,000円	

II 各視点における監査の結果

1 調査研究及び外部委託の必要性

(調査研究の必要性)

科学技術施策推進の指針である「三重県科学技術振興ビジョン」(平成11年7月策定、目標年次:22年)が策定されてから10年が経過し、経済の国際間・地域間競争の激化や急激な技術革新、地球温暖化問題への対応など、現状の諸課題に的確に対応できる今後の科学技術振興の基本的な考え方及び方向性を新たに検討する必要があったことから、当該調査研究を実施することとしたものであり、概ね適切な内容となっていた。

(外部委託の必要性)

上記「I 委託業務の概要」の外部委託の理由に記載したとおり、科学技術動向や産学官連携等についての専門知識やノウハウが必要であることから、県が直接実施することが困難であるとして、外部委託することとしており、概ね適切な内容となっていた。

なお、上記理由により、ガイドラインで外部委託にあたっての留意点としてあげた人件費相当額を含めた費用で県が直接実施する場合とのコスト比較は厳密に行っていなかった。

2 委託に関する事務手続き

(契約方法の考え方)

一般競争入札により幅広く受託事業者を募集するとともに、仕様書に産学官連携活動等の実績を有することなどを条件として記載することにより、成果の品質の確保を図っており、会計規則や実施要綱で定めた契約方法の要件に合致するもので、概ね適切な内容となっていた。

(設計価格の積算)

委託契約の予定価格を定める基礎となる設計価格については、過去に県で実施した同種の契約等を参考に、想定する委託業務の内容等に照らし、直接人件費、直接経費及び間接経費が積算されていた。

アンケート調査票の回収経費の積算方法については、回収率を考慮し、想定される回収部数に基づき算出されており、概ね適切に処理されていた。

(契約事務手続き)

会計規則等の基準に照らし、以下のとおり不適切な事案が見受けられた。

- ・完成検査が、契約書に基づく履行期限内に行われていなかった。(⑯、⑰)

意 見

- 契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

3 委託の実施方法と成果の状況

(委託の実施方法)

委託業務の内容や実施方法、品質、調査期間、実施時期等について、あらかじめ検討を行うとともに、契約書や仕様書等にその内容を具体的に明記しており、途中には受託事業者と進捗状況の確認を行い、また、仕様書に基づき受託事業者からの中間報告が行われていた。

(成果の状況)

報告書においては、仕様書の業務内容に従い、国及び県の科学技術政策の展開をふまえた県研究所に関する課題、及び県の科学技術イノベーション創出に向けた将来像についてコンソーシアム(共同研究体制)を形成する研究プロジェクト事例を含めて記載されており、また、アンケート分析は視覚的なグラフ化が行われているとともに、文献調査においても、県研究所の顧客トレンド及び所管分野の状況が分野ごとにとりまとめられていた。

具体的には、「科学技術イノベーションを持続的に創出していくための新たな連携の仕組みとして、組織体レベルの産学官連携による研究コンソーシアムを県内に数多く形成することが必要であり、県研究所が主体的にさまざまな研究プロジェクトの提案をオープンを行い、コンソーシ

アムに参加するメリットやルールを明確にして、参加組織体を募り、競争的研究資金を獲得していくことが望まれる」等の報告がなされ、目的に照らし概ね必要な内容となっていた。

4 成果の利活用

(成果の活用状況)

当該調査研究の成果は、それぞれの県研究所において利用できるよう研究所長会議や所管室担当者会議において報告されており、県研究所における今後の事業計画策定のための資料として活用していた。

なお、平成22年度時点では、「三重県科学技術振興ビジョン」を見直す方向で進めていたことから、21年度に続き「科学技術推進方向検討緊急雇用創出事業業務委託」を実施し、当該調査研究で調査した本県の産業界の将来シナリオ等をふまえた上で、県内及び国内の科学技術開発の動向についてのとりまとめ等、「協働研究コンソーシアム」構築に向けた方針の検討が行われた。

その後、科学技術の振興は産業振興を支えるものであるとの考え方から、これまでの方針を変更し、当該ビジョンを見直すのではなく、現在策定中である「みえ産業振興戦略」の中において科学技術振興の方向性として示すこととなった。

現在、「みえ産業振興戦略」への反映に向け、23年度に実施している「科学技術振興策等の検討に係る調査業務委託」により、本県の新たな科学技術等の振興策について検討することとしている。

(成果の公表・共有)

県研究所や所管室等関係機関には報告書を提供しているが、今後の本県の科学技術振興の方向性を検討するための内部資料として取り扱われているため、公表されていない。

意 見

- 県の科学技術振興に関する検討を行うための調査研究については、当該調査研究を含め、毎年度実施されているところであるが、「みえ産業振興戦略」をとりまとめるにあたっては、当該調査研究の成果を有効に活用し、科学技術を生かした本県産業振興が推進されるよう取り組まれたい。

第5 補足調査により把握した調査研究業務の委託の状況

契約金額が高額となっている調査研究業務の委託に関する予定価格の積算根拠や競争性確保の状況及び業務内容等が類似している調査研究の相互の関連性や分割発注をしている理由等について補足調査を行ったところ、監査結果と同様の傾向が見受けられるなど、その状況等については次のとおりであった。

(1) 高額契約の調査研究について

契約金額が1,500万円以上の19件の契約のうち、監査を実施した調査研究(3件)を除く、16件について、調査研究の必要性、契約方法及び積算方法等について調査を行った。

番号	担当部局	調査研究委託業務名	委託年度	契約金額(円)
12	政 策 部	住宅用太陽光発電普及啓発事業	H22	19,474,770
16		三重県ITプロセスの見直し支援委託業務	H19～20	84,000,000
29	生活・文化部	新県立博物館基本計画策定調査業務委託事業	H20	35,490,000
31		三重県障がい者雇用実態調査	H21	25,522,640
63	環境森林部	自動車排ガス汚染の状況等把握調査事業	H22	38,997,000
74		浄化槽事業推進のための調査検討業務	H21	26,250,000
75		集合処理施設整備計画区域内における浄化槽設置状況調査委託業務	H22	17,671,500
76		単独処理浄化槽悉皆調査委託業務	H22	15,624,000
95	農水商工部	地産地消産品PR促進緊急雇用創出事業業務	H22	16,836,000
104		河川環境実態調査緊急雇用創出事業	H21	15,540,000
105		遊漁による採捕実態調査(貝類)緊急雇用創出事業	H22	16,275,000
124		「がんばる商店街応援隊」派遣緊急雇用創出事業	H21	22,178,682
130		科学技術推進方向検討緊急雇用創出事業業務	H22	20,499,472
135		自動車来訪者調査事業(観光活性化プロジェクト提案事業)(観光)	H22	15,997,590
137		外国人観光客実態調査業務(観光)	H22	19,223,387
143	県土整備部	北勢沿岸流域下水道(北部処理区)ほか流域下水道資産調査業務	H21	15,750,000

※番号は、P85の事前調査結果に基づく調査研究委託業務一覧表による。

ア) 調査研究の必要性

いずれの調査研究も、目的を明確にして調査研究の内容や時期等を検討するとともに、関連する計画や施策との整合を図り、国や他の自治体等が既に実施した類似の調査研究等を参考にするなど、必要な諸調整を行って実施していた。

また、外部委託の必要性については、調査研究を実施する上で専門性や知識、人的体制等を県の内部組織で確保することが困難であることなどを理由としていた。

なお、調査研究の目的は下記のとおりとなっていた。

内 容	件数	該 当 調 査 研 究
計画や方針の策定	1 件	29
施策や事業の立案 (具体的な展開を含む)	15 件	12、16、31、63、74、75、76、95、104、105、124、130、135、137、143

イ) 契約方法

契約方法は、一般競争入札、総合評価一般競争入札、総合評価指名競争入札及び公募型企画提案コンペによる随意契約で実施されており、調査研究の内容に応じて、適切な手法を選択して広く参入事業者を求めていた。また、特定の事業者と随意契約を行っている調査研究はなかった。

なお、契約方法は下記のとおりとなっていた。

内 容	件数	該 当 調 査 研 究
一 般 競 争 入 札	6 件	63、74、75、76、104、105
総 合 評 価 一 般 競 争 入 札	1 件	16
総 合 評 価 指 名 競 争 入 札	1 件	143
公募型企画提案コンペによる随意契約	8 件	112、29、31、95、124、130、135、137

ウ) 積算方法

積算方法は、調査研究の内容が多岐にわたることから一律ではないが、いずれの調査研究においても国や県の公共事業の積算基準や類似する契約を参考に積算されていた。

また、諸経費率について計上しているものは、8.7%から 120%まで幅広い率で積算されており、中には未計上のものもあった。

なお、高額契約となっている調査研究では、直接経費である人件費が契約金額全体に占める割合が高くなってしまっており、調査研究の性質や業務量により、必要な人員を確保するため、契約金額が高額となっている状況であった。

積算方法については、下記のとおり 5 種類があった。

積 算 方 法	件 数	該 当 調 査 研 究	備 考
A+B+C1+G1+T	1 件	29	A=直接人件費、B=直接経費 C1=諸経費 : A×係数 C2=諸経費 : (A+B)×係数 G1=技術管理費 : (A+C1)×係数 G2=技術管理費 : A×係数 T=消費税及び地方消費税
A+B+C1+G2+T	2 件	74、143	
A+B+C1+T	4 件	16、63、75、76	
A+B+C2+T	6 件	12、95、104、105 124、130	
A+B+T	3 件	31、135、137	

(2) 調査研究の内容等が類似している調査研究業務について

調査研究の内容等が類似していると思われる下記 15 件について、調査研究の対象や内容等の関連性、分割発注の理由や一括発注の可能性について調査を行った。

番号	担当部局	調査研究委託業務名	委託年度
19	防災危機管理部	熊野一新宮における地形・地質に関する調査研究	H21
20		熊野一新宮における活断層に関する調査研究	H21
132		三重県観光データ・観光客満足度評価調査事業委託(観光)	H20
133		三重県観光データ・観光客満足度評価調査事業委託(観光)	H21
140		三重県の観光戦略の策定に係る基礎調査事業委託(観光)	H22
141		三重県観光客実態調査及び新たな観光戦略策定事業委託(観光)	H22
134	農水商工部	三重県自動車等来訪者調査事業委託(観光)	H21
135		自動車来訪者調査事業(観光活性化プロジェクト提案事業)(観光)	H22
136		三重県外国人観光客実態調査業務委託(観光)(冬季対象)	H21
137		外国人観光客実態調査業務委託(観光)(夏季・秋季対象)	H22
138		三重県外国人観光客実態調査(春季)業務委託(観光)	H22
143	国土整備部	北勢沿岸流域下水道(北部処理区)ほか流域下水道資産調査業務委託	H21
144		北勢沿岸流域下水道(南部処理区)ほか流域下水道データ整理事業	H21
156	教育委員会事務局	紀伊山地カモシカ保護地域第4回特別調査業務委託	H20～21
157		紀伊山地カモシカ保護地域第4回特別調査「食性・DNA、植生」	H20～21

※番号は、P85 の事前調査結果に基づく調査研究委託業務一覧表による。

調査の結果、下記の理由により、いずれも一括して発注することが困難な状況であった。

・経年変化をみるために毎年実施しているが、予算の関係で単年度ごとに契約しているもの

【132・133・141 の内「三重県観光客実態調査】】

・本来は、一括して契約するのが経済的であるが、予算の関係で一部を先行して調査研究を行っていたところ、後日、予算措置等がなされたことにより、追加で発注しているもの

【19・20】【156・157】【136・137・138】

・当初実施した調査研究から、社会情勢が変化し、翌年度に追加で調査したもの

【134・135】

・目的は同一であるが、調査研究対象や内容が異なり、分割して発注する方が効率的なもの

【143・144】【140・141 の内「新たな観光戦略策定事業委託(観光)】】

第6 調査研究業務の委託の状況（事前調査票の集計結果）

調査研究業務の委託について、あらかじめ監査対象部局に調査票の提出を求めた157件の実施状況を集計した結果は次のとおりである。なお、この中には、今回の監査の対象とした20件も含めている。

各部局からの回答結果では、契約方法について一般競争入札の割合が低いこと、また、公表についてホームページや刊行物等の割合が低いなど監査結果と同様の状況が見受けられたので、これらの委託業務についても、監査結果を参考とし、調査研究の趣旨や特性を勘案しつつ、委託業務の適正な執行や見直しに努めることが望まれる。

(1) 部局別・年度別の状況

監査の対象とした3か年度における部局別・年度別の契約件数及び契約金額は、合計で契約件数157件、契約金額1,212,861千円である。

部局別に見ると、契約件数の多い順では、農水商工部48件、環境森林部33件、生活・文化部19件、政策部18件、健康福祉部15件となっており、これらで全体の84.7%を占めている。

また、契約金額の多い順では、環境森林部334,734千円、農水商工部316,606千円、政策部210,890千円、生活・文化部131,377千円となっており、これらで全体の81.9%を占めている。

年度別推移の状況を見ると、平成20年度に比べ21年度・22年度では契約件数、契約金額とも大きく増加している。この主な理由は、緊急雇用創出事業等を活用した委託業務の皆増や今後の政策形成立案や現況実態調査のための委託業務の増加等によるものである。

(a) 部局別・年度別 委託件数及び契約金額の状況

(単位：件、千円)

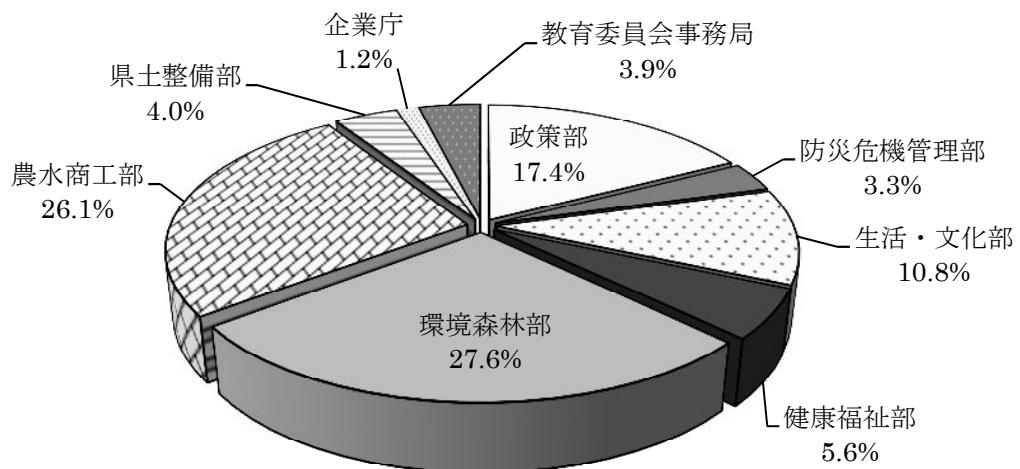
	平成20年度		平成21年度		平成22年度		合計	
	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額
政 策 部	6	113,292	8	42,382	4	55,217	18	210,890
防災危機管理部	2	5,198	3	18,134	3	16,728	8	40,059
生 活 ・ 文 化 部	3	39,615	10	55,140	6	36,621	19	131,377
健 康 福 祉 部	1	2,730	7	28,863	7	36,371	15	67,964
環 境 森 林 部	7	22,800	14	163,321	12	148,613	33	334,734
農 水 商 工 部	4	24,184	19	118,880	25	173,542	48	316,606
県 土 整 備 部	0	0	3	33,917	3	15,183	6	49,100
企 業 庁	1	13,327	0	0	1	1,260	2	14,587
教育委員会事務局	3	21,483	3	20,116	2	5,945	8	47,544
合 計	27	242,627	67	480,754	63	489,480	157	1,212,861

※1：契約年度について、複数年契約の場合は原則、契約年度で区分した。

なお、19年度に複数年度契約したものについては、20年度に区分した。

※2：契約金額は、最終契約額を計上した。

部局別契約金額の割合



また、契約金額が1,000万円以上のものが31件あり、最も高い契約金額の委託業務は、政策部所管の「三重県ITプロセスの見直し支援委託業務」84,000千円であった。

(2) 調査研究業務の目的

調査研究業務を目的別にみると、「現況実態調査」を目的とするものが127件、80.9%と最も多く、次いで「今後の政策形成立案」を目的とするものが105件、66.9%、県民ニーズ・意向調査を目的とするものが45件、28.7%となっている。

(b) 調査研究業務の目的 (複数回答含む) (単位:件, %)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合計	
	件数	件数	件数	件数	割合
今後の政策形成立案	19	43	43	105	66.9
現況実態調査	23	52	52	127	80.9
県民ニーズ・意向調査	8	18	19	45	28.7
事業・工事に伴う調査	2	2	3	7	4.5
研究開発	4	7	7	18	11.5
その他の	1	4	4	9	5.7
合計	57	126	128	311	—

※ 複数回答を含むため、合計件数は契約総件数157件と一致しない。

(3) 外部委託の理由

外部に委託した理由を多い順にみると、「専門性・特殊性」が134件、85.4%、「人的体制」が81件、51.6%、「緊急性」が33件、21.0%、「経費節減」が20件、12.7%となっている。

(c) 外部委託の理由 (複数回答含む) (単位: 件, %)

	件 数	割 合
専 門 性 ・ 特 殊 性	134	85.4
緊 急 性	33	21.0
人 的 体 制	81	51.6
経 費 節 減	20	12.7
そ の 他	15	9.6

(4) 予算措置の状況

予算措置の状況をみると、当初予算に計上しているものが 123 件、78.3%、補正予算に計上しているものが 30 件、19.1%、一部当初予算に計上し、補正予算でも計上しているものが 2 件、1.3% となっている。

なお、補正予算に計上している 30 件のうち 24 件は、緊急雇用創出事業等を活用しているものである。

(d) 予算措置の状況 (単位: 件, %)

	件 数	割 合
当 初 予 算 に 計 上	123	78.3
補 正 予 算 に 計 上	30	19.1
予 算 の 流 用 で 対 応	1	0.6
当 初 予 算 及 び 補 正 予 算 に 計 上	2	1.3
当 初 予 算 へ 計 上 ・ 予 算 の 流 用 で 対 応	1	0.6
合 计	157	100.0

(5) 契約期間の状況

契約期間の状況をみると、単年度で契約しているものは 148 件、94.3%、複数年度で契約しているものは 9 件、5.7% となっている。なお、複数年度契約のものはいずれも、契約した翌年度までの契約期間である。

(e) 契約期間の状況 (単位: 件, %)

	件 数	割 合
单 年 度	148	94.3
複 数 年 度	9	5.7
合 计	157	100.0

(6) 契約実施頻度の状況

契約実施頻度を多い順にみると、当該年度限りで委託契約を行っているものは 91 件、58.0%、毎年度契約を行っているものが 28 件、17.8%、間隔をおいて契約を行っているものは 7 件、4.5% となっている。

間隔をおいて実施しているものの間隔をみると、8年毎が2件、4~5年毎が3件、3~4年毎と2年毎はいずれも1件である。

また、その他については、特定の複数年度に連続し契約しているものが28件、計画の進捗状況の把握をするため短期、中期、最終年度とその間隔が一定ではないものが2件、毎年度契約を行っている業務に加え3年毎に契約を行っている業務があるものが1件であった。

(f) 契約実施頻度の状況

(単位：件, %)

	件 数	割 合
当 該 年 度 限 り	91	58.0
毎 年 度	28	17.8
間 隔 を お い て 実 施	7	4.5
そ の 他	31	19.7
合 計	157	100.0

(7) 契約方法の状況

契約方法の状況を多い順にみると、公募型企画提案コンペによる随意契約が53件、33.8%、一般競争入札が50件、31.8%、特命による随意契約が40件、25.5%、指名競争入札が12件、7.6%となっている。なお、その他の方法によるものは2件あり、総合評価一般競争入札が1件、総合評価指名競争入札が1件となっている。

(g) 契約方法の状況

(単位：件, %)

	件 数	割 合
一 般 競 争 入 札	50	31.8
指 名 競 争 入 札	12	7.6
特 命 に よ る 隨 意 契 約	40	25.5
公募型企画提案コンペによる随意契約	53	33.8
そ の 他	2	1.3
合 計	157	100.0

(8) 財源の状況

財源内訳の状況をみると、県単独事業として実施しているものが71件、45.2%、国庫補助を受け実施しているものが33件、21.0%、その他が53件、33.8%となっている。

なお、その他の主なものは三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金等によるものである。

(h) 財源の状況

(単位：件, %)

	件 数	割 合
国 庫 補 助	33	21.0
県 单 独 事 業	71	45.2
そ の 他	53	33.8
合 計	157	100.0

(9) 契約方法別の当初契約に対する平均落札率の状況

契約方法別に当初契約に対する平均落札率を高い順にみると、特命による随意契約が 97.1%、公募型企画提案コンペによる随意契約が 96.6%、指名競争入札による契約が 84.6%、一般競争入札による契約が 76.6%となっている。

なお、その他の 2 件は、総合評価一般競争入札によるもの及び総合評価指名競争入札によるものである。

(i) 契約方法別の当初契約に対する平均落札率の状況 (単位：%, 件)

	平均落札率	件 数
一 般 競 争 入 札	76.6	50
指 名 競 争 入 札	84.6	12
特 命 に よ る 隨 意 契 約	97.1	40
公募型企画提案コンペによる随意契約	96.6	53
そ の 他	84.4	2
全 平 均 落 札 率	89.3	—

(10) 再委託の状況

委託業務の一部を再委託していたものが 12 件あり、再委託の内容をみると、印刷業務が 5 件、情報処理・配達業務が 3 件、調査員の手配が 2 件、技術・作業支援が 2 件(1 件は印刷業務を含む)ある。なお、特命による随意契約で再委託をしていたものが 4 件あった。

(j) 再委託の状況 (単位：件, %)

	件 数	割 合
再 委 託 実 施	12	7.6
再 委 託 未 実 施	145	92.4
合 計	157	100.0

(11) 成果の公表状況

成果の公表状況を多い順にみると、関係機関等で配布などしているもの 80 件、51.0%、ホームページで公表しているものが 49 件、31.2%、刊行物により公表しているものが 37 件、23.6%、報道機関を通じて発表しているものが 18 件、11.5%ある。

なお、公表していないものが54件、34.4%あり、主な理由は、政策や事業等の検討を行うための基礎資料であること、利用者が限られること、法人・個人情報が含まれること、提供を予定していること等である。

(k) 成果の公表状況 (複数回答含む) (単位:件, %)

	件 数	割 合
刊 行 物	37	23.6
ホ 一 ム ペ 一 ジ	49	31.2
報 道 機 関	18	11.5
関係機関等で配布など	80	51.0
公 表 し て い な い	54	34.4

また、委託業務の目的別に成果の公表状況を見ると、「県民ニーズ・意向調査」を目的に実施したものは公開が進んでいるが、「事業・工事」に伴う調査は、政策形成過程にあるものもあり、公開が進んでいない。

(1) 委託の目的別・成果の公表方法の割合 (複数回答含む) (単位: %)

	刊 行 物	ホ 一 ム ペ 一 ジ	報 道 機 関	関係機関等で配布など	公 表 し て い な い
今後の政策形成立案	25.7	31.4	15.2	53.3	29.5
現況実態調査	22.0	29.9	10.2	48.0	36.2
県民ニーズ・意向調査	22.2	53.3	24.4	60.0	20.0
事業・工事に伴う調査	14.3	14.3	14.3	14.3	85.7
研究開発	27.8	27.8	5.6	55.6	38.9
その他の	22.2	44.4	33.3	22.2	66.7

(12) 成果の利活用の状況

当初予定どおりに活用しているものが151件、96.2%、一部未活用のものが4件、2.5%、今後利用予定等のものが2件、1.3%である。

一部未活用のもの4件の内訳は、翌年度の調査方針を検討するために成果の一部を活用しているものが3件、モデル的に取り組んだ成果を生かして、他への転用を図る予定のものが1件である。

また、今後利用予定等のもの2件の内訳は、当初予定した以外の形で利用しているもの1件、今後利用する予定のものが1件であった。

(m) 成果の利活用

(単位：件, %)

	件 数	割 合
当 初 予 定 ど も う し て 活 用	151	96.2
一 部 未 活 用	4	2.5
今 後 利 用 予 定 等	2	1.3
合 計	157	100.0

(参考) 事前調査結果に基づく調査研究委託業務一覧表

※ 表中の太文字は、今回の監査対象業務を表します。

番号	調査研究委託業務名	委託年度	担当部局	契約金額(円)
1	「超高齢化地域」調査研究事業委託	H20	政策部	3,780,000
2	「自律・持続可能な地域経済のあり方」調査研究事業	H20～21	政策部	4,305,000
3	一万人アンケート調査及び分析業務	H19～20	政策部	3,654,000
4	一万人アンケート調査及び分析業務	H20～21	政策部	3,902,745
5	一万人アンケート調査及び分析業務	H21～22	政策部	3,507,000
6	高等教育機関の地域貢献シーズ発信促進緊急雇用創出事業業務	H21	政策部	3,402,000
7	しあわせが実感できる社会構築に向けた基礎調査事業に関する業務	H21	政策部	8,029,350
8	中山間地域等における中間支援業務のあり方検討事業に関する委託	H21	政策部	9,712,500
9	中山間地域等における中間支援業務のあり方検討事業に関する委託	H22	政策部	24,843,000
10	三重県新エネルギービジョン策定支援業務委託事業	H22	政策部	6,174,000
11	住宅用太陽光発電普及啓発事業	H21	政策部	2,992,500
12	住宅用太陽光発電普及啓発事業	H22	政策部	19,474,770
13	木曽岬干拓地整備事業コスト調査	H20	政策部	13,650,000
14	木曽岬干拓地土地利用方策に係る調査	H21	政策部	4,882,500
15	木曽岬干拓地土地利用方策・整備可能性調査業務	H22	政策部	4,725,000
16	三重県ITプロセスの見直し支援委託業務	H19～20	政策部	84,000,000
17	三重県IT利活用の基本方針改正支援業務	H21	政策部	5,355,000
18	「美(うま)し国おこし・三重」データ収集・活用調査業務	H21	政策部	4,501,035

番号	調査研究委託業務名	委託年度	担当部局	契約金額(円)
19	「熊野一新宮における地形・地質に関する調査研究」(共同研究)	H21	防災危機管理部	8,400,000
20	「熊野一新宮における活断層に関する調査研究」(共同研究)	H21	防災危機管理部	6,825,000
21	「熊野一新宮における活断層に関する調査研究」(共同研究)	H22	防災危機管理部	8,400,000
22	「減災行動促進のための強震動及び災害像の認識環境構築に係る共同研究」(共同研究)	H22	防災危機管理部	4,800,000
23	防災に関する県民意識調査業務	H20	防災危機管理部	3,055,500
24	防災に関する県民意識調査業務	H21	防災危機管理部	2,908,500
25	防災に関する県民意識調査業務委託および4県共同地震・津波県民意識調査業務	H22	防災危機管理部	3,528,000
26	1944年東南海地震災害教訓の抽出に関する研究業務委託	H20	防災危機管理部	2,142,000
27	小学校における文化芸術アウトドア活動調査事業業務	H21	生活・文化部	2,625,000
28	三重県内文化事業・団体調査(緊急雇用創出事業)	H21	生活・文化部	1,468,950
29	新県立博物館基本計画策定調査業務委託事業	H20	生活・文化部	35,490,000
30	三重県内事業所賃金等実態調査	H22	生活・文化部	5,132,400
31	三重県障がい者雇用実態調査	H21	生活・文化部	25,522,640
32	三重県職業能力開発実態調査	H21	生活・文化部	5,651,877
33	三重県職業能力開発実態調査	H22	生活・文化部	10,322,130
34	人権文化に溢れたまちづくりパートナー等活動把握事業	H20	生活・文化部	2,274,000
35	人権文化に溢れたまちづくりパートナー等活動把握事業	H21	生活・文化部	2,270,864
36	人権文化に溢れたまちづくりパートナー等活動把握事業	H22	生活・文化部	2,023,543
37	人権のまちづくり課題把握事業	H20	生活・文化部	1,851,360

番号	調査研究委託業務名	委託年度	担当部局	契約金額(円)
38	特色ある人権のまちづくり発掘事業業務	H21	生活・文化部	1,019,550
39	多様な主体による人権活動把握事業	H21	生活・文化部	1,399,650
40	男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査業務	H21	生活・文化部	7,650,300
41	基本計画策定促進アンケート調査業務	H21	生活・文化部	2,769,900
42	基本計画策定促進アンケート調査業務	H22	生活・文化部	7,113,750
43	統計調査サポート事業業務	H21	生活・文化部	4,761,750
44	資料データ整理事業業務	H22	生活・文化部	4,839,870
45	外国人住民のための防災情報等理解促進緊急雇用創出事業	H22	生活・文化部	7,188,985
46	三重県商業施設等駐車場利用状況等調査業務委託	H21	健康福祉部	5,841,717
47	ユニバーサルデザインに関する県民意識の調査及び分析業務委託	H22	健康福祉部	4,200,000
48	がんに係る医療資源調査事業	H21	健康福祉部	3,712,407
49	がんに係る医療資源調査事業	H22	健康福祉部	6,134,240
50	乳がん検診等受診率向上事業	H22	健康福祉部	11,000,000
51	ヘルシーピープルみえ・21調査研究事業	H22	健康福祉部	2,509,500
52	平成22年度東紀州自殺対策にかかる実態調査業務	H22	健康福祉部	3,097,500
53	医療機関等看護職員需要調査緊急雇用創出事業業務委託	H21	健康福祉部	2,687,002
54	「病院の姿」可能性詳細調査報告書策定支援業務	H21	健康福祉部	6,519,240
55	三重県周産期医療ネットワークシステム運営研究事業(妊産婦)	H22	健康福祉部	3,300,000
56	三重県周産期医療ネットワークシステム運営研究事業	H22	健康福祉部	6,130,000

番号	調査研究委託業務名	委託年度	担当部局	契約金額(円)
57	県民老後意識調査	H21	健康福祉部	2,331,000
58	県民の子育ち・子育てに関する意識調査業務委託	H20	健康福祉部	2,730,000
59	子どもの居場所づくりにかかる調査研究業務	H21	健康福祉部	3,766,000
60	不妊治療に関する意識・実態調査委託事業	H21	健康福祉部	4,005,819
61	平成21年度三重県地球温暖化対策実行計画策定支援業務	H21	環境森林部	4,735,500
62	平成22年度三重県地球温暖化対策実行計画策定支援業務	H22	環境森林部	5,460,000
63	自動車排ガス汚染の状況等把握調査事業	H22	環境森林部	38,997,000
64	伊勢湾再生に向けた流域での環境保全活動団体連携モデル検討	H20	環境森林部	1,239,000
65	伊勢湾再生に係る多様な主体による連携調査検討業務	H21	環境森林部	1,260,000
66	伊勢湾再生に係る企業の環境保全活動等調査検討業務	H22	環境森林部	1,197,000
67	伊勢湾海底の健康診断緊急雇用創出事業（底質調査）	H21	環境森林部	11,865,000
68	伊勢湾全域海岸漂着ゴミ等実態調査事業委託業務	H21	環境森林部	75,234,600
69	三重県海岸漂着物実態調査委託業務	H22	環境森林部	43,575,000
70	地盤沈下対策事業 北伊勢地域精密水準測量業務	H20	環境森林部	6,919,500
71	地盤沈下対策事業 北伊勢地域精密水準測量業務	H21	環境森林部	8,022,000
72	地盤沈下対策事業 北伊勢地域精密水準測量業務	H22	環境森林部	8,274,000
73	南部広域圏広域の水道整備計画(案)作成業務	H21	環境森林部	7,350,000
74	浄化槽事業推進のための調査検討業務	H21	環境森林部	26,250,000
75	集合処理施設整備計画区域内における浄化槽設置状況調査委託業務	H22	環境森林部	17,671,500

番号	調査研究委託業務名	委託年度	担当部局	契約金額(円)
76	単独処理浄化槽悉 <small>しつかい</small> て調査委託業務	H22	環境森林部	15,624,000
77	市町ごみ処理システムの最適化検討事業	H20	環境森林部	4,381,650
78	ごみ減量化手法等効果検証調査業務	H21	環境森林部	5,197,500
79	一般廃棄物実態調査業務	H22	環境森林部	4,693,500
80	ごみ減量導入可能性調査業務	H22	環境森林部	5,743,500
81	三重県産業廃棄物実態調査委託業務	H21	環境森林部	5,040,000
82	「三重の木」の流通等に係る調査業務等委託事業	H20	環境森林部	3,990,000
83	木質バイオマス需要拡大推進業務	H21	環境森林部	8,396,640
84	森林の学習推進コーディネート事業業務	H20	環境森林部	2,489,760
85	森林の学習推進コーディネート事業業務	H21	環境森林部	3,270,960
86	森林の学習推進コーディネート事業業務	H22	環境森林部	3,545,000
87	ニホンジカ糞粒調査	H20	環境森林部	2,520,000
88	ニホンジカ糞粒調査	H21	環境森林部	2,415,000
89	ニホンジカ糞粒調査	H22	環境森林部	2,257,500
90	ニホンザル生息域調査	H21	環境森林部	2,604,000
91	特定鳥獣モニタリング事業	H20	環境森林部	1,260,000
92	特定鳥獣モニタリング調査	H21	環境森林部	1,680,000
93	特定鳥獣モニタリング調査	H22	環境森林部	1,575,000
94	未来型地域農業ビジネス構築調査業務	H22	農水商工部	5,029,500

番号	調査研究委託業務名	委託年度	担当部局	契約金額(円)
95	地産地消產品 PR 促進緊急雇用創出事業業務	H22	農水商工部	16,836,000
96	三重県における物産振興団体に関する調査研究事業	H20	農水商工部	3,958,880
97	三重県における物産振興団体に関する調査研究事業	H21	農水商工部	3,370,500
98	首都圏市場開拓支援ふるさと雇用再生事業	H22	農水商工部	3,465,020
99	県產品輸出状況調査緊急雇用創出事業	H22	農水商工部	5,172,000
100	三重県卸売市場整備計画策定基礎調査業務委託事業	H22	農水商工部	2,688,000
101	漁具漁法実態調査緊急雇用創出事業	H21	農水商工部	1,048,320
102	魚道遡上降海調査緊急雇用創出事業	H21	農水商工部	1,048,320
103	漁業権基点実態調査緊急雇用創出事業	H21	農水商工部	1,239,000
104	河川環境実態調査緊急雇用創出事業	H21	農水商工部	15,540,000
105	遊漁による採捕実態調査（貝類）緊急雇用創出事業	H22	農水商工部	16,275,000
106	遊漁による採捕実態調査（内水面）緊急雇用創出事業	H22	農水商工部	3,738,000
107	栽培・養殖漁業技術開発試験に係る業務	H21	農水商工部	4,756,500
108	栽培・養殖漁業技術開発試験に係る業務	H22	農水商工部	10,630,200
109	放流用アワビ種苗冬季成長促進緊急試験に係る業務	H21	農水商工部	1,537,200
110	紫外線殺菌海水利用メガイアワビ種苗生産試験に係る業務	H22	農水商工部	2,116,800
111	魚食ニーズ把握緊急雇用対策調査業務	H21	農水商工部	10,395,000
112	水産物未利用資源実態把握緊急雇用創出事業調査	H21	農水商工部	7,350,000
113	低未利用水産物利活用方法把握調査	H22	農水商工部	1,984,500

番号	調査研究委託業務名	委託年度	担当部局	契約金額(円)
114	漁業・漁村振興調査業務委託	H21	農水商工部	9,796,500
115	アジア市場を見据えた産業政策の検討に係る調査業務	H22	農水商工部	2,487,450
116	低炭素社会を見据えた産業政策検討に係る調査業務	H22	農水商工部	5,996,000
117	「資源生産性競争時代を見据えた産業振興調査事業」業務委託	H21	農水商工部	11,630,325
118	環境経営人材育成可能性調査業務	H20	農水商工部	4,500,000
119	メカトロ関連産業の集積等に向けた戦略策定に係る調査業務	H20	農水商工部	9,982,016
120	三重県景気動向調査事業に関する業務	H21	農水商工部	2,730,000
121	三重県景気動向調査事業に関する業務	H22	農水商工部	2,152,500
122	コミュニティビジネス調査広報緊急雇用創出事業に関する委託業務	H22	農水商工部	4,830,000
123	地域密着型の商業連携モデル創造に向けた緊急雇用創出事業委託業務	H22	農水商工部	4,200,000
124	「がんばる商店街応援隊」派遣緊急雇用創出事業	H21	農水商工部	22,178,682
125	買物傾向調査事業にかかる分析業務	H22	農水商工部	1,029,000
126	資源生産性競争時代を見据えた産業振興調査委託（新エネルギー機器技術動向調査）	H21	農水商工部	3,000,000
127	科学技術イノベーション政策推進調査事業業務委託（その1）	H21	農水商工部	2,751,000
128	科学技術イノベーション政策推進調査事業業務委託（その2）	H21	農水商工部	3,108,000
129	「食と農水産物」関連企業事業動向調査緊急雇用創出事業	H22	農水商工部	2,625,000
130	科学技術推進方向検討緊急雇用創出事業業務	H22	農水商工部	20,499,472
131	食関連産業向け加工プロセス技術の協働調査事業業務	H22	農水商工部	2,898,000
132	三重県観光データ・観光客満足度評価調査事業（観光）	H20	農水商工部	5,742,775

番号	調査研究委託業務名	委託年度	担当部局	契約金額(円)
133	三重県観光データ・観光客満足度評価調査事業（観光）	H21	農水商工部	4,019,912
134	三重県自動車等来訪者調査事業（観光）	H21	農水商工部	3,973,200
135	自動車来訪者調査事業（観光活性化プロジェクト提案事業）（観光）	H22	農水商工部	15,997,590
136	三重県外国人観光客実態調査業務（観光）	H21	農水商工部	9,408,000
137	外国人観光客実態調査業務（観光）	H22	農水商工部	19,223,387
138	三重県外国人観光客実態調査（春期）業務（観光）	H22	農水商工部	10,655,904
139	集客交流拡大システム検討調査業務（観光）	H22	農水商工部	1,489,950
140	三重県の観光戦略の策定に係る基礎調査事業（観光）	H22	農水商工部	1,354,500
141	三重県観光客実態調査及び新たな観光戦略策定事業（観光）	H22	農水商工部	10,168,000
142	三重県公共事業事前評価システム検討業務	H22	県土整備部	3,108,000
143	北勢沿岸流域下水道（北部処理区）ほか流域下水道資産調査業務	H21	県土整備部	15,750,000
144	北勢沿岸流域下水道（南部処理区）ほか流域下水道データ整理事業	H21	県土整備部	13,629,000
145	流域下水道資産調査業務	H22	県土整備部	7,665,000
146	熊野川周辺等景観現況調査（緊急雇用創出事業）業務	H22	県土整備部	4,410,000
147	(仮称) 東紀州屋外広告物沿道景観地区基礎調査事業業務	H21	県土整備部	4,538,100
148	三重県企業庁水力発電事業価値算定等業務	H22	企 業 庁	1,260,000
149	RDF焼却・発電施設維持管理費等調査業務	H20～21	企 業 庁	13,326,600
150	問題を抱える子ども等の自立支援に関する調査研究集計委託業務	H20	教育委員会事務局	3,454,040
151	問題を抱える子ども等の自立支援に関する調査研究集計委託業務	H21	教育委員会事務局	5,388,360

番号	調査研究委託業務名	委託年度	担当部局	契約金額(円)
152	問題を抱える子ども等の自立支援に関する調査研究集計委託業務	H22	教育委員会事務局	4,831,720
153	「学校非公式サイト対策推進事業」に係る業務	H21	教育委員会事務局	8,038,800
154	いじめ対策緊急支援総合調査研究	H22	教育委員会事務局	1,113,500
155	「人権教育に対する県民意識調査」緊急雇用創出事業	H21	教育委員会事務局	6,688,728
156	紀伊山地カモシカ保護地域第4回特別調査業務	H20～21	教育委員会事務局	10,993,500
157	紀伊山地カモシカ保護地域第4回特別調査「食性・DNA、植生」	H20～21	教育委員会事務局	7,035,000

監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成23年11月10日から平成24年2月20日までに実施しました財政的援助団体等監査について、同月27日に県議会議長、知事、関係各種委員会等に提出した監査結果報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年3月2日

三重県監査委員	植	田	十	志	夫
三重県監査委員	山	本			勝
三重県監査委員	笹	井	健	司	
三重県監査委員	田	中	正	孝	

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等監査

2 監査の対象範囲等

(1) 監査対象の種類及び監査範囲

財政的援助団体等における出納、その他の事務の執行状況を基本とし、出資（出捐）団体においては、経営状況等も併せて監査した。

(2) 監査対象期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(3) 監査実施団体及び実施期間

財政的援助団体等監査は、監査対象団体選定基準に基づき、33団体（内訳別表）を選定のうえ、平成23年11月10日から平成24年2月20日まで監査を実施した。

種 別	財政的援助等の内容	監査実施団体数
出資（出捐）団体	県が団体の基本財産、資本金等の1/4以上を出資又は出捐しているもの	11
公の施設管理団体	県が公の施設の管理を委託しているもの（指定管理者）	6
補助金等交付団体	県が補助金、交付金等を交付、及び貸付を行っているもの	16
計		33

（注）監査実施団体数は実団体数である。例えば、出資団体が公の施設管理団体と重複する場合は、上段の出資団体の団体数として整理している。

3 監査の実施方法

監査実施33団体のうち、実地監査13団体、書面監査20団体を次の方法により実施した。

- (1) 実地監査は、監査委員が団体に出向き、監査委員事務局職員の予備監査の結果をふまえ、団体から提出された監査資料等に基づき、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。
- (2) 書面監査は、監査委員事務局職員の予備監査の結果をふまえ、監査委員がその内容を確認するなどの方法により実施した。

4 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

(1) 出資（出捐）団体

- ・出資の目的に沿って事業が運営されているか。
- ・会計事務及び財産の管理は、適正に行われているか。
- ・事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表に表示されているか。
- ・団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。

(2) 公の施設管理団体

- ・施設の管理は、契約の目的に沿って適正に行われているか。
- ・料金収入や費用支出等の会計事務は、適正に行われているか。
- ・基本協定書の成果目標は、達成されているか。
- ・団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。

(3) 補助金等交付団体

- ・補助等の目的に沿って事業が実施されているか。
- ・補助事業等の執行にかかる会計事務は、適正に行われているか。
- ・補助金等は、対象事業以外に流用されていないか。
- ・補助金等の額は、適正に算定されているか。
- ・補助金等により取得した財産は、適正に管理されているか。
- ・団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。

5 別表 [監査実施団体一覧]

出資(出捐)団体

No	団体名	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	公益財団法人三重県文化振興事業団	津市	生活・文化部	平成24年2月20日	書面
2	財団法人三重県国際交流財団	津市	生活・文化部	平成24年2月20日	書面
3	公立大学法人三重県立看護大学	津市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
4	財団法人三重県小動物施設管理公社	津市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
5	社会福祉法人三重県厚生事業団	津市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
6	財団法人三重こどもわかもの育成財団	松阪市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
7	株式会社三重県松阪食肉公社	松阪市	農水商工部	平成24年1月23日	実地
8	財団法人三重北勢地域地場産業振興センター	四日市市	農水商工部	平成24年1月23日	実地
9	三重県漁業信用基金協会	津市	農水商工部	平成24年1月23日	実地
10	財団法人三重県下水道公社	松阪市	県土整備部	平成24年2月20日	書面
11	財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター	津市	教育委員会	平成24年1月23日	実地

公の施設管理団体(出資団体との重複4団体)

No	団体名	施設の所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	岩間造園株式会社	四日市市	県土整備部	平成24年2月20日	書面
2	有限会社太陽緑地	明和町	県土整備部	平成24年1月24日	実地
3	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社	紀北町	県土整備部	平成24年1月26日	実地
4	財団法人三重県体育協会	鈴鹿市	教育委員会	平成24年1月23日	実地
5	三重県体育協会グループ	伊勢市 鈴鹿市	教育委員会	平成24年2月20日	書面
6	有限会社熊野市観光公社	熊野市	教育委員会	平成24年1月26日	実地
【7】	【三重県文化振興事業団】	津市	生活・文化部	平成24年2月20日	書面
【8】	【三重県厚生事業団】	津市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
【9】	【三重こどもわかもの育成財団】	松阪市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
【10】	【三重県下水道公社】	松阪市	県土整備部	平成24年2月20日	書面

【 】は出資団体との重複団体

補助金等交付団体（出資団体、公の施設管理団体との重複 5 団体）

No	団 体 名	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	学校法人ニッケン学園	四日市市	生活・文化部	平成24年2月20日	書面
2	学校法人エスコラピオス学園	四日市市	生活・文化部	平成24年1月23日	実地
3	学校法人大川学園	津市	生活・文化部	平成24年2月20日	書面
4	学校法人愛農学園	伊賀市	生活・文化部	平成24年1月24日	実地
5	社会福祉法人伊賀市社会事業協会	伊賀市	健康福祉部	平成24年1月24日	実地
6	紀南病院組合立紀南病院	御浜町	健康福祉部	平成24年1月26日	実地
7	医療法人正和会	四日市市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
8	社会福祉法人愛恵会	松阪市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
9	三重県木材協同組合連合会	津市	環境森林部	平成24年2月20日	書面
10	「三重の木」利用推進協議会	津市	環境森林部	平成24年2月20日	書面
11	松阪飯南森林組合	松阪市	環境森林部	平成24年1月24日	実地
12	鈴四トマト研究会	四日市市	農水商工部	平成24年2月20日	書面
13	三重県信用漁業協同組合連合会	津市	農水商工部	平成24年2月20日	書面
14	J S R株式会社	四日市市	農水商工部	平成24年2月20日	書面
15	社団法人三重県防犯協会連合会	津市	警察本部	平成24年2月20日	書面
16	日本スポーツマスターズ2010三重大会実行委員会	津市	教育委員会	平成24年2月20日	書面
【17】	【三重県立看護大学】	津市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
【18】	【三重県厚生事業団】	津市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
【19】	【三重こどもわかもの育成財団】	松阪市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
【20】	【三重県松阪食肉公社】	松阪市	農水商工部	平成24年1月23日	実地
【21】	【三重県体育協会】	鈴鹿市	教育委員会	平成24年1月23日	実地

【 】は出資団体、公の施設管理団体との重複団体

第2 監査の結果及び意見

1 監査の結果

監査の結果、下記のとおり改善を要する事項のほかは、概ね適正に執行されているものと認められた。

改善を要する事項については、所管部局において団体に対する指導を行うなど、適切な措置を講じられたい。

○改善を要する事項

項目	会計事務等に関すること	補助金等事務に関すること	事業の執行に関すること	計
団体に対する意見	38件	26件	10件	74件
所管部局に対する意見	18件	35件	7件	60件

※意見の詳細については、団体別意見のとおり。

2 監査の意見

(1) 共通意見

以下のように改善を要する事項が複数の団体で見受けられたので、所管部局にあっては該当団体はもとより、今回監査の対象とならなかつた団体に対しても指導・助言に努められたい。

会計事務等に関すること

○ 貸借対照表等の財務諸表において、費用等の計上漏れや記載誤りなどの不備があったので、適正に表示されたい。

〔三重県文化振興事業団、三重県厚生事業団、三重こどもわかもの育成財団、三重県松阪食肉公社、三重北勢地域地場産業振興センター、三重県漁業信用基金協会〕

○ 契約手続において、予定価格が設定されていないものがあったので、会計規程等に基づき適正に設定されたい。

〔三重こどもわかもの育成財団、三重県体育協会グループ、愛恵会〕

○ 公の施設管理における業務計画書や業務報告書について、期限内に提出されていないものがあったので、基本協定書に基づき適時適切に提出されたい。

〔三重こどもわかもの育成財団、太陽緑地、紀伊長島レクリエーション都市開発、熊野市観光公社〕

補助金等事務に関すること

- 補助金等の執行において、三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

所管部局における報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

（生活・文化部（ニッケン学園、エスコラピオス学園、大川学園、愛農学園）、健康福祉部（三重県立看護大学、三重こどもわかもの育成財団、伊賀市社会事業協会、紀南病院、正和会、愛恵会）、環境森林部（三重県木材協同組合連合会、「三重の木」利用推進協議会、松阪飯南森林組合）、農水商工部（三重県松阪食肉公社、三重県信用漁業協同組合連合会）、教育委員会（三重県体育協会、日本スポーツマスターズ 2010 三重大会実行委員会）、警察本部（三重県防犯協会連合会））

- 所管室が団体へ通知した実績報告書等の提出期限が、取扱要領に定める期限と相違していたので、特段の事情等がない限り、取扱要領に定められた時期までに提出するよう通知されたい。

（生活・文化部（ニッケン学園、エスコラピオス学園、愛農学園）、健康福祉部（伊賀市社会事業協会））

事業の執行に関すること

- 多数の個人情報を有しているため、情報の流出など不測の事態に備え、初動体制の整備や行動計画等の策定について検討されたい。

（三重県国際交流財団、三重県漁業信用基金協会）

- 公の施設の管理において成果目標を設定して業務を行っているが、未達成の項目について目標達成に努められたい。

（三重県厚生事業団、三重県体育協会）

(2) 団体別意見

団体別の意見については、次ページ以下のとおりである。

出資（出捐）団体**【公益財団法人三重県文化振興事業団】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：2,000,000,000円（県出資比率：100.0%）
公の施設 管 理	施設名：三重県総合文化センター ----- 平成22年度指定管理料：756,956,214円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
再委託の報告	○県立図書館管理委託において、その一部を第三者に再委託する場合に必要な県への報告が行われていなかった。
区分経理	○他の事業と区分が必要な公の施設管理事業において、県からの他の委託事業を合わせて経理していた。
財務諸表	○震災の影響により、平成23年度に延期された貸館サーバの更新について、22年度の費用として計上していた。

※ 貸館サーバ：施設利用システムの基幹コンピュータ。

[所管部局に対する意見]

(1) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 文化振興室)

(2) 次世代の文化体験活動推進事業にかかる委託契約書において、添付すべき「個人情報取扱特記事項」が未添付のため、個人情報を適切に取り扱うようこれを添付し、受託者に遵守させられたい。

(所管室名：生活・文化部 文化振興室)

【財団法人三重県国際交流財団】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：355,070,201円（県出資比率：72.8%）

[監査結果及び意見]

- (1) 法人では多数の個人情報を有しているため、情報の流出など不測の事態に備え、初動体制の整備や行動計画等の策定について検討されたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
物品出納簿	○会計規程に定める物品出納簿が作成されていなかった。
理事の変更登記	○理事の変更登記が、法律に定める期限内に行われていなかった。
月次報告	○会計規程に定める月次報告が行われていなかった。

※ 月次報告：出納員は、毎月末に収入支出計算書並びに現金及び有価証券出納計算書を作成し、常務理事に提出することとなっている。

[所管部局に対する意見]

法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 国際室)

【公立大学法人三重県立看護大学】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：3,770,320,000円（県出資比率：100.0%）
交付金	公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金：631,773,210円 公立大学法人三重県立看護大学の確実な運営を図るため、当該法人の運営に要する経費に対し交付金を支給する。（補助率 定額）

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
たな卸資産の管理	○たな卸資産管理規程に定める資産について、その受払が記録されていないものがあった。
公印の管理	○委託契約手続において、起案文書の公印欄に公印管理者の押印がされていないものがあった。
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

(1) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 健康福祉総務室)

(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 健康福祉総務室)

【財団法人三重県小動物施設管理公社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：10,000,000円（県出資比率：100.0%）

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
賞与引当金	○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成23年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、22年度の費用として計上することを検討すべきである。

※ 引当金：現時点では確定していないなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表上に計上しておくもの。

[所管部局に対する意見]

法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 薬務食品室)

【社会福祉法人三重県厚生事業団】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：10,000,000円（県出資比率：100.0%）
公の施設 管 理	施設名：三重県身体障害者総合福祉センター ----- 平成22年度指定管理料：142,316,676円
負担金	いなば園自立経営基盤整備負担金（負担金の支給は平成20年度完了） 平成22年度充当額：459,623,100円 ----- いなば園の利用者の指導訓練等の継続性、安定性を確保し、自立的、主体的な運営を行うため、園の自立経営基盤を整備する経費に充当する。 (補助率 10/10)

[監査結果及び意見]

- (1) 公の施設管理については、施設の利活用を促進するため、成果目標を設定して業務を行っているが、16項目のうち生活援助棟利用者率や地域生活移行率など10項目で目標を達成していない。
- 平成23年度から2期目の指定管理者に指定されているので、引き続き成果目標とされた項目については、未達成要因についての分析をふまえ、目標達成に努められたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	○財務諸表には、選択採用した会計方針等を注記事項として記載しているが、必要な注記事項が省略されていたり、一部記載内容が不足していた。

※ 選択採用：一般に公正妥当とされている複数の会計処理が認められる場合に、その中から一つの会計処理を選ぶこと。なお、採用した会計処理の原則や手続については、財務諸表に注記することが必須となっている。

[所管部局に対する意見]

- (1) 公の施設管理については、成果目標を設定して業務を行っているが、16項目中10項目が未達成であるため、目標が達成できるよう指導、助言等を行われたい。

(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)

- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)

【財団法人三重こどもわかもの育成財団】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：260,000,000円（県出資比率：63.4%）
公の施設 管 理	施設名：みえこどもの城 ----- 平成22年度指定管理料：79,069,000円
補助金	青少年育成推進活動補助金：1,638,000円 ----- 青少年育成県民交流会事業、少年の主張事業等に要する経費を補助する。 (補助率 定額)

[監査結果及び意見]

- (1) 青少年育成事業会計については、毎期運用財産を取り崩して運営しており、数年後には枯渇することが予想されることから、事業のあり方等その運営方針を明確にし、中長期的な計画を策定されたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	○青少年特別会計において、特定資産の科目名を運用財産と記載していたが、資産の保有目的又は使途を示す科目名を記載するべきである。また、この特定資産の財源を明らかにするため、貸借対照表及び正味財産増減計算書においては、指定正味財産として整合させて計上するべきである。 ○国公債にかかる未収利息について、貸借対照表の資産及び正味財産増減計算書の経常収益に計上されていなかった。
契約手続	○契約を締結する際に、財務規程に定める予定価格が設定されていないものがあった。
業務報告書	○公の施設管理の基本協定書に定める業務報告書について、提出されていないものがあった。
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

※ 正味財産増減計算書：企業会計の損益計算書に該当するもので、貸借対照表と並んで法人の主要な財務諸表のひとつ。

※ 指定正味財産：使途の指定された正味財産（純資産）であり、法人の意思で使途を決めることができる一般正味財産と区分する必要がある。

[所管部局に対する意見]

- (1) 青少年育成事業会計については、毎期運用財産を取り崩して運営しており、数年後には枯渇することが予想されることから、事業のあり方等その運営方針を明確にし、中長期的な計画を策定するよう指導、助言等を行われたい。

(所管室名：健康福祉部 こども未来室)

(2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 こども未来室)

(3) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、今後、同様の補助事業を継続する場合には、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 こども未来室)

【株式会社三重県松阪食肉公社】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：32,396,000円（県出資比率：32.4%）
補助金	食肉処理施設維持対策事業補助金：38,250,000円 (株)三重県松阪食肉公社が他のと畜場との競争力を維持し、経営の安定化を図るために必要な、施設維持管理対策、経営対策、衛生対策の事業に要する経費に補助する。 (補助率 1/2以内)

[監査結果及び意見]

(1) 平成22年度の営業損失の額は、前年度と比較して1,949千円悪化し80,558千円となっており、県や関係市町からの補助金により当期純利益1,109千円を確保している状況である。

新たに策定した中期経営改善計画の目標を達成するとともに、今後も徹底的な収支の改善を図り、経営の健全化に努められたい。

(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
財務諸表	○経理規程において固定資産の計上基準が定められているが、基準未満の資産が計上されていた。
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

(1) 公社では、平成22年5月に中期経営改善計画(平成22~24年度)を策定し、経営改善に取り組んでいるところである。

しかしながら、公社の経営状況は恒常に営業損失を計上しており、県や関係市町からの補助金によって純利益を確保している状況であるので、経営改善計画の目標達成や経営改善について、引き続き指導、助言等を行われたい。

(所管室名：農水商工部 農畜産室)

(2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：農水商工部 農畜産室)

(3) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：農水商工部 農畜産室)

【財団法人三重北勢地域地場産業振興センター】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：7,000,000円（県出資比率：31.8%）

[監査結果及び意見]

- (1) 法人では、公益法人制度改革への対応方針が未確定であったため、平成19年度以降、中期経営計画が策定されていない。また、経営については、引き続いて当期一般正味財産増減額がマイナスを計上している状況である。
- 地場産業の健全な育成を図るために必要な事業を推進し、効率的な運営と自主財源確保のためにも、早期に経営計画を策定されたい。
- ※ 当期一般正味財産増減額：公益法人会計において収益と費用との差額を表すもので、企業会計の当期純損益に相当するもの。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
財務諸表	○3月分の未払消費税等について、費用及び負債として計上されていなかった。 ○固定資産の減価償却について、適用している税法耐用年数が変更された後も、注記することなく変更前の耐用年数を適用していた。
賞与引当金	○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成23年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、22年度の費用として計上することを検討すべきである。

※ 注記：一般に公正妥当とされている複数の会計処理が認められる場合には、その中から一つの会計処理を選ぶことになるが、法人が採用した会計処理の原則や手続については、財務諸表に注記することが必須となっている。

※ 引当金：現時点では確定していないても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表上に計上しておくもの。

[所管部局に対する意見]

- (1) 法人では、中期経営計画が策定されておらず、また、経営については、引き続いて当期一般正味財産増減額がマイナスを計上している状況である。
- 地場産業の健全な育成を図るために必要な事業を推進し、効率的な運営と自主財源確保のためにも、早期に経営計画策定に向けて取り組むよう指導、助言等を行われたい。

(所管室名：農水商工部 科学技術・地域資源室)

- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：農水商工部 科学技術・地域資源室)

【三重県漁業信用基金協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：429,300,000円（県出資比率：38.5%）

[監査結果及び意見]

- (1) 法人では多数の個人情報を有しているため、情報の流出など不測の事態に備え、初動体制の整備や行動計画等の策定について検討されたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	○固定資産の減価償却について、適用している税法耐用年数が変更された後も、注記することなく変更前の耐用年数を適用していた。
賞与引当金	○賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。

※ 注記：一般に公正妥当とされている複数の会計処理が認められる場合には、その中から一つの会計処理を選ぶことになるが、法人が採用した会計処理の原則や手続については、財務諸表に注記することが必須となっている。

※ 引当金：現時点では確定していないとしても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表上に計上しておくもの。

[所管部局に対する意見]

法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：農水商工部 水産経営室)

【財団法人三重県下水道公社】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：28,000,000円（県出資比率：50.0%）
公の施設 管 理	施設名：三重県流域下水道施設 ----- 平成22年度指定管理料：2,369,929,638円

[監査結果及び意見]

- (1) 法人の業務は、その大半を公の施設管理業務が占めているとはいえ、管理業務以外にも下水道に関する知識の普及及び啓発等を行っている。
 しかしながら、平成14～23年度の中長期計画においては、管理業務及び受託事業に関する業務のみが記載されているので、次期計画においては、下水道知識の普及業務等を含めた法人全般の事業計画となるよう策定に取り組まれたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
理事の変更登記	○理事の変更登記が、法律に定める期限内に行われていなかった。
公印の管理	○理事会、評議員会の開催通知手続において、起案文書の公印欄に公印管理者の押印がされていないものがあった。
賞与引当金	○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成23年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、22年度の費用として計上することを検討すべきである。
個人情報保護	○公の施設管理業務に伴う個人情報保護について、必要な保護責任者等の報告書が提出されていなかった。
預り金の整理	○キャンプ場の利用者から收受した使用料について、預り金として法人の帳簿に記載・整理していなかった。

※ 引当金：現時点では確定していないくとも、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表上に計上しておくもの。

[所管部局に対する意見]

- (1) 法人の平成14～23年度の中長期計画においては、公の施設管理業務及び受託事業に関する業務のみが記載されているので、次期計画においては、下水道知識の普及業務等を含めた法人全般の事業計画となるよう指導、助言等を行われたい。

(所管室名：県土整備部 下水道室)

- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：県土整備部 下水道室)

【財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：89,217,000円（県出資比率：29.2%）

[監査結果及び意見]

法人では平成17年度に津ヨットハーバー危機管理マニュアルを策定しているが、非常時連絡系統表等が最新のものとなっていないなど、毎年度当初に行うべき見直しが行われていないため、早急に見直しを行うとともに、このマニュアルに基づく連絡体制確認等の訓練を実施されたい。

また、同マニュアルは大規模地震・津波を想定したものとなっていないため、内容を検討のうえ、大規模災害の対応等を含めたマニュアルとなるよう見直しを図られたい。

公の施設管理団体**【岩間造園株式会社】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：県営都市公園北勢中央公園
	平成 22 年度指定管理料：52,618,000 円

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【有限会社太陽緑地】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：県営都市公園大仏山公園
	平成 22 年度指定管理料：43,500,000 円

[監査結果及び意見]

- (1) 公園利用者数の計測方法については、募集要項において示された手順書と異なっているので、募集要項における方法で利用者数を把握し、成果目標が達成されているかを確認されたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
個人情報保護	○個人情報保護について、必要な保護責任者等の報告書が提出されていなかった。
業務計画書	○基本協定書に定める業務計画書が、期限内に提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 公園利用者数の計測方法については、募集要項において示された手順書と異なっているので、募集要項における方法で利用者数を把握し、成果目標が達成されているかを確認するよう指導されたい。

(所管室名：県土整備部 都市政策室)

- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：県土整備部 都市政策室)

【紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：県営都市公園熊野灘臨海公園
	平成 22 年度指定管理料：51,666,000 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
区分経理	○公の施設管理事業と他の事業とは区分して経理する必要があるが、経費の一部について区分の誤りがあった。
再委託の承認	○県の承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。
業務報告書	○基本協定書に定める業務報告書について、期限内に提出されていないものがあった。
業務計画書	○業務計画書について県の承認を得ていなかった。

[所管部局に対する意見]

(1) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：県土整備部 都市政策室)

(2) 法人から提出される業務計画書について、基本協定書第 26 条に定める承認がなされていないので、その内容を検討し、必要があれば変更を指示したうえで、承認を行われたい。

(所管室名：県土整備部 都市政策室)

【財団法人三重県体育協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県立鈴鹿青少年センター ----- 平成 22 年度指定管理料：65,918,000 円
補助金	スポーツ団体等活性化補助金：19,409,000 円 ----- アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成を図るための事業等に要する経費を補助する。 (補助率 定額)

[監査結果及び意見]

- (1) 施設の利活用を促進するため、成果目標を設定して管理業務を行っているが、利用者満足度については目標を達成したものの、施設稼働率、施設延利用者数については目標を下回っているので、目標達成に努められたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 成果目標を設定して管理業務を行っているが、3項目中2項目が未達成であるため、目標が達成できるよう指導、助言等を行われたい。
(所管室名：教育委員会事務局　社会教育・文化財保護室)
- (2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。
(所管室名：教育委員会事務局　スポーツ振興室)

【三重県体育協会グループ】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県営総合競技場 ----- 平成 22 年度指定管理料：59,118,000 円
	施設名：三重県営鈴鹿スポーツガーデン ----- 平成 22 年度指定管理料：339,399,000 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
履行確認	○会計規程に定める履行の確認の記録が行われていなかった。 (三重県営総合競技場)
物品の処分	○物品の処分について、会計規程に定める処分決定調書の作成等が行われていなかった。 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)
利用料金の申し出	○体育館トレーニングルームの利用料金の変更について、基本協定書に定める申し出が、期限内に行われていなかった。 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)
契約手続	○契約を締結する際に、会計規程に定める予定価格が設定されていないものがあった。 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)

[所管部局に対する意見]

法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：教育委員会事務局 スポーツ振興室)

【有限会社熊野市観光公社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県立熊野少年自然の家
	平成 22 年度指定管理料：43,141,000 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
業務報告書	○基本協定書に定める業務報告書について、期限内に提出されていないものがあった。

[所管部局に対する意見]

法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：教育委員会事務局　社会教育・文化財保護室)

補助金等交付団体**【学校法人ニッケン学園】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	私立外国人学校振興補助金：4,000,000円 教育に要する経常的経費を補助する。 (補助率 定額)
	私立外国人学校教材費等補助金：21,787,500円 教材費及び通学バス送迎費の減免措置に対し、補助する。 (補助率 定額)
	私立高等学校等授業料減免補助金：447,200円 経済的困窮生徒の授業料の減免措置に対し、補助する。(補助率 定額)
	高等学校等就学支援金事務費交付金：14,040円 就学支援に係る事務経費に対し、交付金を支給する。 (補助率 定額)
交付金	

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

(1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

(2) 所管室が団体へ通知した実績報告書等の提出期限が、要領等に定める期限と相違していたので、特段の事情等がない限り、要領等に定められた時期までに提出するよう通知されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

【学校法人工エスコラピオスクール（補助対象：海星高等学校、海星中学校）】

財政的援助等の内容	
補助金	私立高等学校等振興補助金：292,636,000円 教育に要する経常的経費を補助する。（補助率 定額）
	私立高等学校等授業料減免補助金：4,582,500円 経済的困窮生徒の授業料の減免措置に対し、補助する。（補助率 定額）
	私立高等学校等入学一時金給付事業補助金：337,500円 経済的困窮新入生徒の入学金半額免除措置に対し、補助する。（補助率 定額）
	私立学校人権教育推進補助金：459,166円 人権教育担当教員の代替教員の雇用に要する経費を補助する。（補助率 定額）
	私立高等学校等教育改革推進特別補助金：300,000円 教育改革に要する経費を補助する。（補助率 定額）
	私立高等学校教育国際化推進事業補助金：300,000円 外国人語学指導助手の雇用に要する経費を補助する。（補助率 1/2）
	結核健康診断補助金：56,989円 結核患者の早期発見等に資するための健康診断経費を補助する。（補助率 2/3）
	高等学校等就学支援金事務費交付金：201,123円
	就学支援に係る事務経費に対し、交付金を支給する。（補助率 定額）
交付金	

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○実績報告書が、県から通知した期限や各補助金等の要綱・要領等に定める期限内に提出されていないものがあった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

(2) 所管室が団体へ通知した実績報告書の提出期限が、要領等に定める期限と相違していたものがあったので、特段の事情等がない限り、要領等に定められた時期までに提出するよう通知されたい。また、提出遅延のものについては、今後、適正な処理を行うよう法人を指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

【学校法人大川学園（補助対象：大川幼稚園、津西幼稚園）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	私立幼稚園振興補助金：79,597,000 円 教育に要する経常的経費を補助する。 (補助率 定額)
	私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）： 3,500,000 円 預かり保育等推進事業の実施に要する人件費を補助する。 (補助率 定額)
	私立高等学校等教育改革推進特別補助金(子育て支援)：1,200,000 円 子育て支援事業の実施に要する人件費・教材費等を補助する。 (補助率 定額)
	私立幼稚園心身障がい児助成事業補助金：392,000 円 心身障がい児への特別の支援に要する人件費等を補助する。 (補助率 定額)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○私立幼稚園振興補助金において、財務計算に関する書類については、翌年度の6月30日までに提出することになっているが、期限までに提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

(1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

(2) 財務計算に関する書類については、翌年度の6月30日までに県に提出することになっているが、期限までに提出されていなかったため、期限内に提出するよう指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

【学校法人愛農学園（補助対象：愛農学園農業高等学校）】

財政的援助等の内容	
補助金	私立大学等経常費補助金(私立高等学校経常費補助)：12,700,000円 長期の宿泊を伴う産業教育など特色のある教育活動に要する経常費を補助する。 (補助率 定額)
	私立高等学校等振興補助金：62,487,000円 教育に要する経常的経費を補助する。 (補助率 定額)
	私立高等学校等授業料減免補助金：575,300円 経済的困窮生徒の授業料の減免措置に対し、補助する。(補助率 定額)
	私立高等学校等入学一時金給付事業補助金：225,000円 経済的困窮新入生徒の入学金半額免除措置に対し、補助する。 (補助率 定額)
	私立学校施設整備費補助金：3,233,000円 エコキャンパス推進事業として、低炭素社会の実現に向けて、学校法人が設置する高等学校等における環境に配慮した学校施設の整備に要する経費を補助する。 (補助率 1/3)
	私立学校耐震化緊急整備費補助金：52,500,000円 校舎等の地震に対する安全性確保に要する経費を補助する。 (補助率 3/4)
	高等学校等就学支援金事務費交付金：25,272円 就学支援に係る事務経費に対し、交付金を支給する。 (補助率 定額)
交付金	

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○私立学校耐震化緊急整備費補助金の実績報告書において、必要な書類の一部が添付されていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

(2) 補助金事務において、県への実績報告に必要な書類が一部添付されていなかったので、今後、提出書類の精査を徹底し、不備のないよう補助事業者を指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

(3) 補助金事務において、交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず交付決定前の事業着手が認められているので、諸規定等を整備し、判断基準の透明性確保に努められたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

(4) 所管室が団体へ通知した実績報告書等の提出期限が、要領等に定める期限と相違していたので、特段の事情等がない限り、要領等に定められた時期までに提出するよう通知されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

【社会福祉法人伊賀市社会事業協会（補助対象施設：上野点字図書館、梨ノ木園他）】

財政的援助等の内容	
補助金	産休等代替職員賃金補助金：2,108,000円 出産又は傷病による長期休暇職員の代替任用に要する経費を補助する。 (補助率 1/2)
	三重県点字図書館運営事業費補助金：32,252,000円 運営に要する経費を補助する。 (補助率 10/10)
	結核健康診断補助金：36,115円 結核患者の早期発見等に資するための健康診断経費を補助する。
	(補助率 2/3)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○産休等代替職員賃金補助金の実績報告書が、補助金交付要領に定める期限内に提出されていないものがあった。

[所管部局に対する意見]

(1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 健康危機管理室、障害福祉室、こども家庭室)

(2) 実績報告書の提出遅延だったので、今後、適正な処理を行うよう法人を指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 こども家庭室)

(3) 三重県点字図書館運営事業費補助金の交付決定に際して、身体障害者保護費国庫負担（補助）金交付要綱に定められた交付条件を付さず、また誤った交付条件が付されているので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)

(4) 所管室が団体に通知した結核健康診断補助金の変更交付申請書及び実績報告書の提出期限が、交付要領に定める期限と相違していたので、特段の事情等がない限り、要領等に定められた時期までに提出するよう通知されたい。

(所管室名：健康福祉部 健康危機管理室)

(5) 所管室が団体に通知した産休等代替職員賃金補助金の交付申請書の提出期限が、交付要領に定める期限と相違していたので、特段の事情等がない限り、要領等に定められた時期までに提出するよう通知されたい。

(所管室名：健康福祉部 こども家庭室)

【紀南病院組合立紀南病院】

財政的援助等の内容	
補助金	医療施設耐震化整備事業費補助金：59,004,000円 紀南病院中央館の耐震補強工事に要する経費を補助する。 (補助率 1/2以内)
	医療施設運営費等補助金(産科医療機関確保事業)：22,810,000円 地域の産科医療を支えるために要する経費を補助する。(補助率 1/2)
	医療施設運営費等補助金(へき地医療拠点病院運営事業)： 2,987,000円 地域のへき地医療を支えるために要する経費を補助する。 (補助率 1/2)
	救急医療体制人材確保緊急支援事業補助金：7,245,000円 病院群輪番制度の当番日に当直した救急担当医の給与費を補助する。 (補助率 1/2)
	救急勤務医支援事業補助金：5,298,000円 休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる手当を補助する。 (補助率 1/3)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
会計事務等	○補助事業の遂行において工事を施工するにあたり、伺い文書が作成されていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 医療政策室)

- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 医療政策室)

【医療法人正和会（補助対象：介護老人保健施設 老健クローバー）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	老人保健福祉施設整備費補助金：25,000,000円 老人保健福祉施設の整備促進のため、施設整備に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金：24,000,000円
	老人保健福祉施設の円滑な開設のため、老人保健福祉施設の開設準備に要する経費を補助する。 (補助率 定額)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金において、交付要領に定める状況報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

補助金事務において、県への状況報告がされていないものがあったので、報告書の提出状況を把握し、未報告のないよう補助事業者を指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 長寿社会室)

【社会福祉法人愛恵会（補助対象：生活訓練施設 ひまわり）】

財政的援助等の内容	
補助金	<p>精神障害者社会復帰施設運営費補助金：38,072,000円 精神障害者の地域社会における社会適応訓練の場を確保し、社会復帰の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設を運営する者に運営に要する経費を補助する。 (補助率 10/10以内)</p> <p>精神障害者社会復帰施設等福祉職員待遇改善事業費補助金： 837,584円 福祉職員の待遇改善に取り組む精神障害者社会復帰施設等を運営する者に対し、運営費補助金の交付に加え、福祉職員の賃金改善に要する経費を補助する。 (補助率 10/10以内)</p>

[監査結果及び意見]

補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
補助金等事務	<ul style="list-style-type: none"> ○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要領に定める変更交付申請書が提出されていなかった。 ○精神障害者社会復帰施設運営費補助金について、補助申請時、実績報告時に補助対象経費から除く必要のある精神障害者社会復帰施設等福祉職員待遇改善事業費補助金分を対象経費として算定していた。
契約手続	<ul style="list-style-type: none"> ○契約を締結する際に、会計規程に定める予定価格が設定されていなかった。

[所管部局に対する意見]

(1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)

(2) 精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要領に規定する変更交付申請がされていなかったので補助事業者に対し、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)

(3) 精神障害者社会復帰施設運営費補助金について、補助申請時、実績報告時に補助対象経費から除く必要のある精神障害者社会復帰施設等福祉職員待遇改善事業費補助金分を対象経費として算定していたので、書類のチェックを適切に行い、適正な書類の提出を指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)

- (4) 精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金の実績報告書の添付書類の中に不必要的ものがあったので、添付書類の要否を検討されたい。

(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)

- (5) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)

【三重県木材協同組合連合会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	「三重の木」利用拡大等支援事業補助金：5,096,000 円
	「三重の木」認証事業者が行う県産材利用拡大事業に要する費用を補助する。 (補助率 10/10)
	木とのふれあい促進事業費補助金：1,245,100 円
	広く県民を対象とした木とのふれあいを促進する事業に要する経費を補助する。 (補助率 1/2)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：環境森林部 森林・林業経営室、自然環境室)

【「三重の木」利用推進協議会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	「三重の木」利用拡大等支援事業補助金：4,340,391 円
	「三重の木」認証事業者が行う県産材利用拡大事業に要する費用を補助する。 (補助率 10/10)
	「三重の木」家づくり情報提供支援事業補助金：2,708,000 円
	「三重の木」利用推進協議会が行う県産材及び「三重の木」認証材の利用拡大につながる情報発信に要する費用を補助する。 (補助率 1/2)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：環境森林部 森林・林業経営室)

【松阪飯南森林組合】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	造林補助事業補助金：146,112,328円 植栽、下刈り、間伐、作業道開設、高齢林の間伐などによる森林整備の実施に要する経費を補助する。 (補助率 4/10～5/10)
	間伐対策事業費補助金：30,750,000円 効率的かつ効果的な間伐等の森林整備を実施するため、これに必要な基幹作業道及び作業道の整備並びに林業機械の導入を図る経費や、未整備森林の解消を推進する事業に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金：33,250,000円 三重県森林整備加速化・林業再生基金を活用し、間伐材等の森林整備の促進及び森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図る事業に要する経費を補助する。 (補助率 定額)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金において、三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金において、状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：環境森林部 森林・林業経営室)

【鈴四トマト研究会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	リーディング産地新規参入者受入体制強化緊急支援事業補助金： 19,000,000円 産地生産力の維持強化を図るため、産地構造改革活動や施設整備等に要する経費を補助する。 (補助率 1/2 以内)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○補助要件となっている「財産管理台帳の作成」、「独立の口座開設又はこれに替わる独立した出納簿による整理」が行われていなかった。

[所管部局に対する意見]

補助金事務において、補助要件に沿った事務処理が一部行われていなかったので、今後、適正な事務処理となるよう補助事業者を指導されたい。

(所管室名：農水商工部 農畜産室)

【三重県信用漁業協同組合連合会】

財政的援助等の内容	
補助金	経営健全化促進事業利子補給金：15,851,683円 外湾漁協の販購買事業に必要となる運転資金の貸付に対する利子補給金を交付する。 (補助率 1/2以内)
	漁協等経営基盤強化対策事業利子補給金：1,534,461円 経営基盤の強化対策に必要となる整備資金の貸付に対する利子補給金を交付する。 (補助率 定額)
	漁協組織緊急再編対策事業利子補給金：608,194円 経営基盤の強化対策に必要となる整備資金の貸付に対する利子補給金を交付する。 (補助率 定額)
	漁業近代化資金利子補給金：31,299,121円 漁業者等が低利で漁業近代化資金を借入できるよう、漁業者等に資金を貸し付ける融資機関に対し、利子補給金を交付する。 (補助率 定額)
	漁業経営維持安定資金利子補給補助金：10,572,013円 漁業経営維持安定資金借入に対する利子補給金を交付する。 (補助率 定額)
	合併漁協等自立促進事業利子補給金：1,499,999円 合併又は信用事業を譲渡した漁協の販購買事業に必要となる資金の貸付に対する利子補給金を交付する。 (補助率 1/2以内)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則で規定する補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：農水商工部 水産経営室)

【J S R株式会社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	バレ一構想先端産業等立地促進補助金：215,424,000 円 県内への企業の立地を促進する施策を講ずることにより、産業構造の高度化及び雇用の機会の創出を図り、もって本県経済の健全な発展と県民の福祉の向上に寄与するための施設整備に要する経費を補助する。 (補助率 10/100)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【社団法人三重県防犯協会連合会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	三重県防犯協会連合会補助金：1,760,000円 防犯事業の促進のための事業に要する経費を補助する。 (補助率 1/2 以内)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○警察関係補助金交付要領に定める変更承認申請書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

(1) 警察関係補助金交付要領の補助事業等状況報告書の提出に関する定めが、三重県補助金等交付規則の定めと合致していないので、同要領の文言について検討されたい。あわせて、状況報告書を適時適切に提出するよう指導されたい。
(所管室名：警察本部 生活安全企画課、会計課)

(2) 警察関係補助金交付要領に定める変更承認申請書が提出されていなかったので、補助事業者に対し適時適切に提出するよう指導されたい。
(所管室名：警察本部 生活安全企画課)

(3) 警察関係補助金交付要綱の規定では、補助対象経費が事業費予算額とされているが、支出済額である実績額に改めるよう検討されたい。
(所管室名：警察本部 生活安全企画課、会計課)

(4) 補助金の申請書、概算払請求書や実績報告書及びそれらの添付書類において補助対象事業に係る経費が明示されていない。対象経費を明示する書類を添付させることなどを検討されたい。
(所管室名：警察本部 生活安全企画課)

【日本スポーツマスターズ 2010 三重大会実行委員会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
負担金	日本スポーツマスターズ 2010 三重大会実行委員会負担金： 23,562,526 円 日本スポーツマスターズ 2010 三重大会の開催に要する経費を負担する。 (補助率 定額)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、今後、同様の事業を実施する場合には、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：教育委員会事務局 スポーツ振興室)

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書室

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
